

令和2年

第3回伊是名村議会定例会会期日程

会期 5日間

自 令和2年9月14日

至 令和2年9月18日

月 日	曜日	会議、休会、その他
9月14日	月	本会議(開会、諸般の報告、行政報告、議案審議)
9月15日	火	本会議(議案審議)
9月16日	水	休会(決算特別委員会)
9月17日	木	休会
9月18日	金	本会議(議案審議、一般質問、閉会)

(議決結果)

令和2年第3回伊是名村議会定例会議決一覧

議案番号	件名	議決年月日	議決の結果
報告第5号	令和元年度の健全化判断比率及び資金不足比率の報告について	令和2年9月14日	報告
承認第5号	専決処分の承認を求めることについて(伊是名村国民健康保険税条例の一部を改正する条例)	〃	承認
議案第43号	伊是名村職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例	〃	原案可決
議案第41号	北部広域市町村圏事務組合規約の変更について	〃	原案可決
議案第35号	令和2年度伊是名村一般会計補正予算(第3号)	令和2年9月15日	原案可決
議案第36号	令和2年度伊是名村国民健康保険特別会計補正予算(第2号)	〃	原案可決
議案第37号	令和2年度伊是名村後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)	〃	原案可決
議案第38号	令和2年度伊是名村簡易水道事業特別会計補正予算(第2号)	〃	原案可決
議案第39号	令和2年度伊是名村農業集落排水事業特別会計補正予算(第2号)	〃	原案可決
議案第40号	令和2年度伊是名村港湾整備事業特別会計補正予算(第2号)	〃	原案可決
議案第42号	工事請負契約について(伊是名西部地区中継ポンプ設置工事)	〃	原案可決
陳情第3号	県産品の優先使用について(要請)	〃	採択
発議第4号	新型コロナウイルス感染症の影響に伴う地方財政の急激な悪化に対し地方税財源の確保を求める意見書	〃	原案可決

同意 第4号	伊是名村固定資産評価審査委員会委員の選任について	〃	同意
同意 第5号	伊是名村固定資産評価審査委員会委員の選任について	令和2年 9月15日	同意
同意 第6号	伊是名村固定資産評価審査委員会委員の選任について	〃	同意
同意 第7号	伊是名村農業委員会委員の任命について	〃	同意
同意 第8号	伊是名村農業委員会委員の任命について	〃	同意
同意 第9号	伊是名村農業委員会委員の任命について	〃	同意
同意 第10号	伊是名村農業委員会委員の任命について	〃	同意
同意 第11号	伊是名村農業委員会委員の任命について	〃	同意
認定 第1号	令和元年度伊是名村一般会計歳入歳出決算の認定について	令和2年 9月18日	認定
認定 第2号	令和元年度伊是名村国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について	〃	認定
認定 第3号	令和元年度伊是名村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について	〃	認定
認定 第4号	令和元年度伊是名村簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について	〃	認定
認定 第5号	令和元年度伊是名村農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について	〃	認定
認定 第6号	令和元年度伊是名村港湾整備事業特別会計歳入歳出決算の認定について	〃	認定
認定 第7号	令和元年度伊是名村船舶運航事業特別会計歳入歳出決算の認定について	〃	認定

認 定 第 8 号	令和元年度伊是名村育英事業特別会 計歳入歳出決算の認定について	〃	認 定
--------------	------------------------------------	---	-----

令和2年第3回伊是名村議会定例会会議録 第1号					
招集年月日	令和2年9月14日				
招集の場所	伊是名村議会議事堂				
開会・閉会 議長の宣告	開会	令和2年9月14日	10時29分	議長	宮城安志
	散会	令和2年9月14日	11時03分	議長	宮城安志

議員の出席及び欠席

出席9名 欠席1名

議席番号	氏名	出欠別	議席番号	氏名	出欠別
1	前川秀和	出席	8	前田清	欠席
2	宮城義秀	〃	9	東江克伸	出席
3	仲田正務	〃	10	潮平そのみ	〃
5	東江清和	〃	11	宮城安志	〃
6	東江源也	〃			
7	伊禮正徳	〃			

会議録署名議員

5番	東江清和	6番	東江源也
----	------	----	------

職務のため会議に出席した者の職氏名

議会事務局長	高良和彦	臨時書記	城間俊
--------	------	------	-----

地方自治法第121条の規定により説明のため会議に出席した者の職氏名

職名	氏名	職名	氏名
村長	前田政義	農林水産課長	前田秀光
副村長	奥間守	建設環境課長	末吉長吉
教育長	照屋巧	教育振興課長	濱里篤
総務課長	諸見直也	住民福祉課長	諸見美奈子
会計管理者	兼元清永	商工観光課長	前川栄進
企画政策課長	神田宗秀		

会議の経過 別紙のとおり

会議に付した事件

令和2年9月14日

会議録署名議員の指名
会期の決定
諸般の報告
行政報告
議員派遣の件
令和元年度の健全化判断比率及び資金不足比率の報告について
専決処分の承認を求めることについて（伊是名村国民健康保険税条例の一部を改正する条例）
伊是名村職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例
北部広域市町村圏事務組合同規約の変更について

令和2年第3回伊是名村議会定例会議事日程（第1号）

1. 開 議 午前10時

2. 付議事件及び順序

令和2年9月14日（月）

日程番号	議案番号	件 名
1		会議録署名議員の指名
2		会期の決定
3		諸般の報告
4		行政報告
5		議員派遣の件
6	報告第5号	令和元年度の健全化判断比率及び資金不足比率の報告について
7	承認第5号	専決処分の承認を求めることについて（伊是名村国民健康保険税条例の一部を改正する条例）
8	議案第43号	伊是名村職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例
9	議案第41号	北部広域市町村圏事務組合規約の変更について

議長（宮城安志）

ただいまから令和2年第3回伊是名村議会定例会を開会いたします。

ただいまの出席議員は9名です。

これから本日の会議を開きます。 (午前10時30分)

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付のとおりでございます。

これより本日の議事日程に入ります。

#### 日程第1

会議録署名議員の指名を行います。

本定例会の会議録署名議員は、会議規則第127条の規定により、5番東江清和議員、及び6番東江源也議員を指名します。

#### 日程第2

会期の決定の件を議題とします。

お諮りいたします。本定例会は、本日9月14日から9月18日までの5日間にしたいと思っております。ご異議ありませんか。

(「異議なし」という者あり)

異議なしと認めます。したがって、会期は本日9月14日から9月18日までの5日間に決定いたしました。

なお、会期中の会議予定表は、お手元に配付の会期日程表のとおりでございます。

#### 日程第3

諸般の報告を行います。令和2年6月1日から8月31日までの諸般の報告を行います。報告書を配付しておりますので、要点だけを朗読し、報告したいと思っております。

6月4日、北部地区議会議長会第1回理事会定例総会に参加いたしました。

6月10日、令和2年第2回定例会が招集され、10日から12日の3日間の会期で報告4件、承認2件、議案10件、発議1件、陳情2件、同意1件が提出され、議員各位及び執行部の協力のもと、無事原案のとおり可決、終了いたしました。

6月23日、令和2年度第51回伊是名村戦没者慰霊祭が挙行され、追悼の言葉を申し述べ、御霊のご冥福をお祈りいたしました。



7月1日、令和2年度沖縄振興拡大会議が新型コロナウイルス感染症拡大予防のため、各市町村でパソコンを利用したWeb会議を実施いたしました。

7月13日、7月の県産品奨励月間による県産品優先使用要請団が本村を訪れ、県産品優先使用の要請を行いました。

7月20日、日頃の運動不足の解消と議員間の交流を目的にグラウンドゴルフ大会を開催いたしました。

8月3日、第2回村議会臨時会が開催され、契約事項議案1件を審議いたしました。

次に、村監査委員から地方自治法第235条の2第3項の規定に基づいて、令和2年4月分から6月分の例月現金出納検査結果報告書が提出されております。以上で、諸般の報告を終わります。

#### 日程第4

行政報告を行います。村長から行政報告の申し出があります。これを許します。村長、前田政義君。

村長（前田政義君）

それでは、ご挨拶を申し上げます。第3回定例議会を招集しましたところ、ご参集下さいまして誠に有難うございました。

今定例議会には、健全化判断比率報告1件、国保条例一部改正にかかる承認1件、令和2年度各会計補正予算6件、北部広域市町村圏事務組合規約の変更等、議案を3件、令和元年度決算認定8件、27件提案いたしております。どうぞよろしく願いをいたします。

それでは、行政報告の前に一言ご挨拶を申し上げます。

台風9号、10号が立て続けに発生し、台風対策のため、早速、関係者を招集して対策本部会議を開催し、避難所開設、港湾漁港海岸等の高潮警戒、家屋は大雨被害の安全確認等、各部署で台風に備えて対策にあたりました。

台風9号、台風10号は暴風並びに波浪警報の圏域に入りましたが、通過後、農産物等に大きな被害報告もなく、安堵いたしております。

新型コロナウイルス感染症対応として、国や県は緊急事態宣言を発出し、休業要請、不要不急の外出自粛要請等を実施しましたが、その影響を受け、各事業者や観光業等に多大な打撃を与え、また日常の村民の生活にも様々な混乱と

苦難を及ぼしています。

本村も国、県の要請を受けて、対策本部を設置し、様々な取り組みをしてまいりましたが、特に渡航自粛要請によるフェリーいぜな尚円の再三の減便運航は村民生活や村経済に大きな打撃を与えています。

今定例議会においては、新型コロナウイルス感染症対応、地方創生臨時交付金の第2次配分を受け、農水産物の生産向上のための瞬間冷凍機、及び乾燥機購入費、コロナ感染者宿泊療養施設借り上げ料、観光協会並びに民泊事業者支援金、公共施設の感染予防対策費等について第3号補正予算案に織り込み、上程いたしております。

本村においてこれまで感染者が発生しなかったことは、議員各位をはじめ、村民の皆様のご理解とご協力のおかげで感謝申し上げます。

秋の時期は、毎年インフルエンザが流行することもあり、その感染対策と新型コロナウイルス感染症対応について対策本部を中心に気を引き締めて取り組んでまいりますので、議員各位のご理解とご協力をお願い申し上げます。

それでは、6月1日から8月31日までの行政報告を行います。

なお、主な点だけ読み上げてご報告し、あとはお目通しのほど、よろしくお願いをいたします。

それでは、報告書の1ページをお願いします。6月1日（月曜日）、いぜな島観光協会から要請を受けました。

内容といたしましては、新型コロナウイルス感染症拡大に伴う経営支援に関する要請でありました。

3日（水曜日）、令和2年度北部市町村会総会があり、出席をいたしました。

5日（金曜日）、民生委員・主任児童委員委嘱状伝達式並びに感謝状伝達式を行いました。内容は、以下のとおりであります。

9日（火曜日）、令和2年度伊是名村母子保健推進委員委嘱状交付式を行いました。

2ページをお願いします。10日（水曜日）、令和2年第3回定例議会が招集されまして、6月10日から6月12日までの3日間開会されました。

16日（火曜日）、北部農林水産振興センター高原景正農業水産整備課長が来訪しまして、勢理客漁港補完バース事業等現場を視察をいたしております。

なお、同日、仲田幹男船長からフェリーいぜな定期検査後のトラブルについての報告を受けました。内容は以下のとおりでございます。

19日(金曜日)、令和2年度沖縄県離島航路確保維持改善協議会が開催され、出席をいたしました。

22日(月曜日)、當銘真栄次期糸満市長が来訪しました。

次、3ページをお願いします。

23日(火曜日)、令和2年第51回伊是名村戦没者慰霊祭が行われましたが、本年度は新型コロナウイルス感染症の影響で規模を縮小して執り行いました。

26日(金曜日)、令和3年度沖縄振興予算要請に関する意見交換会があり、出席をいたしました。本村からの意見、要望といたしましては、1.令和3年度沖縄振興予算を満額確保して、市町村への事業費配分額を増額してもらいたい。

2.離島住民等交通コスト軽減事業及び自動車航送コスト負担軽減について郷友会や一般利用者にも適用してもらいたい。

3.伊平屋・伊是名架橋建設の早期実現を図るため、沖縄県、伊平屋村、伊是名村三者による「検討委員会」を設置してもらいたい。

4ページをお願いします。4.離島における産業廃棄物、海浜漂着ごみ、一般ごみ等の処分について、県指導の下、広域化を推進してもらいたい。以上、4点要望いたしております。

29日(月曜日)、区長会を開催いたしまして、新区長との委託契約を締結いたしております。伊是名区長に安里昇、仲田区長に伊禮正隆、諸見区長に東江吉美、勢理客区長に末吉實好、内花区長に名嘉清光、以上の各氏と委託契約をいたしました。

なお、任期につきましては、令和2年6月1日から令和4年5月31日までの2カ年間であります。

なお、これまで数年据え置きとなっておりました委託料金についても見直しをしまして、均衡ある引き上げ内容といたしました。

同日、令和2年度第4回伊是名尚円王まつり大会実行委員会通常総会があり、その中において令和2年度第5回伊是名尚円王マラソン大会、予定は令和3年2月13日でありましたが、新型コロナウイルス感染症の影響を受け、中止と

決定いたしました。

7月1日(水曜日)、伊是名村村政施行81周年の記念日であります。同日、沖縄振興拡大会議Web会議があり、村長、議長が対応いたしております。

8日(水曜日)、沖縄電力株式会社本永浩之社長一行が来られまして、懇談をいたしておりますが、その中において伊是名城跡前の南風原線の電柱を無電柱化してもらいたいという要望をいたしております。

13日(月曜日)、県産品優先使用要請団が来訪しまして対応いたしました。

15日(水曜日)、沖縄総合事務局吉住啓作局長が来られまして、新しい事業として沖縄市町村施策支援室を発足したという、その事業の説明を受けました。せっかくの機会でありましたので、局長に本村からも1件要望いたしました。伊平屋・伊是名架橋建設早期実現についての要望であります。

16日(木曜日)、伊平屋・伊是名架橋建設促進協議会理事会が本村の産業支援センターホールで行われました。

6ページお願いします。20日(月曜日)、第191回沖縄県町村会定期総会等が行われ、それに出席をいたしました。

21日(火曜日)、沖縄総合事務局農林水産部林務水産課金城克幸課長補佐が来訪しまして、勢理客漁港補完バース、伊是名漁港海岸、冷凍冷蔵庫等視察をいたしております。

24日(金曜日)、儀間光男氏が来訪しまして、伊是名村と育英事業、並びにチゲン園にふるさと納税寄附金を贈呈いたしております。

27日(月曜日)、伊平屋・伊是名架橋建設促進協議会総会が伊平屋村の産業連携拠点センターホールで開催される予定でありましたが、コロナウイルス感染症拡大のため、それに配慮し、総会を中止とし、書面決議というふうに決定いたしました。

28日(火曜日)、北部市町村会総会があり、出席をいたしました。

また同日、第7回北部基幹病院の基本的枠組みに関する協議会も行われております。その中において、玉城知事、我那覇県病院事業局長、上地博之北部地区医師会会長、當間敦北部市町村会会長による合意書への署名式を行っております。

30日(木曜日)、第7回伊是名村新型コロナウイルス感染症対策本部会議を

開催いたしました。内容については以下のとおりであります。

また、31日(金曜日)、第8回伊是名村新型コロナウイルス感染症対策本部会議を開催し、内容については以下のとおりであります。

8ページをお願いします。8月3日(月曜日)、第2回臨時議会が招集され、内容といたしましては、財産の無償貸付についてであります。内容については、以下のとおりであります。

4日(火曜日)、沖縄振興特別措置法等の延長に向けたWeb会議を開催いたしました。本村からの意見要望といたしまして、①伊平屋・伊是名架橋建設の早期実現について「次期沖縄21世紀ビジョン基本計画に明記するよう」要望いたしました。

②沖縄振興特別措置法等の改正、延長については、県と市町村が一体となって、これに要望するよう意見をいたしました。

6日(木曜日)、沖縄県の緊急事態宣言を受け、新型コロナウイルス感染症対策のため、フェリーいげな尚円は8月6日から8月15日までの間、2便運航を減便し、1便運航を実施することにいたしました。

7日(金曜日)、第9回伊是名村新型コロナウイルス感染症対策本部会議を開催いたしました。内容については、以下のとおりであります。

13日(木曜日)、第10回伊是名村新型コロナウイルス感染症対策本部会議を開催いたしました。内容については、以下のとおりであります。

14日(金曜日)、令和2年度北部広域市町村圏事務組合第1回理事会が開催され、出席をいたしました。

10ページをお願いします。また、同日、新型コロナウイルス感染症に関する宿泊療養施設確保の意見交換会も行われました。

16日(日曜日)、フェリーいげな尚円は、沖縄県の緊急事態宣言に準じ、8月16日から8月29日までの間、感染予防のため1便運航といたしました。

20日(水曜日)、令和2年度伊是名村農業委員会委員候補者選考委員会委員委嘱状交付式を行いました。内容については、以下のとおりであります。

28日(金曜日)、沖縄振興の政策ツールに関する対面調査Web面談を行いました。本村からの意見要望といたしまして、1. 沖縄振興特別措置法等の改正・延長について。2. 伊是名村個別要望といたしまして、①伊平屋・伊是名

架橋建設早期実現について。②永代供養施設整備について。③北部連携事業の採択要件緩和について、以上の要望をいたしました。

第11回伊是名村新型コロナウイルス感染症対策本部会議を開催いたしました。

11ページお願いします。内容については、以下のとおりでございます。

31日(月曜日)、台風9号対策本部会議を設置いたしまして、内容は以下のとおりであります。台風に備えての対策会議でありました。以上が6月1日から8月31日までの間の行政報告であります。よろしく願いをいたします。  
議長(宮城安志)

これで行政報告を終わります。

日程第5

議員派遣の件を議題とします。

お手元に配付の議員派遣について、村内視察については9月18日に実施、さらに別紙研修会に全議員を派遣したいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」という者あり)

異議なしと認めます。したがって、議員派遣の件については、別紙の視察及び研修会に全議員を派遣することに決定いたしました。

日程第6

報告第5号・令和元年度の健全化判断比率及び資金不足比率の報告についてを議題とします。

本件について説明を求めます。村長、前田政義君。

村長(前田政義君)

報告第5号・令和元年度の健全化判断比率及び資金不足比率の報告について。

令和元年度決算に基づき算定した地方公共団体の財政の健全化に関する法律(平成19年法律第94号)第3条第1項の健全化判断比率及び同法第22条第2項の資金不足比率について、同法第3条第1項及び第22条第1項の規定により別紙のとおり報告します。

令和2年9月14日提出、伊是名村長 前田政義。

なお、別紙のとおり数字が示されておりますので、後程お目通しをお願いします。よろしくお願ひします。

議長（宮城安志）

ただいまの報告に対し、ご質疑ありませんか。

（「質疑なし」という者あり）

質疑がないようですので、質疑を終結いたします。

これで、報告第5号・令和元年度の健全化判断比率及び資金不足比率の報告についてを終わります。

日程第7

承認第5号・専決処分の承認を求めることについて（伊是名村国民健康保険税条例の一部を改正する条例）を議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。村長、前田政義君。

村長（前田政義君）

承認第5号・専決処分の承認を求めることについて。

地方自治法第179条第1項の規定により、伊是名村国民健康保険税条例の一部を改正する条例を別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し承認を求めます。令和2年9月14日提出、伊是名村長 前田政義。

それでは、処分書を読み上げて説明といたします。

専決処分第7号、専決処分書。

伊是名村国民健康保険条例。地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、議会を招集する暇がないと認め、次のとおり専決処分する。

伊是名村国民健康保険条例の一部を改正する条例、別紙のとおりであります。

提案理由、国民健康保険に関する被用者が新型コロナウイルス感染症に感染し、又はその感染が疑われ、労務に服することができない場合に支給する傷病手当金を国が特例的な措置として財政支援を行うことになっている。これに伴い傷病手当金を支給することに関し所要の規定を早急に整備する必要があるが、議会を招集する時間的余裕がないため、地方自治法（昭和22年法律第6

7号) 第179条第1項の規定により別紙のとおり専決処分する。

令和2年6月30日、伊是名村長 前田政義。以上の内容であります。

なお、資料についても添付されております。よろしく申し上げます。

議長 (宮城安志)

提案理由の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。

(「質疑なし」という者あり)

質疑がないようですので、質疑を終結いたします。

お諮りします。本案については、討論を省略することにご異議ありませんか。

(「異議なし」という者あり)

異議なしと認めます。これで討論を省略いたします。

これから承認第5号・専決処分の承認を求めることについて(伊是名村国民健康保険税条例の一部を改正する条例)を採決いたします。

お諮りします。本案は、原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

(「異議なし」という者あり)

異議なしと認めます。したがって、承認第5号は、原案のとおり承認されました。

日程第8

議案第43号・伊是名村職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

暫時休憩いたします。

休憩 午前10時56分

再開 午前10時57分

議長 (宮城安志)

再開いたします。

村長、前田政義君。

村長 (前田政義君)

それでは議案第43号・伊是名村職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例の提案理由の説明をいたします。

伊是名村職員の特殊勤務手当に関する条例(平成11年条例第7号)の一部



を別添のように改正したいので地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第1号の規定により議会の議決を求めます。令和2年9月14日提出、伊是名村長 前田政義。

提案理由、新型コロナウイルス感染症により生じた事態に対処するための防疫等休業手当の特例について、人事院規則の一部改正、県人事委員会規則の一部改正を踏まえ、伊是名村職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する必要があります、本条例を提出するものであります。

なお、改正内容については、別添のとおりでございます。よろしくお願いいたします。

議長（宮城安志）

これで提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

（「質疑なし」という者あり）

質疑なしと認めます。

お諮りします。本件については、討論を省略したいと思います、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」という者あり）

よって、討論を省略いたします。

これから議案第43号・伊是名村職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例を採決いたします。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」という者あり）

異議なしと認めます。したがって、議案第43号・伊是名村職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例は、原案のとおり可決されました。

日程第9

議案第41号・北部広域市町村圏事務組合規約の変更についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。村長、前田政義君。

村長（前田政義君）

議案第41号・北部広域市町村圏事務組合規約の変更についての提案理由の

説明をいたします。

地方自治法（昭和22年法律第67号）第286条第2項の規定に基づき、北部広域市町村圏事務組合同規約を以下のとおり変更することについて協議するため、議決を求めます。

令和2年9月14日提出、伊是名村長 前田政義。

北部広域圏事務組合の一部を変更する規約。

北部広域市町村圏事務組合同規約（平成4年県指令総第731号）の一部を次のように変更する。

第12条第5項中「第15号」に規定する事務に係る経費に、「負担割合は」を「負担割合を新たに定める必要がある場合は」に改める。

附則、この規約は、組合を組織する市町村の協議の整った日から施行する。

提案理由、新たに実施する北部振興事業に要する経費の支弁方法について定める必要があるため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第286条第2項の規定に基づき、同規約を変更する。

なお、規約の新旧対照表も添付しております。よろしく申し上げます。

議長（宮城安志）

提案理由の説明が終わりましたので、質疑を許します。

（「質疑なし」という者あり）

質疑なしと認めます。

お諮りします。本件については、討論を省略したいと思います、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」という者あり）

よって、討論を省略いたします。

これから議案第41号・北部広域市町村圏事務組合同規約の変更についてを採決いたします。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」という者あり）

異議なしと認めます。したがって、議案第41号・北部広域市町村圏事務組合同規約の変更については、原案のとおり可決されました。

これで本日の日程は、全部終了いたしました。

本日は、これで散会いたします。

散会（午前11時03分）

令和2年第3回伊是名村議会定例会会議録 第2号				
招集年月日	令和2年9月15日			
招集の場所	伊是名村議会議事堂			
開会・閉会	開会	令和2年9月15日	13時00分	議長 宮城安志
議長の宣告	散会	令和2年9月15日	15時50分	議長 宮城安志

議員の出席及び欠席

出席9名 欠席1名

議席番号	氏名	出欠別	議席番号	氏名	出欠別
1	前川 秀和	出席	8	前田 清	欠席
2	宮城 義秀	〃	9	東江 克伸	出席
3	仲田 正務	〃	10	潮平そのみ	〃
5	東江 清和	〃	11	宮城 安志	〃
6	東江 源也	〃			
7	伊禮 正徳	〃			

会議録署名議員

5番	東江 清和	6番	東江 源也
----	-------	----	-------

職務のため会議に出席した者の職氏名

議会事務局長	高良 和彦	臨時書記	城間 俊
--------	-------	------	------

地方自治法第121条の規定により説明のため会議に出席した者の職氏名

職名	氏名	職名	氏名
村長	前田 政義	農林水産課長	前田 秀光
副村長	奥間 守	建設環境課長	末吉 長吉
教育長	照屋 巧	教育振興課長	濱里 篤
総務課長	諸見 直也	住民福祉課長	諸見 美奈子
会計管理者	兼元 清永	商工観光課長	前川 栄進
企画政策課長	神田 宗秀		

会議の経過 別紙のとおり

会議に付した事件

令和2年9月15日

令和2年度伊是名村一般会計補正予算（第3号）
令和2年度伊是名村国民健康保険特別会計補正予算（第2号）
令和2年度伊是名村後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）
令和2年度伊是名村簡易水道事業特別会計補正予算（第2号）
令和2年度伊是名村農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）
令和2年度伊是名村港湾整備事業特別会計補正予算（第2号）
工事請負契約について（伊是名西部地区中継ポンプ設置工事）
県産品の優先使用について（要請）
新型コロナウイルス感染症の影響に伴う地方財政の急激な悪化に対し 地方税財源の確保を求める意見書
伊是名村固定資産評価審査委員会委員の選任について
伊是名村固定資産評価審査委員会委員の選任について
伊是名村固定資産評価審査委員会委員の選任について
伊是名村農業委員会委員の任命について
伊是名村農業委員会委員の任命について
伊是名村農業委員会委員の任命について
伊是名村農業委員会委員の任命について
伊是名村農業委員会委員の任命について
伊是名村農業委員会委員の任命について
令和元年度伊是名村一般会計歳入歳出決算の認定について
令和元年度伊是名村国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について
令和元年度伊是名村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定につい て
令和元年度伊是名村簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
令和元年度伊是名村農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定につ いて
令和元年度伊是名村港湾整備事業特別会計歳入歳出決算の認定について
令和元年度伊是名村船舶運航事業特別会計歳入歳出決算の認定について
令和元年度伊是名村育英事業特別会計歳入歳出決算の認定について

令和2年第3回伊是名村議会定例会議事日程（第2号）

1. 開 議 午後1時

2. 付議事件及び順序

令和2年9月15日（火）

日程番号	議案番号	件 名
1	議案第35号	令和2年度伊是名村一般会計補正予算（第3号）
2	議案第36号	令和2年度伊是名村国民健康保険特別会計補正予算（第2号）
3	議案第37号	令和2年度伊是名村後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）
4	議案第38号	令和2年度伊是名村簡易水道事業特別会計補正予算（第2号）
5	議案第39号	令和2年度伊是名村農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）
6	議案第40号	令和2年度伊是名村港湾整備事業特別会計補正予算（第2号）
7	議案第42号	工事請負契約について（伊是名西部地区中継ポンプ設置工事）
8	陳情第3号	県産品の優先使用について（要請）
9	発議第4号	新型コロナウイルス感染症の影響に伴う地方財政の急激な悪化に対し地方税財源の確保を求める意見書
10	同意第4号	伊是名村固定資産評価審査委員会委員の選任について
11	同意第5号	伊是名村固定資産評価審査委員会委員の選任について
12	同意第6号	伊是名村固定資産評価審査委員会委員の選任について
13	同意第7号	伊是名村農業委員会委員の任命について
14	同意第8号	伊是名村農業委員会委員の任命について
15	同意第9号	伊是名村農業委員会委員の任命について
16	同意第10号	伊是名村農業委員会委員の任命について
17	同意第11号	伊是名村農業委員会委員の任命について
18	認定第1号	令和元年度伊是名村一般会計歳入歳出決算の認定について
19	認定第2号	令和元年度伊是名村国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について
20	認定第3号	令和元年度伊是名村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について

21	認定第4号	令和元年度伊是名村簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
22	認定第5号	令和元年度伊是名村農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について
23	認定第6号	令和元年度伊是名村港湾整備事業特別会計歳入歳出決算の認定について
24	認定第7号	令和元年度伊是名村船舶運航事業特別会計歳入歳出決算の認定について
25	認定第8号	令和元年度伊是名村育英事業特別会計歳入歳出決算の認定について

議長（宮城安志）

これから本日の会議を開きます。 (午後 1 時 0 0 分)

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付のとおりでございます。

直ちに本日の議事日程に入ります。

日程第 1

議案第 35 号・令和 2 年度伊是名村一般会計補正予算（第 3 号）を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。村長、前田政義君。

村長（前田政義君）

それでは、議案第 35 号・令和 2 年度伊是名村一般会計補正予算（第 3 号）の提案理由の説明をいたします。

令和 2 年度伊是名村一般会計補正予算（第 3 号）は、予算総則第 1 条から第 2 条に定めるとおりとします。

歳入歳出予算の補正について、既定の歳入歳出予算総額に歳入歳出それぞれ 1 億 2,029 万 8 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 2 億 1,428 万 3 千円とするものであります。

歳入につきましては、14 款国庫支出金で 9,959 万 8 千円の増、15 款県支出金で 350 万 7 千円の増、19 款繰越金で財源確保のため、前年度繰越金 1,213 万 5 千円の増額、20 款諸収入では 417 万 9 千円の増、21 款村債で 87 万 9 千円の増額となっています。

その主な内容としまして、14 款国庫支出金では新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金、社会資本整備総合交付金（南風原線・潮平間線）の事業の実施、15 款県支出金では、沖縄振興特別推進市町村交付金でイベントの中止による補助金の減額、定住促進住宅整備事業、島しょ地域介護人材確保対策事業の実施、21 款村債では臨時財政対策債の増額によるものであります。

歳出につきましては、2 款総務費で 9,277 万 6 千円の増、3 款民生費で 468 万 5 千円の増、4 款衛生費で 59 万円の増、5 款農林水産業費で 1,582 万円の増、6 款商工費で 160 万円の減、7 款土木費で 945 万円の増、8 款消防費で 9 万 4 千円の増、9 款教育費で 151 万 7 千円の減額となっています。



その主な内容としましては、2款総務費では新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金費で感染症対策に係るマスクや消毒液、防護服の購入や小中学校の児童生徒、教職員の感染予防対策費の増額補正のほか、民泊受入事業者への感染対策に係る経費や協力金の補助、村内個人事業主や小規模事業所へ感染防止対策に係る助成金、村内宿泊施設を新型コロナウイルス感染者療養施設としての借り上げや学校給食センター設備の再整備、行政機構の維持と業務効率化を図るため、ウェブ会議の環境整備、地元産品のピーアール事業、児童、生徒へのタブレット端末購入、新型コロナウイルス感染者への対応業務手当、災害時避難所空間対策事業などを新たに実施するため計上しております。

3款民生費では、介護福祉士実務者研修事業、保育施設での新型コロナ感染症拡大防止対策事業の実施による補正となっております。

4款衛生費では、人件費、墓地地区予定地の土地境界測量業務の補正となっております。

5款農林水産業費では、イシジユムイ原地区再整備に係る負担金の計上となっております。

6款商工費では、新型コロナウイルス感染拡大防止のために、村内各イベントの中止による補助金の減額となっております。

7款土木費では、社会資本整備総合交付金の配分枠の増額により、村道南風原線の工事請負費の増額計上となっております。

9款教育費では、公立学校情報機器整備事業で児童生徒へのタブレット端末の購入費用の減額となっておりますが、減額分につきましては、地方単独事業として新型コロナウイルス感染症対応、地方創生臨時交付金での実施となっているほか、小学校校舎改築工事を実施するにあたり、補助金の採択要件となっている学校施設長寿命化計画策定業務の実施によるものであります。

なお、詳細につきましては、歳入歳出補正予算事項別明細書のとおりであります。

令和2年度伊是名村一般会計補正予算（第3号）を、地方自治法第96条第1項第2号及び同法第218条第1項の規定に基づき提出し、議会の議決を求めます。よろしく願いをいたします。

議長（宮城安志）

提案理由の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。2番、宮城義秀議員。

2番（宮城義秀議員）

それでは13ページ、2款1項1目17節の備品購入費184万5千円、その内訳をお願いいたします。

それから20ページの3款1項6目介護保険費の12節委託料124万4千円、介護福祉士実務研修事業、これの内容をお願いいたします。

それから21ページ、3款民生費、2項児童祉費の保育所費、10節の需用費と17節の備品購入費、これは単費で新型コロナ対策というふうな書き方になっておりますけれども、この方は先程の新型コロナ感染症対策地方創生臨時交付金の中では対応できなかったのか。どうして単費になったのか、その辺をお聞かせ下さい。

それから22ページ、4款1項5目の環境衛生費、委託料59万円の内訳をお願いいたします。

26ページ、5款3項4目漁港建設費の委託料863万5千円、そのうち補完バースの埋立申請、これの場所と補完バースの残土処理場測量業務676万5千円、これの内訳と、そこが単費で必要な理由等について答弁お願いします。とりあえず、以上です。

議長（宮城安志）

総務課長、諸見直也君。

総務課長（諸見直也君）

お答えします。13ページ、備品購入費の内訳ということでよろしかったですか。

この方、事業の内訳として上の方にあります観光防災力支援事業の予算の組み替えでして、先にこの事業をするにあたって消耗品の方に85万9千円あげられておりますけれども、その方が当初役場の担当の方で直接やり取りをして購入する予定だったんですけれども、備品の方に移して、一括で購入するというで組み替えをしております。

内容としては、備蓄の防災倉庫、それから災害時の食糧、レトルト食品とか、そういった類いのものを一括して業者の方に委託するというで備品購入

費の方に組み替えております。以上です。

議長（宮城安志）

暫時休憩します。

休憩 午後 1 時 1 2 分

再開 午後 1 時 1 3 分

議長（宮城安志）

再開します。

住民福祉課長、諸見美奈子さん。

住民福祉課長（諸見美奈子さん）

お答えします。20ページの介護保険費、介護福祉士実務者研修の事業の内容としまして、これは県の方で行われています沖縄県医療介護総合確保基金事業の島しょ地域介護人材確保対策事業の方の補助金を今回利用しまして、介護福祉士実務者研修の方が実現することができました。

補助金の上限が50万円で、今回、委託費にあたるものは、講師の件費、そして今回受講する方のテキストの一部助成ということで、限定ではありません。

今回、コロナの影響で希望者の定員に限定がありまして12名程度という人数で今回受講させてもらいます。

その人数の委託費ということで講師の委託費を組んでいます。

次に21ページ、保育所費の需用費及び備品購入費の方で新型コロナというふうに書かれているんですけど、これは直接、国の事業で新型コロナウイルス感染緊急包括支援交付金というのがありまして、限定は児童福祉施設等適切な予防対策を行った上で事業が継続を求められている施設に対して、1施設当たりマスクや消毒等の衛生用品や感染防止のための備品に対する支援ということで、1施設50万円の備品購入費、消耗品等の購入に充てる交付金がありまして、その方を直接、県の方でやり取りをして行っています。

補助金として、これは単費ではなく、補助金が該当していますので、そちらの方に交付金の方を組んでいます。

9ページの民生費県補助金の方に50万円ということで組んでいます。以上です。

議長（宮城安志）

休憩します。

休憩 午後 1 時 1 6 分

再開 午後 1 時 1 7 分

議長（宮城安志）

再開します。

建設環境課長、末吉長吉君。

建設環境課長（末吉長吉君）

22 ページの委託料についてご説明します。計上しておりますのは、諸見地区の霊園予定地の境界測量のために予算計上しております。

議長（宮城安志）

農林水産課長、前田秀光君。

農林水産課長（前田秀光君）

26 ページの委託費についてお答えいたします。2 件とも県代行で行っている補完バースに関係した業務でございます。

まず、右岸埋立地の測量業務なんです、そこは補完バースで整備するときにアクセス道路の整備計画がありまして、いま公有水面というところで道路整備できないので、測量かけて本来の埋立免許をいただくための資料作成に資するための現地の測量業務でございます。

あと補完バースの残土処理場の測量業務、屋ノ下島の現地測量を予定しております。

ともになぜ単費かという話でしたが、県代行事業が 20 億限度の事業で、これ以上、追加できないということで、こういったものは伊是名村が持つか、伊是名村で単費で先んじてやるか。どちらかを選択を迫られて、今回の状態になっております。以上です。

議長（宮城安志）

暫時休憩します。

休憩 午後 1 時 1 9 分

再開 午後 1 時 2 9 分

議長（宮城安志）

再開します。

質疑続行中です。3番、仲田正務議員。

3番（仲田正務議員）

30ページの土木費、住宅管理費、修繕費に360万円計上されていますけれども、これはどこの住宅か、どんな修繕なのか伺います。

議長（宮城安志）

建設環境課長、末吉長吉君。

建設環境課長（末吉長吉君）

ただいまのご質問にお答えします。現在、諸見区、勢理客区においてそれぞれ1部屋の空きが出ております。

それと内花、伊是名区において2部屋、合計6部屋の空きが出ているという状況になります。

この360万円の根拠としましては、昨年度、今年度立ち退いた後の1部屋当たりの修繕にかかった費用を平均しまして6部屋分というふうな計上にしております。以上です。

議長（宮城安志）

他に質疑ありませんか。2番、宮城義秀議員。

2番（宮城義秀議員）

事前に説明を受けたのでいまちょっと忘れておりましたけれども、新型コロナウイルス感染症対策地方創生臨時交付金の事業説明を受けて、トータル1億3,400万円ですか、そういう大きな事業がいまトータルでは実施されると。

今回は9,300万円計上されておりますけれども、昨日、事業の説明等をいろいろ受けたんですけれども、一つ要望なんです、この中にスポットクーラー、支援センター等、緊急に避難されているとき、停電が起きたとき、そういったときにいま密も避けないといけない、台風時期には暑くて窓も開けられない等々、いま災害が起きている中でいろいろ問題になっていると思います。

聞いてみたら、そういうスポットクーラーとか、非常用電源の確保等について、今回のものには漏れているという話があったんですけれども、ぜひ追加とか、また、この予算が余ったり、そういったことがあれば、そういう避難時のクーラーの設置等について、ぜひこの件についても検討していただきたいなど

思いますけど、いかがですか。

議長（宮城安志）

総務課長、諸見直也君。

総務課長（諸見直也君）

お答えします。いまお話のあったとおり、この予算の二次にかけてスポットクーラーも設置しようかということで検討はしております。

ただ、予算の都合もありまして、いまおっしゃたように産業支援センターの方で避難所等をやっているんですけども、どうしてもいま分散しないといけない状況がコロナの関係で生じておりますので、その大きさとか、あとは非常用発電機の容量とか、そういったものも含めて検討はしてまして、今後それに向けてまた予算がつき次第、検討すべきだと思っております。以上です。

議長（宮城安志）

他に質疑ありませんか。7番、伊禮正徳議員。

7番（伊禮正徳議員）

私の方からもいまの宮城議員の交付金の件等をお伺いしたいと思います。

まず、18ページの方なんですけど、今回、一次には8項目、今回12項目になっていると思うんですけども、実は、その中の上から4番目ですか、3密対策事業者支援事業380万円あるんですけども、地方創生交付金はコロナ対策、感染症対策防止のための予算として各市町村に県の方から配分されて、今回は約9,000万円ぐらいだったと思うんですけども、その中でいまの3密対策の事業の部分ですが、昨日私も説明は受けていますけれども、各項目によって申請の方では目的とか、そういったことがあるのかどうか。というのは、これはいま感染症対策として全体的なものですけれども、各項目によって、どういった目的でこれをやりますということは、ここに書かれてはいますけれども、これはあくまでも感染症対策をするという形の各事業所等となっていますけれども、さらに同時にどういったことをする。つまり旅館とか、事業所等とあるんですけども、1回目で質問しますけれども、目的はどういった目的で実施されるのか確認をしたいと思っております。まずは、これからお願いしましょう。

議長（宮城安志）

商工観光課長、前川栄進君。

商工観光課長（前川栄進君）

お答えします。3密対策事業ということで計上させていただきましたけれども、村内の小規模事業者等の感染予防対策として必要な衛生設備等を購入する予算に対して補助を考えるとということ、結果的に感染対策、飛沫防止であるとか、消毒設備、換気の改善とか、そういったものを対策していただくために、その費用の一部を助成しようというような事業であります。以上です。

議長（宮城安志）

休憩します。

休憩 午後1時33分

再開 午後1時35分

議長（宮城安志）

再開します。

7番、伊禮正徳議員。

7番（伊禮正徳議員）

わかりました。一步前に進んだ形に私は受けられます。というのは、この3カ月間、県の緊急事態が1カ月間余り行われまして、殆ど観光客がいなかった状態が4月からずっと続いていたわけですがけれども、6月の一般質問の方では、なかなか推進することがちょっと厳しいような感じが受け止められたんです。

そして各民宿あたり等々も何とも言えない、受けたらいいのか戸惑っている状況でありました。というのはG o T oキャンペーンなど、県の観光関係が村各事業所の方に連絡してきたそうなんです。受け入れしてくれないかと、いま現在、新しくまたG o T oイート関係の事業が推進されています。

直接委託業者から村内に連絡が入っているそうです。そのことを観光課長はご存じだとは思いますが、そのあたりも各民宿の方、民泊の方、あるいはまた事業所、旅館等々の方、戸惑っている状況があります。

その話し合いをする機会、村との間での話し合いとか、そういったこともあればいいなということをおっしゃいました。

つまりどういったことかと言うと、受け入れていいのかどうか。そのあたり

戸惑っているそうなんです。そしていま断っているそうです。

現在、旅館あたりが受けているのは、殆ど工事関係の方々に限る。観光客は受けてない。来月から県の島あっちい関係観光が受け入れされるそうです。

そのあたりを観光振興課として、各民宿、事業所あたりと話し合いを持って、今後どういうふうにやっていきたいという話し合いを持ってもらいたいと希望するんですけど、その要望もありましたか、お願いします。

議長（宮城安志）

商工観光課長、前川栄進君。

商工観光課長（前川栄進君）

4月から船も減便したり、島内にウイルスを持ち込ませないような対策として、村民の皆様のご協力も得ながら、そういうことをやってきましたけれども、今後こういった状況が続くのかどうかというのは未知数です。

商工観光課としては、できたら対策もしつつ、呼び込みもしつつという感じにもっていかないといけないのではないかと考えております。以上です。

議長（宮城安志）

7番、伊禮正徳議員。

7番（伊禮正徳議員）

この件に関しては、まだまだ第3波も、第2波も来るということで、大変心配される状況ではあることは前提にということ、皆さんに申し上げながら、一緒に議論を交わしながら対策を立てていって収束に向けて頑張っていくという気持ちであります。

ぜひ、皆さんとこの件に関しては協議を交わせる場所も前回は要望したんですけど、なかなかそれもできてなくて残念であります。

ぜひ、これから収束に至るまで対策等、この事業等々の協議をもてる場所などもあればいいなと思っている次第でありますので、よろしくお願いします。

いま3回目ですけども、議長よろしいですか。

あと1点、別のところをお願いしたいと思います。31ページ、河川管理の方です。今回の補正の方、組替等々ももちろん別になんやかんや言うところではありませんけれども、組替もたくさんあって、流用も相当やって頑張ってい



ると思いますけれども、よく目立つのが会計年度制度が今度4月からスタートして、皆さん変更等々がよく見受けられます。

そこでこうして例年組替されたり、報酬から委託などにするのが目立っているんですけども、そこだけではないんですけども、他のところにもあるんですけど、これは職員がいなくてこういう形で委託の方に持っていくのかどうか、どういった内容なのか、お伺いしたいと思います。

議長（宮城安志）

建設環境課長、末吉長吉君。

建設環境課長（末吉長吉君）

ただいまの質問にお答えします。この事業は、平成24年度から始まっているんですが、前年度まで臨時雇用という形を取って事業を執行しておりました。

ただ、調べてみますと、県内の各実施市町村においては委託で事業を実施している市町村もかなり多くて、うちの村は特殊な事例でありまして、その調査をしまして、今年度組替と、議員指摘のとおり委託費にもって行って委託しようかなと思っている次第でございます。

議長（宮城安志）

暫時休憩します。

休憩 午後1時41分

再開 午後1時42分

議長（宮城安志）

再開します。

質疑続行中です。1番、前川秀和議員。

1番（前川秀和議員）

私の方から1点ほど、33ページの教育費の方ですけども、事務局費の委託料391万円、学校施設長寿命化計画策定業務とありますが、この説明を伺いたいと思います。

議長（宮城安志）

教育振興課長、濱里篤君。

教育振興課長（濱里 篤君）

前川秀和議員のご質疑にお答えいたします。今年度、小学校の実施設計を行っておりますが、次年度、建設にあたりまして、学校の長寿命化計画というのを策定しないといけないということで、この長寿命化計画は3年以内に計画をしていくというものになっております。

そういうことで、今年度実施設計を行った段階で、この長寿命化計画を別にまた発注していくということで、今年度内で計画を策定する予定となっております。

議長（宮城安志）

他にありませんか。9番、東江克伸議員。

9番（東江克伸議員）

18ページの新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の中で、地元商品活用支援事業、昨日も聞いたんですけど、瞬間冷凍機580万円の2台、乾燥機550万円が2台、この備品をどこの業者に納入するのか、教えてもらえませんか。

議長（宮城安志）

農林水産課長、前田秀光君。

農林水産課長（前田秀光君）

お答えいたします。共に2台ずつありますが、漁業協同組合とJA伊是名支店にお貸しする予定です。以上です。

議長（宮城安志）

9番、東江克伸議員。

9番（東江克伸議員）

課長、これ貸すということ。

議長（宮城安志）

農林水産課長、前田秀光君。

農林水産課長（前田秀光君）

お答えいたします。事業主体が伊是名村ですので、伊是名村の備品になりますので、当該団体に使用料を徴収する予定で、いま貸与するということです。以上です。

議長（宮城安志）

暫時休憩します。

休憩 午後1時46分

再開 午後1時53分

議長（宮城安志）

再開します。

9番、東江克伸議員。

9番（東江克伸議員）

いま休憩のときに話したとおり、できれば民間の方々もすんなり使えるような形で、JAと漁業組合の方にももしそういう話があれば貸して下さいというぐらいのことをやった方がこんな高価な機械を買った甲斐があると思うんですよね。いろいろ開発したい人もいるはずですから、ぜひ方法の検討をしながら両方の会社によろしく願います。

議長（宮城安志）

他にありませんか。6番、東江源也議員。

6番（東江源也議員）

1点だけ確認です。22ページの衛生費の中に予防費とありますけれども、この予防費はおそらくインフルエンザとか、そういうものだと思うんですけれども、伊是名村では例えば新型コロナのワクチンが完成した場合の情報収集とかはやっているのか。もし、できた場合にはどういうふうにして予防接種を行うのか。無料であるのか。そういったことを確認いたします。

議長（宮城安志）

暫時休憩します。

休憩 午後1時54分

再開 午後1時56分

議長（宮城安志）

再開します。

2番、宮城義秀議員。

2番（宮城義秀議員）

最後になりますけれども、新型コロナウイルスの感染症臨時交付金の民泊受入対策支援事業の中で、観光協会へ今回1,900万円ほど委託費があるんで

すけれども、昨日の説明で人件費が696万円、事業費に計上されておりますけれども、これまで観光協会においては、コロナの影響で収入がほぼゼロになっているということで、いろいろ補正等もあったのかなと思うんですけれども、これまでいくら観光協会さんの方に補助金がいって、今回の690万円、また補助事業が690万円、人件費が計上されておりますけれども、だぶりはないかということで、昨日お話ししたんですが、そのことについて調べてありますか、よろしく願いいたします。

議長（宮城安志）

商工観光課長、前川栄進君。

商工観光課長（前川栄進君）

お答えいたします。観光協会の方に運営補助金ということで、令和2年度500万円の補助金を交付するようになっております。

それとは別に400万円、400万円は伊是名の体験館の指定管理料ということで交付してあります。

今回の補正で二重計上ではないかということなんですけれども、この500万円が上期でほぼほぼ運営費に充当しておりますので、今回、計上してありますのは下期の人件費に対して補助しようという考えのもとにしておりますので、ご理解をお願いしたいと思います。以上です。

議長（宮城安志）

2番、宮城義秀議員。

2番（宮城義秀議員）

有難うございました。額も大きいので、だぶりとか、そういうのがないのかなと思って、ちょっと心配で確認のためにお聞きしました。以上です。

議長（宮城安志）

お諮りします。これで質疑を終結しますが、異議ありませんか。

（「異議なし」という者あり）

異議なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「討論なし」という者あり）

討論なしと認めます。

これから議案第35号・令和2年度伊是名村一般会計補正予算（第3号）を採決いたします。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」という者あり）

異議なしと認めます。したがって、議案第35号・令和2年度伊是名村一般会計補正予算（第3号）は、原案のとおり可決されました。

日程第2

議案第36号・令和2年度伊是名村国民健康保険特別会計補正予算（第2号）を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。村長、前田政義君。

村長（前田政義君）

議案第36号・令和2年度伊是名村国民健康保険特別会計補正予算（第2号）の提案理由の説明をいたします。

令和2年度伊是名村国民健康保険特別会計補正予算（第2号）は、予算総則第1条に定めるとおりとします。

歳入歳出予算の補正について、既定の歳入歳出予算総額に歳入歳出それぞれ2,632万5千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2億8,520万円とするものであります。

歳入については、10款繰越金で2,632万5千円の増額となっております。

歳出につきましては、2款保険給付費で1千円の増、9款諸支出金で26万円の増、10款予備費で2,606万4千円の増額となっております。

なお、詳細につきましては、歳入歳出補正予算事項別明細書のとおりであります。

令和2年度伊是名村国民健康保険特別会計補正予算（第2号）を、地方自治法第96条第1項第2号及び同法第218条第1項の規定に基づき提出し、議会の議決を求めます。よろしく願いをいたします。

議長（宮城安志）

提案理由の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑ありませんか。

(「質疑なし」という者あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

(「討論なし」という者あり)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第36号・令和2年度伊是名村国民健康保険特別会計補正予算(第2号)を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」という者あり)

異議なしと認めます。したがって、議案第36号・令和2年度伊是名村国民健康保険特別会計補正予算(第2号)は、原案のとおり可決されました。

日程第3

議案第37号・令和2年度伊是名村後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。村長、前田政義君。

村長(前田政義君)

議案第37号・令和2年度伊是名村後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)の提案理由の説明をいたします。

令和2年度伊是名村後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)は、予算総則第1条に定めるとおりとします。

歳入歳出予算の補正について、既定の歳入歳出予算総額に歳入歳出それぞれ50万1千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1,420万6千円とするものであります。

歳入については、5款繰越金で50万1千円の増額となっております。

歳出については、4款予備費で50万1千円の増額となっております。

なお、詳細につきましては、歳入歳出補正予算事項別明細書のとおりであります。

令和2年度伊是名村後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)を、地方自治法第96条第1項第2号及び同法第218条第1項の規定に基づき提出し、議会の議決を求めるものであります。よろしくお願いをいたします。

議長（宮城安志）

提案理由の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑ありませんか。

（「質疑なし」という者あり）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「討論なし」という者あり）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第37号・令和2年度伊是名村後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」という者あり）

異議なしと認めます。したがって、議案第37号・令和2年度伊是名村後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）は、原案のとおり可決されました。

日程第4

議案第38号・令和2年度伊是名村簡易水道事業特別会計補正予算（第2号）を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。村長、前田政義君。

村長（前田政義君）

議案第38号・令和2年度伊是名村簡易水道事業特別会計補正予算（第2号）の提案理由の説明をいたします。

令和2年度伊是名村簡易水道事業特別会計補正予算（第2号）は、予算総則第1条に定めるとおりとします。

歳入歳出予算の補正について、既定の歳出予算内で組み替えするもので、1款総務費で旅費26万円を減額し、負担金補助金及び交付金で水道技術者管理講習会受講料として26万円を増額するものであります。

なお、詳細につきましては、歳入歳出補正予算事項別明細書のとおりであります。

令和2年度伊是名村簡易水道事業特別会計補正予算（第2号）を、地方自治法第96条第1項第2号及び同法第218条第1項の規定に基づき提出し、議

会の議決を求めます。よろしく願いいたします。

議長（宮城安志）

提案理由の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑ありませんか。2番、宮城義秀議員。

2番（宮城義秀議員）

研修受講料ということで26万円組み替えしておりますけれども、どの職員等を想定しているのか。今後、この技術者講習を受けさせて、職員の技術者を今後も育てていくのか、また、職員が異動したらそういう研修を行うのか。いま現在、誰を想定しているのかについて総体的に教えていただきたいと思いません。

議長（宮城安志）

建設環境課長、末吉長吉君。

建設環境課長（末吉長吉君）

ただいまの質問にお答えします。課内で一番若い職員を派遣しようかなと考えております。

議長（宮城安志）

暫時休憩します。

休憩 午後2時08分

再開 午後2時14分

議長（宮城安志）

再開します。

質疑続行中です。

（「質疑なし」という者あり）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

（「討論なし」という者あり）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第38号・令和2年度伊是名村簡易水道事業特別会計補正予算（第2号）を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。



(「異議なし」という者あり)

異議なしと認めます。したがって、議案第38号・令和2年度伊是名村簡易水道事業特別会計補正予算(第2号)は、原案のとおり可決されました。

日程第5

議案第39号・令和2年度伊是名村農業集落排水事業特別会計補正予算(第2号)を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。村長、前田政義君。

村長(前田政義君)

議案第39号・令和2年度伊是名村農業集落排水事業特別会計補正予算(第2号)の提案理由の説明をいたします。

令和2年度伊是名村農業集落排水事業特別会計補正予算(第2号)は、予算総則第1条に定めるとおりとします。

歳入歳出予算の補正について、既定の歳入歳出予算総額に歳入歳出それぞれ274万2千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億1,046万8千円とするものであります。

歳入については、4款繰越金で274万2千円の増額となっています。

歳出については、2款事業費で村内マンホールの劣化箇所の修繕や集排料金システム導入委託料等で271万円の増、4款公債費で3万2千円の増額となっています。

なお、詳細につきましては、歳入歳出補正予算事項別明細書のとおりであります。

令和2年度伊是名村農業集落排水事業特別会計補正予算(第2号)を、地方自治法第96条第1項第2号及び同法第218条第1項の規定に基づき提出し、議会の議決を求めます。よろしく願いいたします。

議長(宮城安志)

提案理由の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑ありませんか。7番、伊禮正徳議員。

7番(伊禮正徳議員)

1件だけお願いします。この予算書を見ると委託料がちょっと気になりました。先程から委託料の方を質疑していますけれども、6ページの委託料、いま

村長の方から説明あったんですけど、大変申し訳ないんですが、私いまちょっと聞き逃してしまいました。

ここには委託料が3項目ぐらいあると思うんですけども、その委託料の名前が書かれてないものですから、担当課長、もう一度説明をお願いします。特に委託の実績等、そして当初6月も今回も全額補正がありますけれども、どういった状況になっているか、お伺いします。

議長（宮城安志）

しばらく休憩します。

休憩 午後2時18分

再開 午後2時19分

議長（宮城安志）

再開します。

農林水産課長、前田秀光君。

農林水産課長（前田秀光君）

お答えいたします。50万円の内容については、元々シナジーという会社の料金システムを水道と一緒に導入しているんですが、これを今年度当初から予定はしていたんですが、ちょっと作業の方が遅れて、この後、水道と一緒にOCCのシステムに切り替えるという費用でございます。その委託費です。以上です。

議長（宮城安志）

暫時休憩します。

休憩 午後2時20分

再開 午後2時21分

議長（宮城安志）

再開します。

他に質疑ありませんか。

（「質疑なし」という者あり）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「討論なし」という者あり）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第39号・令和2年度伊是名村農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」という者あり）

異議なしと認めます。したがって、議案第39号・令和2年度伊是名村農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）は、原案のとおり可決されました。

日程第6

議案第40号・令和2年度伊是名村港湾整備事業特別会計補正予算（第2号）を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。村長、前田政義君。

村長（前田政義君）

議案第40号・令和2年度伊是名村港湾整備事業特別会計補正予算（第2号）の提案理由の説明をいたします。

令和2年度伊是名村港湾整備事業特別会計補正予算（第2号）は、予算総則第1条に定めるとおりとします。

歳入歳出予算の補正について、既定の歳入歳出予算総額に歳入歳出それぞれ444万9千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1,362万3千円とするものであります。

歳入については、2款繰越金で444万9千円の増額となっております。

歳出については、1款事業費で旅客ターミナル内の空調機の故障による修繕費で100万円の増、2款予備費で344万9千円の増額となっております。

なお、詳細につきましては、歳入歳出補正予算事項別明細書のとおりであります。

令和2年度伊是名村港湾整備事業特別会計補正予算（第2号）を、地方自治法第96条第1項第2号及び同法第218条第1項の規定に基づき提出し、議会の議決を求めます。よろしく願いをいたします。

議長（宮城安志）

提案理由の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑ありませんか。

(「質疑なし」という者あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

(「討論なし」という者あり)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第40号・令和2年度伊是名村港湾整備事業特別会計補正予算(第2号)を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」という者あり)

異議なしと認めます。したがって、議案第40号・令和2年度伊是名村港湾整備事業特別会計補正予算(第2号)は、原案のとおり可決されました。

日程第7

議案第42号・工事請負契約について(伊是名西部地区中継ポンプ設置工事)を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。村長、前田政義君。

村長(前田政義君)

議案第42号・工事請負契約についての提案理由の説明をいたします。

伊是名西部地区中継ポンプ設置工事について、次のように工事請負契約を締結したいので、地方自治法(昭和22年法律第67号)第96条第1項第5号の規定により議会の議決を求めます。

1. 契約の目的、伊是名西部地区中継ポンプ設置工事。2. 契約の方法、指名競争入札。3. 契約金額6,050万円。4. 契約の相手方、沖縄県浦添市西原二丁目1番3号、株式会社 安謝橋電機、代表取締役 平良博。

令和2年9月14日提出、伊是名村長 前田政義。

提案理由、伊是名西部地区中継ポンプ設置工事の請負契約の締結については、地方自治法第96条第1項第5号及び伊是名村議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例(昭和47年条例第31号)第2条の規定により議会の議決を必要としますので、本案を提出するものであります。

なお、工事の概要、請負契約書の写し、位置図、平面図等も添付してございます。よろしくお願いたします。

議長（宮城安志）

提案理由の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑ありませんか。

（「質疑なし」という者あり）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「討論なし」という者あり）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第42号・工事請負契約について（伊是名西部地区中継ポンプ設置工事）を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」という者あり）

異議なしと認めます。したがって、議案第42号・工事請負契約について（伊是名西部地区中継ポンプ設置工事）は、原案のとおり可決されました。

日程第8

陳情第3号・県産品の優先使用について（要請）を議題とします。

お諮りします。陳情第3号については、会議規則第92条第2項の規定により、委員会の付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」という者あり）

異議なしと認めます。したがって、陳情第3号については、委員会の付託を省略することに決定いたしました。

陳情第3号の理由及び趣旨については、お手元に配付してるとおりでございます。朗読は省略いたします。

それでは、陳情第3号・県産品の優先使用について（要請）を採決します。

お諮りします。本件は、採択することにご異議ありませんか。

（「異議なし」という者あり）

異議なしと認めます。したがって、陳情第3号・県産品の優先使用について（要請）は、採択することに決定いたしました。

日程第9

発議第4号・新型コロナウイルス感染症の影響に伴う地方財政の急激な悪化

に対し地方税財源の確保を求める意見書を議題とします。

本案について提出者の説明を求めます。仲田正務議員。

3 番（仲田正務議員）

発議第 4 号

令和 2 年 9 月 1 4 日

伊是名村議会議長 宮 城 安 志 殿

提出者 伊是名村議会議員 仲 田 正 務

新型コロナウイルス感染症の影響に伴う地方財政の  
急激な悪化に対し地方税財源の確保を求める意見書

上記の議案を別紙のとおり、会議規則第 1 4 条第 1 項の規定により提出します。

なお、意見書を読み上げて趣旨説明といたします。

新型コロナウイルス感染症の影響に伴う地方財政の  
急激な悪化に対し地方税財源の確保を求める意見書

新型コロナウイルス感染症の拡大は、甚大な経済的・社会的影響をもたらしており、国民生活への不安が続いている中で、地方税・地方交付税等の一般財源の激減が避けがたくなっている。

地方自治体は、福祉・医療・教育・子育て、防災・減災、地方創生、地域経済活性化、雇用対策など喫緊の財政需要への対応をはじめ、長期化する感染症対策にも迫られ、今後の地方財政は、かつてない厳しい状況になることが予想される。

よって、国においては、令和 3 年度地方財政対策及び地方税制改正に向け、下記事項を確実に実現されるよう、強く要望する。

記

1 地方の安定的な財政運営に必要な地方税、地方交付税等の一般財源総額を確保・充実すること。その際、臨時財政対策債が累積することのないよう、発

行額の縮減に努めるとともに、償還財源を確保すること。

2 地方交付税については、引き続き財源保障機能と財源調整機能が適切に発揮できるよう、総額を確保すること。

3 令和2年度の地方税収が大幅に減少することが予想されることから、万全の減収補填措置を講じるとともに、減収補填債の対象となる税目についても、地方消費税を含め弾力的に対応すること。

4 税源の偏在性が小さく、税収が安定的な地方税体系の構築に努めるとともに、国税・地方税の政策税制については、積極的な整理合理化を図り、新設・拡充・継続に当たっては、有効性・緊急性等を厳格に判断すること。

5 特に、固定資産税は、市町村の極めて重要な基幹税であり、制度の根幹を揺るがす見直しは、家屋・償却資産を含め、断じて行わないこと。また、新型コロナウイルス感染症緊急経済対策として講じられた特例措置は、本来国庫補助金等により対応すべきものであり、今回限りの措置として、期限の到来をもって確実に終了すること。

令和2年9月14日

衆議院議長

参議院議長

内閣総理大臣

総務大臣

財務大臣 あて

厚生労働大臣

経済産業大臣

内閣官房長官

経済再生担当大臣

まち・ひと・しごと創生担当大臣

伊 是 名 村 議 会

議長（宮城安志）

これで説明を終わります。

お諮りします。本案について質疑、討論は省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」という者あり)

異議なしと認めます。質疑、討論は省略することに決定いたしました。

これから発議第4号・新型コロナウイルス感染症の影響に伴う地方財政の急激な悪化に対し地方税財源の確保を求める意見書を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」という者あり)

異議なしと認めます。したがって、発議第4号・新型コロナウイルス感染症の影響に伴う地方財政の急激な悪化に対し地方税財源の確保を求める意見書は、原案のとおり可決されました。

しばらく休憩します。

休憩 午後2時36分

再開 午後2時49分

議長(宮城安志)

再開します。

日程第10

同意第4号・伊是名村固定資産評価審査委員会委員の選任についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。村長、前田政義君。

村長(前田政義君)

同意第4号・伊是名村固定資産評価審査委員会委員の選任について。

伊是名村固定資産評価審査委員会委員に次の者を選任したいので、同意を求めます。

住所、伊是名村字伊是名3504番地97。氏名、末吉弘明。年齢、64歳。

令和2年9月14日提出、伊是名村長 前田政義。

提案理由、固定資産評価審査委員会委員の任期満了に伴い、地方税法第423条第3項の規定により本案を提出するものであります。

なお、ご本人の略歴も添付されております。よろしくお願ひします。

議長(宮城安志)

提案理由の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑ありませんか。



(「質疑なし」という者あり)

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論ありませんか。

(「討論なし」という者あり)

討論なしと認めます。

これから同意第4号・伊是名村固定資産評価審査委員会委員の選任についてを採決します。

この採決は、起立によって行います。

原案に賛成の方は、起立願います。

(起立多数)

起立多数です。したがって、同意第4号・伊是名村固定資産評価審査委員会委員の選任については、可決されました。

日程第11

同意第5号・伊是名村固定資産評価審査委員会委員の選任についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。村長、前田政義君。

村長（前田政義君）

同意第5号・伊是名村固定資産評価審査委員会委員の選任について。

伊是名村固定資産評価審査委員会委員に次の者を選任したいので、同意を求めます。

住所、伊是名村字伊是名754番地。氏名、末吉正己。年齢、66歳。

令和2年9月14日提出、伊是名村長 前田政義。

提案理由、固定資産評価審査委員会委員の任期満了に伴い、地方税法第42条第3項の規定により本案を提出するものであります。

なお、ご本人の略歴書も添付されております。よろしく申し上げます。

議長（宮城安志）

提案理由の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑ありませんか。

(「質疑なし」という者あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

(「討論なし」という者あり)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから同意第5号・伊是名村固定資産評価審査委員会委員の選任についてを採決いたします。

この採決は、起立によって行います。

原案に賛成の方は、起立願います。

(起立多数)

起立多数です。したがって、同意第5号・伊是名村固定資産評価審査委員会委員の選任については、可決されました。

日程第12

同意第6号・伊是名村固定資産評価審査委員会委員の選任についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。村長、前田政義君。

村長（前田政義君）

同意第6号・伊是名村固定資産評価審査委員会委員の選任について。

伊是名村固定資産評価審査委員会委員に次の者を選任したいので、同意を求めます。

住所、伊是名村字諸見4957番地。氏名、東江吉美。年齢、62歳。

令和2年9月14日提出、伊是名村長 前田政義。

提案理由、固定資産評価審査委員会委員の任期満了に伴い、地方税法第423条第3項の規定により本案を提出するものであります。

なお、ご本人の略歴書も添付してございます。よろしく申し上げます。

議長（宮城安志）

提案理由の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。

(「質疑なし」という者あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

(「討論なし」という者あり)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから同意第6号・伊是名村固定資産評価審査委員会委員の選任についてを採決します。

この採決は、起立によって行います。

原案に賛成の方は、起立願います。

(起立多数)

起立多数です。したがって、同意第6号・伊是名村固定資産評価審査委員会委員の選任については、可決されました。

日程第13

同意第7号・伊是名村農業委員会委員の任命についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。村長、前田政義君。

村長（前田政義君）

同意第7号・伊是名村農業委員会委員の任命について。

伊是名村農業委員会委員に次の者を任命したいので、農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）第8条第1項の規定により、議会の同意を求めます。

住所、伊是名村字諸見4961番地6。氏名、山川勝貴。年齢、40歳。

令和2年9月14日提出、伊是名村長 前田政義。

提案理由、伊是名村農業委員会委員の任期が、令和2年9月30日付けで任期満了となるため、新たに委員を任命することについて議会の同意を得たいので、本案を提出するものであります。

なお、ご本人の略歴書も添付されております。よろしく申し上げます。

議長（宮城安志）

提案理由の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑ありませんか。

(「質疑なし」という者あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

(「討論なし」という者あり)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから同意第7号・伊是名村農業委員会委員の任命についてを採決します。

この採決は、起立によって行います。

原案に賛成の方は、起立願います。

(起立多数)

起立多数です。したがって、同意第7号・伊是名村農業委員会委員の任命については、可決されました。

日程第14

同意第8号・伊是名村農業委員会委員の任命についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。村長、前田政義君。

村長（前田政義君）

同意第8号・伊是名村農業委員会委員の任命について。

伊是名村農業委員会委員に次の者を任命したいので、農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）第8条第1項の規定により、議会の同意を求めます。

住所、伊是名村字伊是名869番地。氏名、末吉康亘。年齢、64歳。

令和2年9月14日提出、伊是名村長 前田政義。

提案理由、伊是名村農業委員会委員の任期が、令和2年9月30日付けで任期満了となるため、新たに委員を任命することについて議会の同意を得たいので、本案を提出するものであります。

なお、ご本人の略歴書も添付されております。よろしく申し上げます。

議長（宮城安志）

提案理由の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑ありませんか。

(「質疑なし」という者あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

(「討論なし」という者あり)

これで討論を終わります。

これから同意第8号・伊是名村農業委員会委員の任命についてを採決します。

この採決は、起立によって行います。

原案に賛成の方は、起立願います。

(起立多数)

起立多数です。したがって、同意第8号・伊是名村農業委員会委員の任命については、可決されました。

日程第15

同意第9号・伊是名村農業委員会委員の任命についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。村長、前田政義君。

村長（前田政義君）

同意第9号・伊是名村農業委員会委員の任命について。

伊是名村農業委員会委員に次の者を任命したいので、農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）第8条第1項の規定により、議会の同意を求めます。

住所、伊是名村字内花3051番地97。氏名、前田順次。年齢、67歳。  
令和2年9月14日提出、伊是名村長 前田政義。

提案理由、伊是名村農業委員会委員の任期が、令和2年9月30日付けで任期満了となるため、新たに委員を任命することについて議会の同意を得たいので、本案を提出するものであります。

なお、ご本人の略歴書も添付されております。よろしく申し上げます。

議長（宮城安志）

提案理由の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑ありませんか。

休憩します。

休憩 午後3時02分

再開 午後3時02分

議長（宮城安志）

再開します。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「討論なし」という者あり）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから同意第9号・伊是名村農業委員会委員の任命についてを採決いたし

ます。

この採決は、起立によって行います。

原案に賛成の方は、起立願います。

(起立多数)

起立多数です。したがって、同意第9号・伊是名村農業委員会委員の任命については、可決されました。

日程第16

同意第10号・伊是名村農業委員会委員の任命についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。村長、前田政義君。

村長（前田政義君）

同意第10号・伊是名村農業委員会委員の任命について。

伊是名村農業委員会委員に次の者を任命したいので、農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）第8条第1項の規定により、議会の同意を求めます。

住所、伊是名村字仲田93番地。氏名、西フミ子。年齢、67歳。

令和2年9月14日提出、伊是名村長 前田政義。

提案理由、伊是名村農業委員会委員の任期が、令和2年9月30日付けで任期満了となるため、新たに委員を任命することについて議会の同意を得たいので、本案を提出するものであります。

なお、ご本人の略歴書も添付されております。よろしく申し上げます。

議長（宮城安志）

提案理由の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑ありませんか。

(「質疑なし」という者あり)

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論ありませんか。

(「討論なし」という者あり)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから同意第10号・伊是名村農業委員会委員の任命についてを採決します。

この採決は、起立によって行います。

原案に賛成の方は、起立願います。

(起立多数)

起立多数です。したがって、同意第10号・伊是名村農業委員会委員の任命については、可決されました。

日程第17

同意第11号・伊是名村農業委員会委員の任命についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。村長、前田政義君。

村長（前田政義君）

同意第11号・伊是名村農業委員会委員の任命について。

伊是名村農業委員会委員に次の者を任命したいので、農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）第8条第1項の規定により、議会の同意を求めます。

住所、伊是名村字勢理客1545番地。氏名、名嘉哲治。年齢、61歳。

令和2年9月14日提出、伊是名村長 前田政義。

提案理由、伊是名村農業委員会委員の任期が、令和2年9月30日付けで任期満了となるため、新たに委員を任命することについて議会の同意を得たいので、本案を提出するものであります。

なお、ご本人の略歴書も添付されております。よろしく申し上げます。

議長（宮城安志）

提案理由の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑ありませんか。

(「質疑なし」という者あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

(「討論なし」という者あり)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから同意第11号・伊是名村農業委員会委員の任命についてを採決します。

この採決は、起立によって行います。

原案に賛成の方は、起立願います。

(起立多数)

起立多数です。したがって、同意第11号・伊是名村農業委員会委員の任命については、可決されました。

日程第18

認定第1号・令和元年度伊是名村一般会計歳入歳出決算の認定についてを議題とします。

本件について提案理由の説明を求めます。村長、前田政義君。

村長（前田政義君）

認定第1号・令和元年度伊是名村一般会計歳入歳出決算の認定について。

令和元年度伊是名村一般会計歳入歳出決算を地方自治法第96条第1項第3号及び第233条第2項の規定により、次の書類を提出し、議会の認定に付するものであります。

- 1 令和元年度伊是名村一般会計決算審査意見書
- 2 令和元年度伊是名村一般会計歳入歳出決算書
- 3 令和元年度伊是名村一般会計歳入歳出決算事項別明細書、実質収支に関する調書、財産に関する調書
- 4 令和元年度伊是名村一般会計主要施策成果説明書
- 5 令和元年度決算審査付属資料

令和2年9月14日提出、伊是名村長 前田政義。

それでは、提案理由の説明をいたします。

認定第1号・令和元年度伊是名村一般会計歳入歳出決算の認定について、その概要及び提案理由の説明をいたします。

令和元年度伊是名村一般会計歳入歳出決算の認定については、別添歳入歳出決算総括表のとおりであります。

歳入においては、1款村税から21款村債までの歳入合計は、予算現額29億5,245万9千円に対し、収納率は101.83%となっています。

一方、歳出においては、1款議会費から13款予備費までの予算現額29億5,245万9千円に対し、支出済額が27億732万1千円で、予算執行率91.7%となっています。



当該年度決算における形式収支額は、歳入歳出差引額2億9,903万9千円の黒字で、翌年度に繰り越すべき財源を除いた実質収支額は2億9,900万円の黒字となっておりますが、実質収支から前年度の実質収支を差し引いた単年度収支は290万1千円の黒字、さらに単年度収支に財政調整基金への積立金1億5,357万6千円を加え、基金繰越取崩額1億7,058万4千円を差し引いた実質単年度収支は1,410万7千円の赤字となっております。

また、実質公債費比率は、前年度に比べ0.2ポイント増の5.5%となっています。

認定第1号につきましては、監査委員の決算審査意見書に掲げられた指摘事項等について厳粛に受け止め、適切な対策を講じ、今後の財政運営に努めてまいる所存であります。

なお、認定に付するにあたり、決算審査の資料として主要施策の成果説明書及び基金の運用状況調書を同時に提出しております。

以上、認定第1号の概要について申し上げますが、令和元年度伊是名村一般会計歳入歳出決算の認定について、地方自治法第96条第1項第3号及び同法第233条第3項の規定に基づき、議会の認定を求めるものであります。よろしく願いいたします。

議長（宮城安志）

提案理由の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。

なお、本件については、決算審査特別委員会を設置し、審査する予定でありますので、その点をお含みの上、ご質疑を願います。質疑ありませんか。

（「質疑なし」という者あり）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。認定第1号・令和元年度伊是名村一般会計歳入歳出決算の認定については、決算審査特別委員会に付託の上、審査したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」という者あり）

異議なしと認めます。よって、認定第1号・令和元年度伊是名村一般会計歳入歳出決算の認定については、決算審査特別委員会に付託の上、審査することに決定いたしました。

続いて、お諮りいたします。認定第1号・令和元年度伊是名村一般会計歳入歳出決

算の認定についてを審査するため、議長及び議選監査委員を除く全員で構成する決算審査特別委員会を設置したいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」という者あり)

異議なしと認めます。よって、議長及び議選監査委員を除く全員で構成する決算審査特別委員会を設置することに決定いたしました。

日程第 19

認定第 2 号・令和元年度伊是名村国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題とします。

本件について提案理由の説明を求めます。村長、前田政義君。

村長（前田政義君）

認定第 2 号・令和元年度伊是名村国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について。

令和元年度伊是名村国民健康保険特別会計歳入歳出決算を地方自治法第 96 条第 1 項第 3 号及び第 233 条第 3 項の規定により、次の書類を提出し、議会の認定に付します。

- 1 令和元年度伊是名村国民健康保険特別会計決算審査意見書
- 2 令和元年度伊是名村国民健康保険特別会計歳入歳出決算書
- 3 令和元年度伊是名村国民健康保険特別会計歳入歳出決算事項別明細書、実質収支に関する調書

4 令和元年度決算審査付属資料

令和 2 年 9 月 14 日提出、伊是名村長 前田政義。

それでは、提案理由の説明をいたします。

令和元年度伊是名村国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定については、別添歳入歳出決算総括表のとおりであります。

歳入においては、1 款国民健康保険税から 11 款諸収入までの歳入合計は、予算現額 2 億 4,967 万 1 千円に対し、収入済額 2 億 5,427 万 9 千円で、予算現額に対する収納率は 101.85%となっています。

歳出においては、1 款総務費から 10 款予備費までの予算現額 2 億 4,967 万 1 千円に対し、支出済額が 2 億 2,795 万 2 千円で、予算執行率 91.3%となっています。

当該年度決算における実質収支額は、歳入歳出差引額 2,632 万 7 千円の黒字となっており、前年度実質収支 2,476 万 2 千円を差し引いた単年度収支も 156 万 4 千円の黒字となっています。

以上、認定第 2 号の概要について申し上げましたが、令和元年度伊是名村国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について、地方自治法第 96 条第 1 項第 3 号及び同法第 233 条第 3 項の規定に基づき、議会の認定を求めます。よろしく願いをいたします。

議長（宮城安志）

提案理由の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。

なお、本件については決算審査特別委員会に付託の上、審査する予定でありますので、その点をお含みの上、質疑を願います。質疑ありませんか。

（「質疑なし」という者あり）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。本件については、決算審査特別委員会に付託の上、審査したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」という者あり）

異議なしと認めます。よって、本件については、決算審査特別委員会に付託の上、審査することに決定いたしました。

日程第 20

認定第 3 号・令和元年度伊是名村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題とします。

本件について提案理由の説明を求めます。村長、前田政義君。

村長（前田政義君）

認定第 3 号・令和元年度伊是名村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について。

令和元年度伊是名村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算を地方自治法第 96 条第 1 項第 3 号及び第 233 条第 3 項の規定により、次の書類を提出し、議会の認定を求めます。

- 1 令和元年度伊是名村後期高齢者医療特別会計決算審査意見書
- 2 令和元年度伊是名村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算書

3 令和元年度伊是名村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算事項別明細書、実質収支に関する調書

4 令和元年度決算審査付属資料

令和2年9月14日提出、伊是名村長 前田政義。

それでは、提案理由の説明をいたします。

認定第3号・令和元年度伊是名村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定については、別添、歳入歳出決算総括表のとおりであります。

歳入においては、1款後期高齢者医療保険料から6款諸収入までの歳入合計は予算現額1,477万6千円に対し、収入済額1,522万4千円で、予算現額に対する収納率は103.03%となっております。

歳出においては、1款総務費から4款予備費までの予算現額1,477万6千円に対し、支出済額が1,472万2千円で予算執行率99.63%となっております。

当該年度決算における実質収支額は、歳入歳出差引額50万2千円の黒字となっておりますが、前年度実質収支179万円を差し引いた単年度収支は128万8千円の赤字となっております。

以上、認定第3号の概要について申し上げましたが、令和元年度伊是名村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について、地方自治法第96条第1項第3号及び同法第233条第3項の規定に基づき、議会の認定を求めらるるものであります。よろしくお願いいたします。

議長（宮城安志）

提案理由の説明は終わりましたので、これから質疑を行います。

なお、本件については決算審査特別委員会に付託の上、審査する予定でありますので、その点をお含みの上、ご質疑をお願いいたします。質疑ありませんか。

（「質疑なし」という者あり）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。本件については、決算審査特別委員会に付託の上、審査したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」という者あり）

異議なしと認めます。よって、本件については、決算審査特別委員会に付託の上、審査することに決定いたしました。

#### 日程第 2 1

認定第 4 号・令和元年度伊是名村簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題とします。

本件について提案理由の説明を求めます。村長、前田政義君。

村長（前田政義君）

認定第 4 号・令和元年度伊是名村簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について。

令和元年度伊是名村簡易水道事業特別会計歳入歳出決算を地方自治法第 9 6 条第 1 項第 3 号及び第 2 3 3 条第 3 項の規定により、次の書類を提出し、議会の認定を求めます。

- 1 令和元年度伊是名村簡易水道事業特別会計決算審査意見書
- 2 令和元年度伊是名村簡易水道事業特別会計歳入歳出決算書
- 3 令和元年度伊是名村簡易水道事業特別会計歳入歳出決算事項別明細書、実質収支に関する調書

- 4 令和元年度決算審査付属資料

令和 2 年 9 月 1 4 日提出、伊是名村長 前田政義。

それでは、提案理由の説明をいたします。

令和元年度伊是名村簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定については、別添歳入歳出決算総括表のとおりであります。

歳入においては、1 款事業収入から 7 款村債までの歳入合計は、予算現額 1 億 8, 7 9 0 万 1 千円に対し、収入済額 1 億 7, 9 1 0 万 1 千円で、予算現額に対する収納率は 9 5. 3 2 % となっています。

一方、歳出においては、1 款総務費から 6 款予備費までの予算現額 1 億 8, 7 9 0 万 1 千円に対し、支出済額が 1 億 6, 5 9 7 万 4 千円で、予算執行率 8 8. 3 3 % となっています。

当該年度決算における形式収支額は、歳入歳出差引額 1, 3 1 2 万 7 千円の黒字で、翌年度に繰り越すべき財源を除いた実質収支額は 1, 3 0 9 万 8 千円の黒字となっており、前年度実質収支 5 9 8 万 1 千円を差し引いた単年度収支も 7

11万7千円の黒字となっています。

以上、認定第4号の概要について申し上げましたが、令和元年度伊是名村簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について、地方自治法第96条第1項第3号及び同法第233条第3項の規定に基づき議会の認定を求めます。よろしくをお願いします。

議長（宮城安志）

提案理由の説明が終わりましたので、質疑を行います。

なお、本件については決算審査特別委員会に付託の上、審査する予定でありますので、その点をお含みの上、質疑をお願いします。質疑ありませんか。

（「質疑なし」という者あり）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。本件については、決算審査特別委員会に付託の上、審査したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」という者あり）

異議なしと認めます。よって、本件については、決算審査特別委員会に付託の上、審査することに決定いたしました。

日程第22

認定第5号・令和元年度伊是名村農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題とします。

本件について提案理由の説明を求めます。村長、前田政義君。

村長（前田政義君）

認定第5号・令和元年度伊是名村農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について。

令和元年度伊是名村農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算を地方自治法第96条第1項第3号及び同法第233条第3項の規定により、次の書類を提出し、議会の認定に付するものであります。

- 1 令和元年度伊是名村農業集落排水事業特別会計決算審査意見書
- 2 令和元年度伊是名村農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算書
- 3 令和元年度伊是名村農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算事項別明細書、実質収支に関する調書

4 令和元年度伊是名村農業集落排水事業特別会計主要施策成果説明書

5 令和元年度決算審査付属資料

令和2年9月14日提出、伊是名村長 前田政義。

それでは、提案理由の説明をいたします。

令和元年度伊是名村農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定については、歳入歳出決算総括表のとおりであります。

歳入においては、1款事業収入から6款村債までの歳入合計は、予算現額3億3,398万9千円に対し、収入済額3億3,474万7千円で、予算現額に対する収納率は100.23%となっています。

一方、歳出においては、1款総務費から6款予備費までの予算現額3億3,398万9千円に対し、支出済額が3億3,094万4千円で、予算執行率99.09%となっています。

当該年度決算における実質収支額は、歳入歳出差引額380万3千円の黒字となっており、前年度実質収支230万6千円を差し引いた単年度収支も149万7千円の黒字となっています。以上、認定第5号の概要について申し上げましたが、令和元年度伊是名村農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について、地方自治法第96条第1項第3号及び同法第233条第3項の規定に基づき、議会の認定を求めるものであります。以上であります。よろしくお願ひします。

議長（宮城安志）

提案理由の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。

なお、本件については決算審査特別委員会に付託の上、審査する予定でありますので、その点をお含みの上、質疑をお願いします。質疑ありませんか。

（「質疑なし」という者あり）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。本件については、決算審査特別委員会に付託の上、審査したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」という者あり）

異議なしと認めます。よって、本件については、決算審査特別委員会に付託の上、審査することに決定いたしました。

### 日程第23

認定第6号・令和元年度伊是名村港湾整備事業特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題とします。

本件について提案理由の説明を求めます。村長、前田政義君。

村長（前田政義君）

認定第6号・令和元年度伊是名村港湾整備事業特別会計歳入歳出決算の認定について。

令和元年度伊是名村港湾整備事業特別会計歳入歳出決算を地方自治法第96条第1項第3号及び第233条第3項の規定により、次の書類を提出し、議会の認定に付するものであります。

- 1 令和元年度伊是名村港湾整備事業特別会計決算審査意見書
- 2 令和元年度伊是名村港湾整備事業特別会計歳入歳出決算書
- 3 令和元年度伊是名村港湾整備事業特別会計歳入歳出決算事項別明細書、実質収支に関する調書

- 4 令和元年度決算審査付属資料

令和2年9月14日提出、伊是名村長 前田政義。

それでは、提案理由の説明をいたします。

令和元年度伊是名村港湾整備事業特別会計歳入歳出決算の認定については、別添歳入歳出決算総括表のとおりであります。

歳入においては、1款施設使用収入から3款諸収入までの歳入合計は、予算現額1,460万9千円に対し、収入済額1,498万7千円で、予算現額に対する収納率は102.59%となっています。

一方、歳出においては、1款事業費から2款予備費までの予算現額1,460万9千円に対し、支出済額が1,053万8千円で、予算執行率72.13%となっています。

当該年度決算における実質収支額は、歳入歳出差引額444万9千円の黒字となっておりますが、前年度実質収支527万1千円を差し引いた単年度収支は82万2千円の赤字となっています。

以上、認定第6号の概要について申し上げましたが、令和元年度伊是名村港湾整備事業特別会計歳入歳出決算の認定について、地方自治法第96条第1項



第3号及び同法第233条第3項の規定に基づき、議会の認定を求めるものがあります。よろしくお願ひします。

議長（宮城安志）

提案理由の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。

なお、本件については決算審査特別委員会に付託の上、審査する予定でありますので、その点をお含みの上、質疑を願ひます。質疑ありませんか。

（「質疑なし」という者あり）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。本件については、決算審査特別委員会に付託の上、審査したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」という者あり）

異議なしと認めます。よって、本件については、決算審査特別委員会に付託の上、審査することに決定いたしました。

日程第24

認定第7号・令和元年度伊是名村船舶運航事業特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題とします。

本件について提案理由の説明を求めます。村長、前田政義君。

村長（前田政義君）

認定第7号・令和元年度伊是名村船舶運航事業特別会計歳入歳出決算の認定について。

令和元年度伊是名村船舶運航事業特別会計歳入歳出決算を地方自治法第96条第1項第3号及び第233条第3項の規定により、次の書類を提出し、議会の認定に付するものであります。

- 1 令和元年度伊是名村船舶運航事業特別会計決算審査意見書
- 2 令和元年度伊是名村船舶運航事業特別会計歳入歳出決算書
- 3 令和元年度伊是名村船舶運航事業特別会計歳入歳出決算事項別明細書、実質収支に関する調書
- 4 令和元年度伊是名村船舶運航事業特別会計主要施策成果説明書
- 5 令和元年度決算審査付属資料

令和2年9月14日提出、伊是名村長 前田政義。

それでは、提案理由の説明をいたします。

令和元年度伊是名村船舶運航事業特別会計歳入歳出決算の認定については、別添歳入歳出決算総括表のとおりであります。

歳入においては、1款事業収入から7款諸収入までの歳入合計は、予算現額4億3,272万4千円に対し、収入済額4億3,711万4千円で、予算現額に対する収納率は101.01%となっています。

一方、歳出においては、1款総務費から6款予備費までの予算現額4億3,272万4千円に対し、支出済額が3億8,668万5千円で、予算執行率は89.36%となっています。

当該年度決算における実質収支額は、歳入歳出差引額5,042万9千円の黒字となっており、前年度実質収支4,311万4千円を差し引いた単年度収支も731万5千円の黒字となっています。

以上、認定第7号の概要について申し上げましたが、令和元年度伊是名村船舶運航事業特別会計歳入歳出決算の認定について、地方自治法第96条第1項第3号及び同法第233条第3項の規定に基づき、議会の認定を求めるものであります。よろしくお願ひします。

議長（宮城安志）

提案理由の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。

なお、本件については決算審査特別委員会に付託の上、審査する予定でありますので、その点をお含みの上、質疑を願ひます。質疑ありませんか。

（「質疑なし」という者あり）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りいたします。本件については、決算審査特別委員会に付託の上、審査したいと思ひますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」という者あり）

異議なしと認めます。よって、本件については、決算審査特別委員会に付託の上、審査することに決定いたしました。

日程第25

認定第8号・令和元年度伊是名村育英事業特別会計歳入歳出決算の認定について議題とします。

本件について提案理由の説明を求めます。村長、前田政義君。

村長（前田政義君）

認定第8号・令和元年度伊是名村育英事業特別会計歳入歳出決算の認定について。

令和元年度伊是名村育英事業特別会計歳入歳出決算を地方自治法第96条第1項第3号及び第233条第3項の規定により、次の書類を提出し、議会の認定に付するものであります。

- 1 令和元年度伊是名村育英事業特別会計決算審査意見書
- 2 令和元年度伊是名村育英事業特別会計歳入歳出決算書
- 3 令和元年度伊是名村育英事業特別会計歳入歳出決算事項別明細書、実質収支に関する調書

- 4 令和元年度決算審査付属資料

令和2年9月14日提出、伊是名村長 前田政義。

それでは、提案理由の説明をいたします。

令和元年度伊是名村育英事業特別会計歳入歳出決算の認定については、別添歳入歳出決算総括表のとおりであります。

歳入においては、1款財産収入から5款諸収入までの歳入合計は、予算現額746万9千円に対し、収入済額692万3千円で、予算現額に対する収納率は92.69%となっています。

歳出においては、1款総務費から4款予備費までの予算現額746万9千円に対し、支出済額が575万円で、予算執行率76.98%となっています。

当該年度決算における実質収支額は、歳入歳出差引額117万3千円の黒字となっており、前年度実質収支113万円を差し引いた単年度収支も4万3千円の黒字となっています。

以上、認定第8号の概要について申し上げましたが、令和元年度伊是名村育英事業特別会計歳入歳出決算の認定について、地方自治法第96条第1項第3号及び同法第233条第3項の規定に基づき、議会の認定を求めるものであります。よろしくお願ひします。

議長（宮城安志）

提案理由の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。

なお、本件については決算審査特別委員会に付託の上、審査する予定であり

ますので、その点をお含みの上、質疑を願います。質疑ありませんか。

(「質疑なし」という者あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りいたします。本件については、決算審査特別委員会に付託の上、審査したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(「異議なし」という者あり)

異議なしと認めます。よって、本件については、決算審査特別委員会に付託の上、審査することに決定いたしました。

これより決算審査特別委員会の委員長及び副委員長の互選をしていただきます。

しばらく休憩いたします。

休憩 午後3時43分

再開 午後3時49分

議長 (宮城安志)

休憩前に引き続き会議を開きます。

報告をいたします。休憩中の決算審査特別委員会において、委員長及び副委員長の互選が行われ、その結果が議長に届いております。報告いたします。

委員長に10番潮平そのみ議員、副委員長に9番東江克伸議員が互選されました。これで報告を終わります。

お諮りいたします。決算審査特別委員会のため、明日9月16日及び9月17日は休会したいと思います。ご異議ありませんか。

(「異議なし」という者あり)

異議なしと認めます。したがって、9月16日及び9月17日は休会することに決定いたしました。

これで本日の日程は、全部終了いたしました。

本日は、これで散会いたします。

散会 (午後3時50分)

令和2年第3回伊是名村議会定例会会議録 第3号				
招集年月日	令和2年9月18日			
招集の場所	伊是名村議会議事堂			
開会・閉会	開会	令和2年9月18日	14時00分	議長 宮城安志
議長の宣告	閉会	令和2年9月18日	15時57分	議長 宮城安志

議員の出席及び欠席

出席9名 欠席1名

議席番号	氏名	出欠別	議席番号	氏名	出欠別
1	前川 秀和	出席	8	前田 清	欠席
2	宮城 義秀	〃	9	東江 克伸	出席
3	仲田 正務	〃	10	潮平そのみ	〃
5	東江 清和	〃	11	宮城 安志	〃
6	東江 源也	〃			
7	伊禮 正徳	〃			

会議録署名議員

5番	東江 清和	6番	東江 源也
----	-------	----	-------

職務のため会議に出席した者の職氏名

議会事務局長	高良 和彦	臨時書記	前川 愛理
--------	-------	------	-------

地方自治法第121条の規定により説明のため会議に出席した者の職氏名

職名	氏名	職名	氏名
村長	前田 政義	農林水産課長	前田 秀光
副村長	奥間 守	建設環境課長	末吉 長吉
教育長	照屋 巧	教育振興課長	濱里 篤
総務課長	諸見 直也	住民福祉課長	諸見 美奈子
会計管理者	兼元 清永	商工観光課長	前川 栄進
企画政策課長	神田 宗秀		

会議の経過 別紙のとおり

会議に付した事件

令和2年9月18日

一般質問
令和元年度伊是名村一般会計歳入歳出決算の認定について
令和元年度伊是名村国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について
令和元年度伊是名村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について
令和元年度伊是名村簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
令和元年度伊是名村農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について
令和元年度伊是名村港湾整備事業特別会計歳入歳出決算の認定について
令和元年度伊是名村船舶運航事業特別会計歳入歳出決算の認定について
令和元年度伊是名村育英事業特別会計歳入歳出決算の認定について

令和2年第3回伊是名村議会定例会議事日程（第3号）

1. 開 議 午後2時

2. 付議事件及び順序

令和2年9月18日（金）

日程番号	議案番号	件 名
1		一般質問
2	認定第1号	令和元年度伊是名村一般会計歳入歳出決算の認定について
3	認定第2号	令和元年度伊是名村国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について
4	認定第3号	令和元年度伊是名村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について
5	認定第4号	令和元年度伊是名村簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
6	認定第5号	令和元年度伊是名村農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について
7	認定第6号	令和元年度伊是名村港湾整備事業特別会計歳入歳出決算の認定について
8	認定第7号	令和元年度伊是名村船舶運航事業特別会計歳入歳出決算の認定について
9	認定第8号	令和元年度伊是名村育英事業特別会計歳入歳出決算の認定について

令和2年第3回伊是名村議会定例会一般質問通告書（総括）

質 問 者	質 問 事 項	質問の相手
潮平そのみ	空き家対策について	村 長
東江克伸	海岸漂着ゴミ対策について	村 長
宮城義秀	電動カート(シニアカー)の購入補助及び貸し付け支援について	村 長



議長（宮城安志）

これから本日の会議を開きます。 （午後2時00分）

議会事務局書記の担当者が欠席のため、本日は前川愛理さんが臨時に書記を務めます。宜しく申し上げます。

また、本日は特別に伊是名中3年生12名が学習の一環で傍聴に来ております。しっかりと勉強して行って下さい。

早速、始めます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付のとおりでございます。

直ちに本日の議事日程に入ります。

日程第1

一般質問を行います。3名の議員が一般質問通告を行っております。順次、発言を許します。10番、潮平そのみ議員。

10番（潮平そのみ議員）

こんにちは。今日は、中学生の皆さんが傍聴に入りましたので、トップバッターでありますので頑張っていきたいと思っております。よろしく申し上げます。

それでは、質問事項を読み上げて要旨とします。

空き家対策について。村・集落の中において、何年も間、人が住んだ形跡のない空き家が多数あります。老朽化も進んで屋敷の中には草が生い茂り一部倒壊した建物も有ります。台風時には瓦等が飛んでくることが予想され、地域住民は大変迷惑を被っている状態です。倒壊の恐れがある住宅は衛生上の問題が有ると考えますが、そうした問題点を検証し、対応が求められます。所有者、相続人等に空き家の適切な管理をしていただくと共に、自治体の役割を強化した特別措置法が今年5月に全面施行から5年を迎えました。村としては、このような状況をどのように対応していくのか村長の見解を伺います。以上です。

議長（宮城安志）

村長、前田政義君。

村長（前田政義君）

それでは、潮平そのみ議員の空き家対策についてのご質問にお答えいたします。

議員ご質問のとおり、本村においても人口が減少し、少子高齢化が急速に進んで村内には放置され荒れ放題の敷地があり、倒壊寸前の空き家が目立つよう

になっています。

このことは、火災や犯罪発生等の危険性があり、大変憂慮されるとともに近隣の地域住民の生活環境への悪影響が懸念されています。

また、このことは全国の過疎地域にも多く見られるということから、平成26年11月27日に空き家対策の推進等に関する特別措置法が制定され、国をあげて取り組んでいることはご承知のとおりであります。

本村では、以前に空き家等の実態調査をし、家屋の状態や所有者、管理者等も含めて記帳した空き家台帳を作成してきた経緯があります。

そのことを参考にして、所有者の理解をいただきながら連携して住環境を整備し、明るく住み良い村づくりをするように努めてまいりたいと考えています。よろしく願いをいたします。

議長（宮城安志）

10番、潮平そのみ議員。

10番（潮平そのみ議員）

いま村長が答弁したとおり、全国的な空き家対策、力を入れている自治体も少なくありません。私たち伊是名村でも古民家再生などされてきていますが、村長がいま答弁したようにいま空き家が何軒ぐらいあるか、調査したことはあるのか。

それから空き家に住めるのか、また、住めない家が何軒ぐらいなのか、その辺をよろしく願います。

議長（宮城安志）

企画政策課長、神田宗秀君。

企画政策課長（神田宗秀君）

議員のご質問にお答えいたします。平成29年度移住関係者の問い合わせにおいて、貸せる空き家とかはないですかということで、ちょっとその辺を調査しないといけないという部分で調査を行っております。

その中で、伊是名村内の空き家は71軒です。そのうち住めるかもしれないと考えられるのが26軒ほどあります。以上です。

議長（宮城安志）

10番、潮平そのみ議員。

10番（潮平そのみ議員）

現在住める住宅が26軒ということですか。それと住めない家は何軒か、本当に壊れそうな家とか、そういったところは何軒か把握していますか。

議長（宮城安志）

企画政策課長、神田宗秀君。

企画政策課長（神田宗秀君）

その辺の細かい壊れそうとか、使えないだろうとかというのは、もう一度精査してからでないと、軒数にはいまお答えはできないんですが、少し修繕、直したりすれば使えるかもしれないというところで26軒ということですよ。

議長（宮城安志）

10番、潮平そのみ議員。

10番（潮平そのみ議員）

住める家は、所有者、相続人等なども把握できているんでしょうか。あと仏壇があって貸せないとか、そういったこともありましたら教えてください。

議長（宮城安志）

企画政策課長、神田宗秀君。

企画政策課長（神田宗秀君）

30年度にこの26軒について貸し出しが可能かという調査もしております。そのうちで賃貸してもいいという方が1名、借り手が補修費用を負担するなら貸し出しするが2名、解体予定が2名、無償貸与が1名、貸さないが4名、わからないが3名です。

そして残りに関しては、宛先不明で意向調査が戻ってきている経緯があります。

一部においては、仏壇とかあって貸せないという方もいらっしゃいました。

議長（宮城安志）

暫時休憩します。

休憩 午後2時09分

再開 午後2時10分

議長（宮城安志）

再開します。

10番、潮平そのみ議員。

10番（潮平そのみ議員）

住めない家の方で倒壊、屋根が崩れたり、ギンネムが生い茂ったりとか、非常に怖い部分があります。これを見たら9号、10号の台風のときなど、伊是名村に直接被害がなかったのでもいいんですけど、これからずっと台風がやってきますので、適切な管理、所有者に連絡して撤去してもらおうとか、そういった方法はやっているのかどうか、お聞きします。

議長（宮城安志）

総務課長、諸見直也君。

総務課長（諸見直也君）

お答えします。先程村長の方からもありました特別措置法に基づいて、村の方でも計画を立てて、そういった倒壊家屋の恐れがある、この特別措置法の定義の中で特定空き家等というのがありまして、この中には所在する建物等が含まれますので、その辺の管理、それからいま言った所有者の特定とかやっていって、その中でそういった手続きを進めて、今後はいま言った所有者への指導とか、勧告をいま進めていければなということで話し合いを進めているところであります。以上です。

議長（宮城安志）

10番、潮平そのみ議員。

10番（潮平そのみ議員）

この空き家を壊して瓦礫とかを運搬した場合、これは前に東江議員が聞いたときに補助があるという話も記憶にあるんですけど、それは伊是名村に住んでない方、例えば郷友会の方たち、そういった方たちも対象なのかどうか。

議長（宮城安志）

建設環境課長、末吉長吉君。

建設環境課長（末吉長吉君）

ただいまのご質問にお答えします。村で想定しているのは、あくまでも産業廃棄物の取扱いとされるものではなくて、個人で壊した瓦礫等の処分を予定していきまして、例えばこれを業者に頼んだ場合には産業廃棄物の処理ということになります。

あと一つだけまた問題なのが、実はいま一般廃棄物の処理場としての免許をいただいています、産廃の許可がないものですから、その辺も詳しく調べていく必要があると思います。

村に住所がなくて、村の地元の業者さんに解体を依頼した場合においても島外の処理場へのフェリーの運搬費については村が補助する事で決定しています。

議長（宮城安志）

暫時休憩します。

休憩 午後2時14分

再開 午後2時19分

議長（宮城安志）

再開します。

10番、潮平そのみ議員。

10番（潮平そのみ議員）

なぜそれを聞いたかと言いますと、私たち古い家は島から出た方たちが那覇本島でも住居を構えておりますので、これを壊しに来た場合、運搬するのも金かかるということで、たぶん放置しているのではないかなという思いがあったものですから、もしもそれを所有者に連絡した場合は、そういうこともありまますよという補助の話もやってもらえたら、その方たちも島のためにと考えて取り壊し、何とか整地してあげようかなということもあるのではないかなと思って、いまそういうことを聞いたんですよ。

これから所有者、相続人とのタイアップもこれからやっていくということでよろしいでしょうか。

議長（宮城安志）

総務課長、諸見直也君。

総務課長（諸見直也君）

お答えします。先程申したとおり、まずはこういった協議会を立ち上げて、その計画も立てて、その中で検討していきますので、いますぐできるというお話ではないんですけれども、そういう方向で進めていきたいと考えております。以上です。

議長（宮城安志）

10番、潮平そのみ議員。

10番（潮平そのみ議員）

前向きな答弁有難うございます。いま申しましたように、私たち伊是名村か

ら離れた方は、それぞれの場所で住居を構えて、ふるさとに子孫が戻ってくる場合はよろしいんですけど、実家を相続して取り壊すのにも金がかかる。島にもなかなか来ないとなった場合は、これから少子高齢化、また、伊是名村にも住みたいけど土地もないというような方にも斡旋して、皆さんでスムーズに伊是名村の景観を良くしていけるように、街並みを保存しながらやっていただきたいなと思いますので、よろしく申し上げます。これで私の質問を終わります。

議長（宮城安志）  
これで、潮平そのみ議員の質問は終わりました。

次に、9番東江克伸議員。

9番（東江克伸議員）

皆さん、こんにちは。通告どおり読み上げていきますので、よろしく願いいたします。

海洋漂着ごみの対策について。伊是名島は四方を海に囲まれ、自然豊かで美しい島ですが、日々多くの海洋ごみが漂着し、景観を損ねている現状があります。

こうした海洋ごみは、海を漂う漂流ごみ、海岸にたどり着く漂着ごみ、海底に沈み堆積する海底ごみの三つに分類され、いずれも世界規模で解決に迫られる大きな環境問題となっております。

中でも、人工的に合成されたプラスチックやペットボトル発砲スチロール等のごみは自然に分解することなく、ウミガメといった海洋生物に与える影響は計り知れないものがあり、伊是名島においても、このような性質の漂着ごみが多くを占め、近海の生物や自然環境、景観に悪影響を及ぼしているものと考えます。

そこで村長に伺います。この島の美しく豊かな自然環境の保護及び景観の保全を目的とした漂着ごみの対策についてどのような考えをお持ちか伺いたします。

議長（宮城安志）

村長、前田政義君。

村長（前田政義君）

東江克伸議員の海岸漂着ごみ対策についてのご質問にお答えいたします。

ご質問にありますように、海洋ごみは国際社会における最も深刻な環境問題

であると認識しております。

このことについては、各国が独自の対策を講じているほか、世界の国々が連携して、国際的な課題として取り上げ、調査が推進されており、いまや地球規模の重要課題として取り組まれていることは周知のとおりであります。

海洋ごみの中でも、私たちの身近なこととして、海浜等への漂着ごみがあります。

本村は二見ヶ浦に象徴されるように、美しい海岸線が島を取り囲み、村民の憩いの場であるとともに、貴重な漁場で観光資源でもあります。

しかしながら、近年漂着ごみが大量に流れ着くなど、環境が悪化し、海岸線の景観が損なわれ、観光産業や漁業の振興発展に多大な影響を及ぼしており、大変懸念しているところであります。

このようなことを憂慮し、本村では平成23年度から国の補助事業を活用して、海岸線の漂着ごみの回収及び分別処理を実施しており、今後とも当該事業を継続して、海浜等の美しい景観形成に努めてまいりたいと考えています。

議長（宮城安志）

9番、東江克伸議員。

9番（東江克伸議員）

漂着ごみの回収撤去、この2～3年、漂着ごみ回収しているのか、報告お願いします。

議長（宮城安志）

建設環境課長、末吉長吉君。

建設環境課長（末吉長吉君）

それでは、建設環境課所管の分についてだけご説明申し上げます。村長の答弁にもありましたとおり、平成23年度国の補助メニューを使って導入した事業、今年度も継続して行っておりますので、建設環境課としては、今年も同じような事業を実施するというところでありますが、よろしいですか。以上です。

議長（宮城安志）

9番、東江克伸議員。

9番（東江克伸議員）

昨年の実績で結構です。どこをどういうふうに回収したのか。そこをお願いします。

議長（宮城安志）

建設環境課長、末吉長吉君。

建設環境課長（末吉長吉君）

お答えします。昨年度は、1団体、中学校の保護者の団体なんですけど、そこの方々をお願いして、ちょっといま数字は把握してないんですが、何回か実施しております。

回収したごみの量なんですけど、それまでに島外に持ち出しされてない分がストックして大量にございましたので、それをたぶん包含して去年は処理した経緯があります。単年度の処理量としてはいま把握してない状況であります。

議長（宮城安志）

9番、東江克伸議員。

9番（東江克伸議員）

場所もお願いします。

議長（宮城安志）

建設環境課長、末吉長吉君。

建設環境課長（末吉長吉君）

場所は、ワタンジの浜から内花向けに行きまして、北側の浜をメインに行っております。それにはちょっと理由がありまして、国の統計上のモニタリング調査といいますか、その結果、冬場に北の方から大量の漂着ごみが流れ着くということで、その時期に毎年慣例として行っております。以上です。

議長（宮城安志）

9番、東江克伸議員。

9番（東江克伸議員）

23年からやった補助事業、これはやる区間というのは、どこからどこまでというのは決まっているんですか。

議長（宮城安志）

建設環境課長、末吉長吉君。

建設環境課長（末吉長吉君）

今年度に限っては、ほぼ島の全海岸、ただ、その中で除外といいますか、該当されない海岸が港湾施設と漁港施設は含まれておりません。

議長（宮城安志）



9番、東江克伸議員。

9番（東江克伸議員）

ビーチとか、ターシの浜とか、意外と村民、観光客が利用するからごみはないんです。いま課長が言ったワタンジとか、その辺は結構ごみがあります。年一回取っているということですから、今年もぜひ回収などもするようによろしくをお願いします。

それともう一つ、本村には二つの無人島があります。屋那覇島、具志川島、あそこの漂着ごみ、ものすごい量が浜に打ち上げられて、中の方にも結構入っていました。そこのごみとかは何とかするのか。結構、予算的に大変だと思うんですけど、村長どうでしょうか、二つの島は。

議長（宮城安志）

建設環境課長、末吉長吉君。

建設環境課長（末吉長吉君）

議員ご指摘のとおり、特に僕も感じているところは具志川島あたりがかなり堆積しているのではないかなと思っております。

ですから、その辺はまた村長とも意見交換を交えながら、どういう対策が取れるのか、今後検討していきたいと思います。

議長（宮城安志）

9番、東江克伸議員。

9番（東江克伸議員）

無人島の屋那覇、具志川島、非常に皆さんやるとなると、苦勞すると思いますが、それも前向きに考えていけるようお願いします。

もう一つ、お願いがあるんですけど、先程言ったようにビーチとマッテラとターシの浜、あそこは結構ごみがないと言いましたけど、少しはあるんですよ。そこに午前中、前でした、後でしたか、観光客の方が通って、ごみは拾ったんだけど、置く場所がないということで、そのまままたあった場所に置いて拾わなかったそうです。

伊是名村も浜に海洋漂着ごみを置くようなごみ箱も設置はできないかねという話もあったものですから、これは商工観光課長、その辺、観光面からも箱みたいなものを置けないかどうか、お願いします。

議長（宮城安志）

商工観光課長、前川栄進君。

商工観光課長（前川栄進君）

お答えいたします。以前、各観光施設、海岸、仲田港あたりもごみ箱設置はしてございましたけれども、とてもじゃないですけども、ごみ箱を設置したら管理が困って、何でもかんでもそこに混ざったごみ、そういうのがあって、ごみ箱をいま置いてないような現状ではあります。

漂着物については、私もゴールデンウィーク後、回って見て、たまに集められているんですけども、それは指示して片付けはさせております。

このごみ箱置き場を設置するかどうかについては、先程言った経緯も考慮しながら、今後検討していきたいと思っております。以上です。

議長（宮城安志）

9番、東江克伸議員。

9番（東江克伸議員）

なぜごみ箱を設置してほしいかと言うと、これは与論島の事例として、2017年にごみ箱ならぬ拾い箱が設置されたということが与論島の方であったんです。

これ拾い箱とは、拾った漂着ごみを入れる専用の箱のことだそうです。これが与論から始まって沖永良部や喜界島にも広がっているということだそうです。

これはごみを捨てるための箱ではなく、砂浜に流れ着いた海のごみを拾うための箱ということで、向こうでは4箇所、5箇所設置して、だんだんだんだん増やしていくというふうに書いてありました。

我々島も家庭ごみを入れる人もいますけど、これは前向きにやってみなければわからないと思いますよ。見える場所に置くと、とりあえず置いてみて、その後にもし不都合があれば、また撤去するなり考えるというのはどうですか、課長。

議長（宮城安志）

商工観光課長、前川栄進君。

商工観光課長（前川栄進君）

お答えいたします。議員おっしゃる和論島の事例というのは、申し訳ございませんけれども、承知しておりませんでした。

今後、そういった事例等々研究しまして検討していきたいと思います。以上です。

議長（宮城安志）

9番、東江克伸議員。

9番（東江克伸議員）

ごみも全部そうなんですけど、漂着ごみもみんなでいろいろ考えて、これ流れてくるものはしょうがないですから、誰が流したかわかりませんが、砂場の方に着きますので、ぜひみんなで協力してきれいな景観、きれいな自然を守るように努力していきましょう。我々議員もその漂着ごみに関して協力すると先程村一周回ったときにそういう話もしましたので、ぜひ前向きにごみ箱ではないんですけど、その箱を設置するような形でよろしく願いいたします。以上で、僕の質問は終わりたいと思います。

議長（宮城安志）

これで、東江克伸議員の質問は終わりました。

次に、2番宮城義秀議員。

2番（宮城義秀議員）

皆さん、こんにちは。今日はまた子ども議会の皆さんが傍聴されているということで、少しでも参考になればと頑張りたいと思いますので、ひとつよろしくお願ひしたいと思います。

それでは、一般質問通告書を読み上げて質問とさせていただきます。質問事項、電動カート（シニアカー）の購入補助及び貸し付け支援について。

近年、高齢ドライバーの重大な事故が後を絶たず、深刻な社会問題となっています。本村においても今年5月に高齢者の自損事故があり、その方は持病も重なりその後亡くなられております。

その方は、役場職員や、警察官より免許証の自主返納を促され検討している最中の事故だったと聞いております。大変残念でなりません。

高齢者が自主返納できない一つの要因が返納後の移動手段としてのバスやタクシー等の公共交通機関等が本村にはないことが一番の要因と考えます。

そこで村長に次のことについて伺います。

①村長は、昨年10月24日開催の伊是名村子ども議会の答弁で村営バス及びタクシーの導入については、過去の結果を踏まえながら村民が必要としてい

るのか、料金はいくらに設定したら良いのか、あるいは運行方法及び運行時間はどうすれば良いのかについて検討していきたいと考えておりますと答弁されておりますが、検討はされたのでしょうか。

②高齢ドライバーの免許返納を促すとともに高齢及び身体障害のため歩行等困難な方の自力による移動を容易にして外出機会を確保するため、新しい移動手段としての「電動カート」いわゆるシニアカー等の購入補助及び貸し付け支援を行ってはどうかと思いますが、村長の見解を伺います。よろしくお願います。

議長（宮城安志）

村長、前田政義君。

村長（前田政義君）

それでは、宮城義秀議員のご質問にお答えいたします。

まず1点目の村営バス及びタクシーの導入についてお答えいたします。これまで村内で実施した実証実験の検証や県内での実施状況等、情報収集を行ってきたところでありますが、地域公共交通の導入に向けては地域公共交通協議会等の設置が必要となるため、その設置も含めて調査検討を継続して進めてまいりたいと思います。

2点目の電動カート、いわゆるシニアカー等の購入補助及び貸し付けを行ってはどうかというご質問にお答えいたします。

高齢者及び障害者に対する外出支援については、現在、村が補助をし、社会福祉協議会が実施している移送サービス事業があり、利用されている高齢者等も多いと伺っております。

電動カートについては、村内で20名余の高齢者が利用されておりますが、購入補助及び貸付支援については、介護保険制度による給付が行われておりません。

また、介護認定に移行の方が利用できる事業もありますので、希望者の方には補装具給付制度の利用を推奨していきたいと考えております。

ご質問の介護保険給付対象外の方や免許証を返納して、電動カートに切り替えされる方を対象とした購入補助については、実態調査を行い、村単独事業として前向きに検討してまいります。

議長（宮城安志）

2番、宮城義秀議員。

2番（宮城義秀議員）

それでは、いまの中で1点、協議会の設置という話でしたが、以前村営タクシーの調査を行ったときに、確かその協議会は既に設置されていると私は思います。

この方につきまして、総務課の方で確認され、その協議会がその後どうなっているのか、確認を取って検討していただきたいなと思っております。

それからただいま村長の方からございましたように介護保険の適用ということでございましたけれども、介護保険の適用の場合、要介護2というふうに言われておりますけれども、福祉課長にお尋ねしますけれども、この要介護2とはどういった状況のことを指すのか、ひとつよろしくお願いたします。

議長（宮城安志）

住民福祉課長、諸見美奈子さん。

住民福祉課長（諸見美奈子さん）

質問にお答えします。介護保険制度の中で要介護2というのは、まず最初に介護保険制度の概要の方をお話したいと思います。

介護保険制度とは、介護の必要な方、自立支援で介護をする方、特に加齢やそれに伴う病気、後遺症により介護を必要とする状態になった方が普通の生活ができるように予防するために使う制度であります。

特に加齢になる方ということで、支援と介護というので分別されるんですけども、要介護認定に判定された方というのがほとんどが認知症、もしくは転倒及び骨折等をされ、介護認定をもらう方が多いのがいまの現状です。

今回、シニアカーの該当の方は、ほとんどの方が転倒、もしくは骨折をした方たちが適用されて利用するということが考えられるものになります。以上です。

議長（宮城安志）

2番、宮城義秀議員。

2番（宮城義秀議員）

いま説明にあったように、要介護2とは日常生活において掃除や着替え、立ち上がる時や移動するとき、トイレや食事の際に見守りや介護が必要な方ということで、一人では既にそれぞれができなくて介助が必要だという方が要介

護2と言われておまして、その要介護2の適用を受けて、このシニアカーを借りるということは、非常に厳しい認定の中でもなかなかそれを適用すると、実際に借り受けるということが難しい。

そして借り受けても要支援の自立を促すその行為の中で、支援が良くなれば、その方が認定においてまた今度は要介護が1になったりしたときには、このシニアカーを返納しないといけないと。

なかなかこの介護保険適用の場合というのは厳しい条件等があつて、実際に返納されている方も村内にいらっしゃるといふことも聞いております。

そういったことがある中で、やはりいま誰でも65歳以上、安心してそういった自立、いま村内には村長さんからもあつたようにバス、タクシーといった公共交通機関がございません。そのため、現在、社会福祉協議会で実施されておりますいろいろな外出支援サービス等もございますけれども、自分でどこかに行きたい。自分で何かをしたいという自立を促すための外出支援というものについては、なかなかできない状況であります。

今日も現場視察のときにたまたまシニアカーを運転されまして、近くの畑に行つて、畑仕事をなさつていらっしゃる方を見かけました。

そのようにやはり歩けなくなってからではなくて、車等の運転はできないけれども、シニアカーだったら近くの畑に行き、自分で農作業もできる。また、友達のところへも行って、お茶を飲みながらユンタクもする。そういったことで、その方々の自立を促進するというのも大きな要因で、それこそが支援策だといふふうに私は感じております。

特に最近、巷では100歳近くの高齢ドライバーの方が車を運転し、よく道端の側溝の方に脱輪して何回か助けを求められていたり、自分のブロック塀にぶつくと、そういうことが数多くある。

そしてまたバイクにおいても80歳以上の方が足を地面につけたまま、足をブレーキにして運転している。集落内でも十字路を止まらない等、そういったことが子どもたちとか、他の人を巻き込んだ、大きな人身事故に繋がらないかということも大変危惧されております。

そういったことがありますので、まずはバス、タクシーなど、交通公共機関につきましても、先程来おっしゃつていらっしゃるように、いろいろな調査が必要かもしれませんけれども、シニアカー等につきましても、いろいろな支援策が行えるの

ではないかなと思っております。

これは全国で既に実施している市町村も数多くありまして、県内にも近くの離島村で既に購入の2分の1、詳しい条件についてはそれ以上調べていないんですけれども、そのような支援も実際に行っている市町村も離島もございます。

また、バスタクシーがある地域においては、県や市町村単位でいろんな支援がございまして。バスを10回分無料にしたり、2万円分は県が補助しますと、どこどこに行くときの券は何百円引きですと、そういったいろんな支援があるものですから、沖縄本島の方ではいま言った必ずしも電動カートやそういった支援はあまり必要ではないのかなとも思ったりしますが、先程来言われている本村には交通公共機関がございません。

なので、昨年の子ども議会でも質問のあったように、やはり高齢者の方々が自由に足を運べる、役場にも病院にも買い物にも手軽に行ける、そういった公共交通機関になり得るバス、タクシーの運行ということであろうかと思っております。

そのことにつきましても私ちょっと調べてみましたら、経済産業省交通課の事業で全国的なものではございますが、一部の県の紹介をしたいんですが、福島県でバスやタクシーのない地域に居住する村民に対し、通院や買い物等、日常生活を支援するため、予約制のタクシーを運行する。

また、福島県の市町村は違うんですけれども、65歳以上75歳までは一回当たり300円、75歳以上は無料、また、長野県におきましては、外出支援としてシニアカーの購入補助を行っている。

そういったことで、これが経済産業省の補助事業なのか、そこまでの詳しい情報まで私の方で調べることはできなかつたんですけれども、全国でそのように公共交通のないところでは、そこに居住する村民に対しての予約制のタクシーを運行するということが各市町村で既に行われております。

ぜひ、この協議会の設置時期のことについても再度調べて、この産業省の事業が本村にも該当できないのか。そしてこれがひいては村内の自由なバス、村民全員が利用できる、そういったことができるのであれば、免許証の自主返納を促す意味でも大きな支援策になり得ると思っております。

そういうこととございますので、ぜひ高齢ドライバーの免許返納を促す、そして交通事故の軽減、抑止に向けた緊急支援策、そういうことを早急に創設をしていただきたい。その中にシニアカー、電動カーの購入補助というのも含め

て、総合的な支援策をお願いしたいと思いますけれども、再度村長さんの方から、総合支援に向けてよろしく願いいたします。

議長（宮城安志）

村長、前田政義君。

村長（前田政義君）

タクシーのない本村においては、大変厳しい環境であります。しかしながら、地域公共交通協議会の中において、どういった方法で村民の安全、安心、福祉を守るということについてじっくりと詳細に検討してまいりたいと考えています。

その中において定時にするのか、あるいはまた今おっしゃったように予約制にするかということも出てくるというふうに考えられますので、協議会の中で検討させていただきたいと思っております。

それから電動カー等については、先程お答えしましたように、前向きに実施するという形で進めてまいりたいと思っております。

議長（宮城安志）

2番、宮城義秀議員。

2番（宮城義秀議員）

大変前向きなご答弁有難うございました。ぜひ、このシニアカーの支援だけでなく、全体的な公共交通、バスは難しいかもしれませんが、乗合タクシー的な、そういうタクシーに代わるような交通体系が早急に整備できるよう希望いたしまして、私の質問は終わります。以上です。

議長（宮城安志）

これで、宮城義秀議員の質問は終わりました。

以上で、一般質問はすべて終わりました。

しばらく休憩いたします。

休憩 午後2時58分

再開 午後3時19分

議長（宮城安志）

再開します。

日程第2

認定第1号・令和元年度伊是名村一般会計歳入歳出決算の認定についてから



認定第9号・令和元年度伊是名村育英事業特別会計歳入歳出決算の認定についてまで一括して議題とします。

なお、討論、採決は、個別案件ごとに行います。

それでは、日程第2．認定第1号・令和元年度伊是名村一般会計歳入歳出決算の認定についてから日程第9．認定第8号・令和元年度伊是名村育英事業特別会計歳入歳出決算の認定までについて、決算審査特別委員会委員長の報告を求めます。

決算審査特別委員会委員長、潮平そのみ君。

決算審査特別委員会委員長（潮平そのみ議員）

決算審査特別委員会委員長報告。

本特別委員会は、9月16日の1日間の日程で、審査を行いました。委員長報告を行いますので、よろしくお願ひします。

それでは、あらかじめ配付しました委員会審査報告書を読み上げて報告に代えさせていただきます。

令和2年9月18日、伊是名村議会議長 宮城安志様。決算審査特別委員会委員長 潮平そのみ。

委員会審査報告書。本委員会に付託された事件は、審査の結果、次のとおり決定したので、会議規則第77条の規定により報告します。

なお、事件番号、件名、審査結果の順に報告申し上げます。

認定第1号・令和元年度伊是名村一般会計歳入歳出決算の認定について、認定。

認定第2号・令和元年度伊是名村国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について、認定。

認定第3号・令和元年度伊是名村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について、認定。

認定第4号・令和元年度伊是名村簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について、認定。

認定第5号・令和元年度伊是名村農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について、認定。

認定第6号・令和元年度伊是名村港湾整備事業特別会計歳入歳出決算の認定について、認定。

認定第7号・令和元年度伊是名村船舶運航事業特別会計歳入歳出決算の認定について、認定。

認定第8号・令和元年度伊是名村育英事業特別会計歳入歳出決算の認定について、認定。

次に、決算審査特別委員会における審査の概要を申し上げます。

本委員会は、村長から提出されました決算書、実質収支に関する調書、公有財産調書、主要施策成果説明書、決算付属書類、決算審査意見書等をもとに、議決された予算がその趣旨と目的にしたがって適正にそして効率的に執行されたか、など決算の着眼点を念頭に置きながら、慎重に審査を行いました。

以下、決算認定に当たっての質疑概要を申し上げます。

認定第1号・令和元年度伊是名村一般会計歳入歳出決算の認定について。1. 本会計に於いて不用額が前年度決算より大幅に増えている。不用額については、毎年の監査報告でも指摘されて、出来る限り3月の定例会で減額するようになっているが、このような大幅な不用額が生じた要因について、経費節減によるものか、補助事業等の返納分も含まれているのか、各課説明を願いたい。

2. 各課の不用額の説明がありましたが、本来3月までに総務課から各課の予算については精査し、不用額が生じる恐れのある会計に於いては3月定例会で減額補正するように通知があるはずだがこのように高額の不用額が生じる。

今後はこのようなことが無いよう調整されて健全な予算の執行をされるようお願いしたい。

3. 不納欠損処分状況調を確認してみると、地方税法に基づき滞納処分の停止及び消滅を行っているが、どのような状況で処分対象となったのか説明願いたい。

4. 総務費の備考にある委託料について、どのような内容の委託料なのか説明願いたい。

5. 民生費の後期高齢者医療費の負担金補助金及び交付金の備考の説明書きについて、説明願いたい。

6. 教育費の小中学校費及び中学校費の修繕費についての説明及び修繕後の状況について説明願いたい。

7. 総務費の伊是名村定住条件整備事業に於いて補助事業にもかかわらず不用額があるのはなぜか、現在未整備である周辺整備はできなかったのか。又、本

年度工事の発注はいつ頃なのか伺いたい。

8. 商工費の臨海公園施設費の委託料の備考説明書きについて説明をしてもらいたい。又、本施設は経年劣化が著しくコンクリート剥離等が見受けられるが今後修繕計画はあるのか併せてお聞きしたい。

9. 総務費の伊是名村定住条件整備事業の委託料と公有財産購入費とあるが何の委託料なのか、どこの土地を購入したのか。

10. 観光物産センターのレストランスペースが1年以上借り手がなくあいている状況であるが、今後どのように募集をしていくのか。

認定第2号・令和元年度伊是名村国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について。

1. 収入未済額調書の件数の表示の変更について、今決算から変更になったのかお教え願いたい。又、システム改修がされておりますがマイナンバーカードとの関連があるのか。

認定第3号・令和元年度伊是名村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について。

1. 後期高齢者医療保険の加入者数及び未納者数についてお教え願いたい。又保険料の還付があるが何名の方に還付したか併せてお教え願いたい。

2. 広域連合に負担金として支出している金額について、一般会計及び後期高齢者医療特別会計合わせていくらになるか教えていただきたい。

認定第4号・令和元年度伊是名村簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について。

1. 収入未済額調書について、一般料金及び業務用があるが未納者についての徴収方法及びそれでも応じない未納者にはどのようにしているのか伺いたい。

2. 繰入金収入未済額について、予算書の表記方法は合っているのか伺いたい。

3. 歳入の事業収入の業務用の未収内容について、お教え願いたい。

認定第5号・令和元年度伊是名村農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について。

1. 収入未済額調書について、一般料金及び業務用があるが業務用の未納について、どういった要因で未納が生じたのか伺いたい。

2. 各集落の宅内枡への引き込み状況を調査しているはずだが委託料はどこで

計上しているのか。

認定第6号・令和元年度伊是名村港湾整備事業特別会計歳入歳出決算の認定について。

1. 歳出の施設管理費の修繕費について説明願いたい。又、予備費に於いて多額の不用額があるがその費用を利用して施設の照明等の切り替えはできなかったのか伺いたい。

認定第7号・令和元年度伊是名村船舶運航事業特別会計歳入歳出決算の認定について。

1. 総務費の委託料及び工事請負費について説明願いたい。又、歳入の貸船料内容について説明願いたい。

2. 事業収入について平成30年度決算と比較して増加している要因について説明願いたい。

3. 伊是名村と伊平屋村でドックの際、フェリーを交互に運航しているが互いの貸船料についてどのように定めているのか。

認定第8号・令和元年度伊是名村育英事業特別会計歳入歳出決算の認定について。

1. 当初予算と調定額に大きく乖離があるがどうか。又、調定額の起票について時期についてお教え願いたい。

2. 育英資金について、借りては要綱要領でどのような位置づけになっているのか、子どもなのか親なのかお教え願いたい。

以上で、決算審査特別委員会の審査概要を申し上げて、委員長報告といたします。

議長（宮城安志）

これで委員長の報告を終わります。

お諮りいたします。ただいま報告のありました、令和元年度各会計の決算審査については、議長及び議選監査委員を除く全員で構成する決算審査特別委員会による審査のため、運営基準に基づき、委員長報告に対する質疑は、省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」という者あり）

異議なしと認めます。したがって、委員長の報告に対する質疑は、省略することに決定いたしました。

それでは、これから日程第2．認定第1号・令和元年度伊是名村一般会計歳入歳出決算の認定について討論を行います。討論ありませんか。7番、伊禮正徳議員。

7番（伊禮正徳議員）

それでは、認定第1号・令和元年度伊是名村一般会計歳入歳出決算認定について、賛成の立場で討論いたします。

本決算書は、新元号令和の初年度の記念すべき年の決算となりました。そして村制施行80周年記念にあたり、記念式典祝賀会も盛大に挙行された。村民にとって共々、喜びの年でもありました。

決算内容は、村長が掲げた施策には新庁舎建て替えの推進、そして結婚祝い金や出産祝い金の復活による大きな成果や、さらに各字行政懇談会が開催されたことは村民の声を聞く大きな成果と評価されます。

そして一般会計に掲げられたソフト分野、ハード分野の主要施策が遂行された決算となっているか、決算審査特別委員会において活発な審議で確認することができました。

令和元年度伊是名村一般会計決算内容は、歳入総額30億635万9,861円で、歳出総額は27億732万919円となり、差引残額が2億9,903万8,942円となっています。

このうち3万9千円は翌年度に繰り越すべき財源となるため、実質収支額は2億9,899万9,942円の黒字となっています。

しかし、決算書には主に収入未済額や不用額の差額、予算流用の多さが目立つ部分もあるものの執行率は91.69%と高く適切に執行され、健全な財政運営が確認され、効率的な予算と高く評価します。

村長の冒頭の挨拶にもありましたとおり、決算については監査意見書の指摘を真摯に受け止め、職員一丸となって頑張っていく決意を述べられていました。

どうぞ引き続き村長を先頭に職員一丸となって村発展に最大の効果を発揮されますことを期待申し上げます。よって、認定第1号については、賛成いたします。議員の皆さん、私の賛成討論に賛同され、賛成されますようお願い申し上げます、討論を終わります。

議長（宮城安志）

他に討論ありませんか。

(「討論なし」という者あり)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから認定第1号・令和元年度伊是名村一般会計歳入歳出決算の認定についてを採決いたします。

この採決は、起立によって行います。

この決算に対する委員長報告は、認定であります。

お諮りいたします。委員長報告のとおり認定することに賛成の方は、起立願います。

(起立多数)

起立多数です。したがって、認定第1号・令和元年度伊是名村一般会計歳入歳出決算の認定については、認定することに決定いたしました。

日程第3. 認定第2号・令和元年度伊是名村国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について、討論を行います。討論ありませんか。2番、宮城義秀議員。

2番(宮城義秀議員)

それでは、認定第2号・令和元年度伊是名村国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について、賛成の立場で討論いたします。

本決算は、歳入総額2億5,427万8,989円、そして歳出総額が2億2,795万2,453円、実質収支額が2,632万6,536円の黒字となっております。

皆様ご承知のとおり、国民健康保険制度は、主として農民や漁民、自営業者などを対象とする医療保険であり、医療費などの出費に対して、自己負担が軽減され、安心して医療が受けられる大変いい制度であります。

また、本決算では、平成29年度の収納率56.6%に対し、平成30年度では75.9%、そして令和元年度では76.3%と毎年収納率の改善が見られます。今後ますます健全で安心できる制度運営に期待して、認定第2号・令和元年度伊是名村国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について、賛成の立場で討論いたします。

議長(宮城安志)

他に討論ありませんか。

(「討論なし」という者あり)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから認定第2号・令和元年度伊是名村国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定についてを採決いたします。

この採決は、起立によって行います。

この決算に対する委員長報告は、認定であります。

お諮りします。委員長報告のとおり認定することに賛成の方は、起立願います。

(起立多数)

起立多数です。したがって、認定第2号・令和元年度伊是名村国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定については、認定することに決定いたしました。

日程第4．認定第3号・令和元年度伊是名村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について討論を行います。討論ありませんか。7番、伊禮正徳議員。

7番（伊禮正徳議員）

認定第3号・令和元年度伊是名村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について、賛成の立場で討論いたします。

令和元年度伊是名村後期高齢者医療特別会計決算の状況は、歳入総額1,522万4,265円に対し、歳出総額1,472万1,768円で、実質収支は50万2,497円となっている。

前年度実質収支額を差し引いた単年度収支は128万6,941円の赤字となっています。

本決算時の村後期高齢者は、被保険者数は216名と確認しています。後期特別会計の業務は主に被保険者の保険料徴収となり、その徴収率が96%と高く、業務の努力に高く評価されます。

ご承知のとおり、高齢者の医療費は年々高騰する一方、県後期高齢者医療広域連合への医療費支出は一般会計単費からの負担金と特別会計の繰出金、被保険者からの保険料を合わせて総額、約3,000万円余りが毎年支出されています。一般会計に依存する状況が続いています。

高齢者の医療費の抑制には、村としても健康増進事業等に連携し、健康長寿村になることにより、村民の経済的負担軽減にも繋がることとなります。

引き続き、高齢者福祉業務の強化を職員一丸となって頑張ってください。よっ

て、認定第3号について賛成の討論といたします。委員の皆様、賛成されますよう、よろしくお願い申し上げ討論といたします。

議長（宮城安志）

他に討論はありませんか。

（「討論なし」という者あり）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから認定第3号・令和元年度伊是名村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定についてを採決いたします。

この採決は、起立によって行います。

この決算に対する委員長報告は、認定であります。

お諮りいたします。委員長報告のとおり認定することに賛成の方は、起立願います。

（起立多数）

起立多数です。したがって、認定第3号・令和元年度伊是名村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定については、認定することに決定いたしました。

日程第5．認定第4号・令和元年度伊是名村簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について討論を行います。討論はありませんか。3番、仲田正務議員。

3番（仲田正務議員）

認定第4号・令和元年度伊是名村簡易水道事業特別会計歳入歳出決算について、賛成の立場で討論いたします。

令和元年度決算については、歳入総額1億7,910万1,398円、歳出総額1億6,597万4,077円、実質収支額で1,309万8,321円の黒字決算となっております。

本決算は適正に執行され高く評価されます。

令和元年度より仲田区から先行して水道管布設替え工事も行われ、本年度は諸見区も1件の工事が発注され、村民は早く良質な水が供給されることを待ち望んでいるところでございます。

また、工事関係者も安全第一で事故のない施工を願うものであります。

よって、令和元年度簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定に賛成の討論をいたします。



議長（宮城安志）

他に討論はありませんか。

（「討論なし」という者あり）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから認定第4号・令和元年度伊是名村簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定についてを採決いたします。

この採決は、起立によって行います。

この決算に対する委員長報告は、認定であります。

お諮りいたします。委員長報告のとおり認定することに賛成の方は、起立願います。

（起立多数）

起立多数です。したがって、認定第4号・令和元年度伊是名村簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定については、認定することに決定いたしました。

日程第6．認定第5号・令和元年度伊是名村農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について討論を行います。討論はありませんか。1番、前川秀和議員。

1番（前川秀和議員）

認定第5号・令和元年度伊是名村農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について、賛成の立場で討論いたします。

本決算は、歳入総額3億3,474万7千円、歳出総額3億3,094万3千円で、実質収支額380万4千円の黒字となっております。

また、前年度実質収支額247万1千円を差し引いた単年度収支額は、133万3千円の黒字で適正な会計運営がなされている。よって、私は認定第5号・令和元年度伊是名村農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算に賛成いたします。

議長（宮城安志）

他に討論はありませんか。

（「討論なし」という者あり）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから認定第5号・令和元年度伊是名村農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定についてを採決いたします。

この採決は、起立によって行います。

この決算に対する委員長報告は、認定であります。

お諮りいたします。委員長報告のとおり認定することに賛成の方は、起立願います。

(起立多数)

起立多数です。したがって、認定第5号・令和元年度伊是名村農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定については、認定することに決定いたしました。

日程第7. 認定第6号・令和元年度伊是名村港湾整備事業特別会計歳入歳出決算の認定について討論を行います。討論はありませんか。9番、東江克伸議員。

9番（東江克伸議員）

それでは、認定第6号・令和元年度伊是名村港湾整備事業特別会計歳入歳出決算の認定について、賛成の立場で討論いたします。

本決算は、歳入総額1,498万6,909円に対し、歳出総額1,053万7,503円、そして実質収支額が449万406円となっております。

今度ともぜひ施設利用者が喜んで施設を利用できるように頑張ってください。

認定第6号・令和元年度伊是名村港湾整備事業特別会計歳入歳出決算に賛成いたします。

議長（宮城安志）

他に討論はありませんか。

(「討論なし」という者あり)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから認定第6号・令和元年度伊是名村港湾整備事業特別会計歳入歳出決算の認定についてを採決いたします。

この採決は、起立によって行います。

この決算に対する委員長報告は、認定であります。

お諮りいたします。委員長報告のとおり認定することに賛成の方は、起立願います。

(起立多数)

起立多数です。したがって、認定第6号・令和元年度伊是名村港湾整備事業

特別会計歳入歳出決算の認定については、認定することに決定いたしました。

日程第8．認定第7号・令和元年度伊是名村船舶運航事業特別会計歳入歳出決算の認定について討論を行います。討論ありませんか。6番、東江源也議員。

6番（東江源也議員）

認定第7号・令和元年度伊是名村船舶運航事業特別会計歳入歳出決算の認定について、賛成の立場で討論いたします。

歳入総額4億3,711万4,094円、歳出総額3億8,668万5,267円、実質収支額5,042万8,827円の黒字となっております。

実質支出額は、前年度より上がっており、大変いい傾向だと思います。

しかしながら、今年度は新型コロナの影響により、長期に渡る減便に加え、各種イベント、修学旅行の中止などを余儀なくされております。今後も予断の許せない状況だと思います。

船舶運航は、本村にとって唯一の本島との交通機関です。島民の足はもちろん船を利用するすべての皆様の安心安全で快適な船旅ができるよう心掛けて、頑張っていたきたいと思います。

また、船舶運航事業に携わる皆様には健康には十分注意なされて職務に努められますようお願いしまして、私の賛成の討論といたします。

議長（宮城安志）

他に討論ありませんか。

（「討論なし」という者あり）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから認定第7号・令和元年度伊是名村船舶運航事業特別会計歳入歳出決算の認定についてを採決いたします。

この採決は、起立によって行います。

この決算に対する委員長報告は、認定であります。

お諮りいたします。委員長報告のとおり認定することに賛成の方は、起立願います。

（起立多数）

起立多数です。したがって、認定第7号・令和元年度伊是名村船舶運航事業特別会計歳入歳出決算の認定については、認定することに決定いたしました。

日程第9．認定第8号・令和元年度伊是名村育英事業特別会計歳入歳出決算

の認定について討論を行います。討論はありませんか。2番、宮城義秀議員。

2番（宮城義秀議員）

それでは、認定第8号・令和元年度伊是名村育英事業特別会計歳入歳出決算の認定について、賛成の立場で討論いたします。

本決算は、歳入総額692万2,648円、そして歳出総額が575万円、実質収支額が117万2,648円の黒字となっております。

皆様、ご承知のとおり育英事業は島の未来を担う子どもたちの人材育成を図ることを目的に設立された制度であり、貸与型貸付制度のほか、返済不要な給付型貸付制度もあり、島の子どもたちにとってとても充実した内容になってきていると思います。

今後も、この支援制度がますます拡充するとともに、安定した事業継続を期待しまして、認定第8号・令和元年度伊是名村育英事業特別会計歳入歳出決算の認定について賛成いたします。

議長（宮城安志）

他に討論はありませんか。

（「討論なし」という者あり）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから認定第8号・令和元年度伊是名村育英事業特別会計歳入歳出決算の認定についてを採決いたします。

この採決は、起立によって行います。

この決算に対する委員長報告は、認定であります。

お諮りいたします。委員長報告のとおり認定することに賛成の方は、起立願います。

（起立多数）

起立多数です。したがって、認定第8号・令和元年度伊是名村育英事業特別会計歳入歳出決算の認定については、認定することに決定いたしました。

お諮りいたします。本定例会で議決されました事件について、その条項・字句・数字・その他の整理を要するものについては、会議規則第45条の規定により、その整理を議長に委任されたいと思います。ご異議ありませんか。

（「異議なし」という者あり）

異議なしと認めます。したがって、条項・字句・数字・その他の整理は議長

に委任することに決定いたしました。

以上で、本日の日程は全部終了いたしました。

会議を閉じます。

9月14日から始まりました、令和2年第3回伊是名村議会定例会は、予定されておりました議案が議員各位、並びに執行部の協力により、無事終了することができました。ここに感謝申し上げます。

これで令和2年第3回伊是名村議会定例会を閉会いたします。

閉会（午後3時57分）

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

議 長

会議録署名議員

会議録署名議員

令和2年第3回伊是名村議会定例会 決算審査特別委員会会議録 第1号					
招集年月日	令和2年9月16日				
招集の場所	伊是名村議会議事堂				
開会・閉会	開議	令和2年9月16日	10時30分	委員長 潮平そのみ	
委員長宣告	閉会	令和2年9月16日	14時56分	委員長 潮平そのみ	

委員の出席及び欠席

出席7名			欠席3名		
議席番号	氏名	出欠別	議席番号	氏名	出欠別
1	前川 秀和	出席	8	前田 清	欠席
2	宮城 義秀	〃	9	東江 克伸	出席
3	仲田 正務	〃	10	潮平そのみ	〃
5	東江 清和	欠席	11	宮城 安志	欠席
6	東江 源也	出席			
7	伊禮 正徳	〃			

職務のため委員会に出席した者の職氏名

議会事務局長	高良 和彦	臨時書記	安里 源亀
--------	-------	------	-------

伊是名村議会委員会条例第19条の規定により、説明のため委員会に出席した者の職氏名

職名	氏名	職名	氏名
副 村 長	奥 間 守	農林水産課長	前 田 秀 光
総 務 課 長	諸 見 直 也	農林水産課長補佐	伊 禮 直 子
総務課長補佐	儀 間 光 仁	農林水産課長補佐	高 良 武
会 計 管 理 者	兼 元 清 永	住民福祉課長	諸 見 美 奈 子
企画政策課長	神 田 宗 秀	住民福祉課長補佐	比 嘉 尚 志
企画政策課長補佐	嘉 数 良 隆	教育振興課長	濱 里 篤
建設環境課長	末 吉 長 吉	教育振興課長補佐	玉 城 哲 也
建設環境課長補佐	東 江 力 志	商工観光課長	前 川 栄 進
		商工観光課長補佐	名 嘉 英 幸

決算審査特別委員会 議事日程（第1号）

1. 開 議 午前10時30分

2. 付議事件及び順序

令和2年9月16日（水）

日程番号	議案番号	件 名
1	認 定 第 1 号	令和元年度伊是名村一般会計歳入歳出決算の認定について
2	認 定 第 2 号	令和元年度伊是名村国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について
3	認 定 第 3 号	令和元年度伊是名村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について
4	認 定 第 4 号	令和元年度伊是名村簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
5	認 定 第 5 号	令和元年度伊是名村農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について
6	認 定 第 6 号	令和元年度伊是名村港湾整備事業特別会計歳入歳出決算の認定について
7	認 定 第 7 号	令和元年度伊是名村船舶運航事業特別会計歳入歳出決算の認定について
8	認 定 第 8 号	令和元年度伊是名村育英事業特別会計歳入歳出決算の認定について

委員長（潮平そのみ）

決算審査特別委員会の開会にあたり一言ご挨拶を申し上げます。

9月15日の本会議において、決算審査特別委員会が設置され、その後における委員会の会議において、わたくし潮平が委員長に互選されました。大変光栄に存じます。

委員長の職を十分に果たせるように委員各位のご協力を得てスムーズな委員会運営に努めてまいりたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

決算については、委員各位もご承知のとおり「予算が議決した趣旨と目的にしたがって適正に、そして効率的に執行されたかどうか」、それによって「どのような行政効果が発揮できたか」、「歳入の確保の努力が十分であったか」など、決算の着眼点を念頭におきながら慎重な審議をお願いしたいと思います。

なお、委員会の審査期間は本日1日間となっておりますので、より効率的に委員会運営ができますよう、各位のご理解とご協力をお願い申し上げます。

ただいまから決算審査特別委員会を開会します。

本日の会議を開きます。

本日の審査事項は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。

本日は、説明のため副村長、教育長、各課長、会計管理者、補佐、係の出席を求めました。

それでは、審議に入ります。

日程第1

認定第1号・令和元年度伊是名村一般会計歳入歳出決算の認定についてを議題とします。

本決算については、本会議において内容の説明をしておりますので省略します。

これから質疑を行います。歳入歳出一括して質疑を許します。質疑ありませんか。2番、宮城義秀委員。

2番（宮城義秀委員）



それでは、私の方から2点ほど一般会計の方で質問させていただきたいと思います。

歳出の5ページの方で、今年度不用額が一般会計合計8,880万7,081円、昨年度が6,261万8,574円、令和元年度の決算の方が2,618万8,507円と大幅に不用額が増加しております。これは毎年、監査報告でいろいろと指摘されて、できる限り不用額は3月補正で減額するようというふうになったんですけれども、このように大幅な不用額が生じた要因と言いましょうか、また、これは経費節減等による不用額なのか。それと補助事業等の返納分なども含まれているのか。これは各款の方で殆ど不用額が出ております。

このことについて、総務費からどういった原因でこのようなことが生じたのか、各担当課長の方で説明の方をよろしくお願いします。  
委員長（潮平そのみ）

総務課長、諸見直也君。

総務課長（諸見直也君）

お答えいたします。ただいまの不用額の件についてなんですけれども、これは後ろの付属資料2の不用額説明書を添付してございますので、そちらの方を読み上げてご説明したいと思います。

まず、総務費の方で大きな金額の方が不用額とご覧のとおりなっております。委員ご指摘のとおり、本来であれば通常、最終補正、3月の定例会で各担当において歳入歳出予算執行状況等の確認を行い、不用額が見込まれた場合には減額を補正するべきでありましたけれども、大変申し訳ないんですが、失念していたということで、今後このようなことがないように指摘を真摯に受け止めて、予算の効率的な執行の観点から予算運営に努めてまいりたいと思いますので、最初にお詫び申し上げたいと思います。

まず、総務の方の大まかなものが2款1項1目2節の給料、不用額が38万1千円余りとなっておりますけれども、特別職の給料の方で11万1千円余り、職員給料が26万9千円余りの不用額となっております。

3節の職員手当に関しましても33万5千円余りの不用額、主に扶養手当、時間外手当となっております。

続きまして、9節旅費においては46万3千円余り事業費での支出の振り替えとか、回数の減となって不用額となっております。

それから11節需用費では77万3千円余り行事費等において一部経費削減を行ったことによる不用額となっております。

それから12節役務費、この方も74万円余りの不用額となっております。3月末までの料金後納を見込んでいたんですけれども、その辺の精算不足ということもあって不用額となっております。

それから13節委託料、この方は200万円余りの不用額であります。この方は人事評価制度構築導入支援業務、それからストレスチェック支援業務の方は未実施ということで、この辺、大きく不用額となっております。

ふるさと納税に関しましては、観光協会の方で大口の寄附金があったということで、これに係る発生すべき費用が減額となったための不用となっております。

それから19節負担金補助及び交付金では256万7千円余り、この方は退職者特別手当負担金の不用となっております。

4目の財産管理費においては、委託料の方が842万4千円余り不用額となっております。これも住民情報システムの自治体クラウドへの移行に伴う不用額のほか、屋之下用地の島外契約分53件のうち、契約成立33件の計算を行ったことによる不用額となっております。

それから14節使用料及び賃借料、この方も50万5千円余りとなっております。これはコピー使用料の減による不用額となっております。

続きまして徴税费において、2目の税務総務費、13節委託料が34万3千円余りとなっております、当初予定していた件数よりも納税の件数が減ったためとなっております。

あとうちの所管する方では、5項の統計調査費、2目の指定統計費、当初55万2千円余りとなっております。この方は全国消費実態調査

の実施年度ではなくて、当初計上していたのを補正することなく、そのまま不用額として残っております。

それから3ページの8款消防費、1項非常備消防費の1節報酬費38万1千円余りの不用額です。これは消防団員の退団がありまして、その後任を探すまでの間、欠員の分の不用額であります。

8節報償費30万1千円余り、この方は災害時、主に台風時なんですけれども、警戒勤務の報償費を計上していたんですけれども、発生が9月末の台風17号の一回のみでありましたので、その辺が不用となったための不用額です。

それから2目消防施設費、11節需用費36万2千円、消耗品の方で見込んでいたんですけれども、その辺、不用となったということで不用額となっております。総務の方からは以上となっております。終わります。

委員長（潮平そのみ）

企画政策課長、神田宗秀君。

企画政策課長（神田宗秀君）

それでは、企画に関する不用額の説明をいたします。同じ不用額説明の2ページにおいて、沖縄離島活性化推進事業、これはイチゴハウスの方ですが、30年度事業が繰越になって31年度になっております。生産において大幅な減額が生じて1,000万円余りの不用額が出ております。以上です。

委員長（潮平そのみ）

住民福祉課長、諸見美奈子さん。

住民福祉課長（諸見美奈子さん）

住民福祉課の方から不用額の方の説明をしたいと思います。1ページ目の戸籍住基基本台帳費委託料の方は、基幹システムの更新に伴う委託料の不用額ということで、今回、クラウドの方に変更する予定の委託がありましたけれども、現状のシステムの契約をすることということで不用額が発生しています。

2ページ目、民生費、社会福祉総務費、介護保険費、旅費及び委託

料の方は、地域支援事業の方を行っておりまして、1月から3月にコロナの影響で事業の方が実施できなくなったため、今回、食の自立及び地域支援事業の方が実施できなかったということで不用額が発生しています。

後期高齢者医療費繰越金の方は、広域連合から負担金見込み額を参考に計上しておりますが、特別会計へ繰出しを行っており、負担金の確定に伴い差額が生じ、一般会計に戻したことによる不用額ということで出ております。

3 ページ、衛生費、保健衛生費、予防費、こちらの方は健康増進事業の方で事業実施を補助金を活用しての事業を行う予定であったんですけど、この補助金の方が獲得できなかったため、補助金の額の方をその不用額として出しています。

母子衛生費委託料、こちらの方は殆ど扶助費、給付費になるんですけども、国保連合会への支払いが予定していた金額より医療費が発生しなかったということでの不用額となっております。以上、福祉課からは以上です。

委員長（潮平そのみ）

農林水産課長、前田秀光君。

農林水産課長（前田秀光君）

2 ページの一括交付金、4 目伊是名村農林水産振興事業費の中で、牛の導入事業の分があるんですが、それが3月セリの方で購入予定ということで補助予定者からお話があったんですが、不調に終わったということで、その分が不用額で残っております。

3 ページの方をお願いいたします。3 ページ、2 項 1 目林業費の需用費の中

で、諸見地区と仲田地区の東側海岸の防風林のモクマオウの枝打ちを予定しておりましたけど、諸見地区までは何とか完了できたんですが、仲田地区に行くときに機械の調達ができなかったということで、その分、不用額として残しております。以上です。

委員長（潮平そのみ）

建設環境課長、末吉長吉君。

建設環境課長（末吉長吉君）

同じく3ページお願いいたします。建設環境課で所管する部分について、村道維持管理費について19万6,860円、県道維持管理費について11万1,061円と、合計30万7,921円の不用額、村道の維持管理費については、いくつかの工事、修繕等を行ってきたんですけど、残る残分でできる工事を探していたんですけど、なかなか見つからなくて不用額を出しております。

県道についても同じようなことであるんですけど、単費分の残ということになります。

続いて下のチヂン線で24万1,920円、上仲田線で22万9,860円、合計47万1,780円、これは需用費で使う予定だったんですけど、代替のものとかがあって、村の単費分として使う予定のものがそのまま不用額として残っているような感じでございます。以上です。

すみません、抜けておりました。2ページ、定住促進住宅工事の方で210万9,700円の不用額が生じています。これは工事について島外から入ってくる労働者に関しては精算分を補助でみるということで県の方で示されておりましたが、業者から普段あがってこない限り、うちの方としても支払いができなかったということで、業者から請求があがってこなかった分、予定していた精算ができなくて、その分、不用額として計上しております。

委員長（潮平そのみ）

教育振興課長、濱里篤君。

教育振興課長（濱里 篤君）

それでは、お答えいたします。教育委員会はページが4ページということになっております。

まず、小学校の工事請負費57万600円、それから関連して中学校の工事請負費343万9,500円、これは両方とも緊急安全対策事業、30年度で予算が計上されたものでありますが、この二つにつ

きましては、工事費を全額31年度、令和元年度に繰り越した分で、工事費ということで精算をかけたところ不用額が生じております。

それから次に社会教育費の文化財保護費、まず旅費の方で44万4,940円ですが、玉御殿の発掘調査に係る文化庁の調査官、並びに県職員の指導派遣を予定しておりましたが、これが実施できなかったということで不用が生じております。

それから需用費につきましては、これも発掘調査に係る分ですが、作業員がなかなか見つからずに、その作業員の分だけいろいろと消耗品等購入しましたが、その残分ということで本来であれば落とすことも考えられましたけれども失念してきたということになっております。

続きまして、給食センターにつきまして、賃金の方で30万9,352円、これも新型コロナウイルス感染症の影響で休校が発生したことにより不用が生じておるということでありますが、30万円、少し大きいので、ここも本来であれば落とすべきだったかなとは思っております。大変申し訳ございません。

次に需用費でございますけれども、賄い材料費につきまして不用額89万6,085円ということで残っております。

3月になりましての休校ということでありましたので、ここも落とすべきではあったかなというふうに考えております。大変申し訳ございませんでした。以上です。

委員長（潮平そのみ）

商工観光課長、前川栄進君。

商工観光課長（前川栄進君）

不用額説明書の2ページ、総務費の伊是名島観光振興事業、観光荷役事業で賃金が54万2,761円の不用が出ておりますけれども、これは天候不良等による出勤日数が予定よりも少なかったことによる不用額ということで出しております。

それとその下、3番目、伊是名島定住条件整備促進事業の繰出金、これは船舶の自動車航送コスト軽減事業でございますけれども、これ

は年末年始、年度末に増加するだろうと見込んでおりましたけれども、それが増加せず実績が落ち台数を下回ったため、30万1,210円の不用が出ております。

それから4ページの12款公営企業費の船舶運航事業の繰出金で1,003万2千円の不用ですけれども、これは国庫補助事業が内示額より多めに交付されたということで、その分による不用であります。以上です。

失礼しました。3ページの商工費、観光費の委託料、これは伊是名村体験交流館連携施設の指定管理業務を観光協会の方に指定管理の方をしておりますけれども、年度末の精算による不用額が生じております。以上です。

委員長（潮平そのみ）

2番、宮城義秀委員。

2番（宮城義秀委員）

大変申し訳ないと思うんですけれども、不用額を各課長の方からすべての項目において説明していただきましたけれども、やはり聞いても皆さんが努力されて不用額を出されている等々もいろいろあるかと思うんですけれども、1件当たりがあまりにも大きいと、これが総務課から3月には不用額の調査等もあって、3月補正ではそれを調整するようというふうになっていたと思うんですけれども、8,800万円という高額な不用額、予算に占める割合も3%近くということで、この方はぜひ残りを2月に調整して、3月に支出する予定、その分を把握させていただきたい。

中には繰越事業で500万円も不用額、精算にかかるということは、2カ年間で3月の補正予算に減額することができなかったということは、非常に期間が長いわりには、そういったことの調整等がなされてないのではないかなと思います。

補助金の方でちょっと気になるのが沖縄離島活性化推進事業ですか、ちょっと私聞き漏らしたんですけど、これ1,000万円ほどの事業費の減になっているんですけれども、出来高精算額によるという

ことなんです、3月末までこういう調整ができないのか。この辺ちょっと額が大きいわりには、こういう不用額を出し過ぎるんではないかなと思うんです。

だから皆さんが努力されて不用額、使わないお金を生み出しているところについては、我々も理解しているつもりなんですけれども、こういうふうな補助事業とか、あと繰越で2カ年もあるのに調整ができていないというものが多く見られて、その結果、前年度よりも2,600万円ほどの大きな不用額を出しているということで、今回、副村長いらっしゃっておりますけれども、この財政運営について2月から3月の補正予算に向けての取り組みが必要ではないかなと思うんですけれども、副村長どんなですか。

委員長（潮平そのみ）

副村長、奥間守君。

副村長（奥間 守君）

いまご指摘の不用額が多いということで、確かに執行率91.7%、約8,000万円の不用額が出ておりますことに対して、予算の適正執行ができてないということで深くお詫び申し上げます。

不用額については、年度当初の村長の訓示しかり、庁議あたりでも不用額を出さないようにと、その都度、職員にも周知しているところではあります、今回、各課長の減額補正の説明も聞いておりますが、今後、全庁あげて予算のチェック体制、執行状況も整えていって、不用額をなくするような方向にもっていきたいなというふうに考えておりますので、よろしく申し上げます。

委員長（潮平そのみ）

2番、宮城義秀委員。

2番（宮城義秀委員）

ぜひ、この件につきましては全庁あげて取り組んで、毎年多くなるのではなくて、改善できるようにぜひお願いしたいなと思っております。



それから2点目、付属資料の7、不納欠損調べにおいて、今年度が107件、65万5,549円の不納欠損処分を行っておりますけれども、不納欠損は当然、皆さんはご存じだと思いますけれども、納税者が死亡等で不納欠損処分がメインになるのかなと思うんですけれども、それがそうなのか。それとも処分停止したか。そういった税務等の対策が取られない結果で時効が発生してしまって不納欠損にしたのか、その件について少しご説明の方をよろしくお願いいたします。

委員長（潮平そのみ）

休憩します。

休憩 午前11時07分

再開 午前11時07分

委員長（潮平そのみ）

再開します。

総務課長、諸見直也君。

総務課長（諸見直也君）

いまのご質問の滞納繰越、滞納処分については、殆どが死亡によるものとして今回行っております。

委員長（潮平そのみ）

2番、宮城義秀委員。

2番（宮城義秀委員）

殆どが死亡による不納欠損処分ということでございますけれども、そうであれば法的な手続きもあると思っておりますので、粛々と業務が進められるかなと思っておりますので、なぜこのことについて質問するかと言いますと、やはり税は公平性を保つために安易に不納欠損してしまうということは、納税者に対しても不公平が生じてきますので、ぜひ督促や時効の停止、そういった努力を行って財源の確保に努めていただきたい。

これは全特会にも言えることだと思いますので、そういうふうな大変厳しい業務ではありますけれども、やはり財源の確保ということから大事な業務だと思いますので、その辺ぜひ努力されていただきたい

と思います。

それから監査資料第9表村税の徴収実績を見ましても村民税の徴収率、30年度が91.8%、令和元年度が92.3%と徴収率も改善し、他の税も前年度よりは徴収率の改善が見られております。そのことは職員のやはり努力が評価されるべきものだと私たちも思っております。

今後とも徴収率の向上に邁進されて財源確保にはぜひ努めていただきたいと思います。私の質問は終わります。以上です。

委員長（潮平そのみ）

他に質疑ありませんか。7番、伊禮正徳委員。

7番（伊禮正徳委員）

皆さん、おはようございます。質問に入る前に一言皆さんに申し上げたいと思います。

その前に一つお願いがありますけれども、実は、この決算書について、歳をとっている委員の方々が多くて、この決算書があまりにも文字が小さくて見えないということであるんですけれども、これは去年と同じ様式ではあるんですが、さらに今回どこがなぜ見えにくいかわかるようにいろいろ自分で調べてみたんですよ、濃ゆさが変わっています。

そして文字のポイント、これ何ポイントか知らないんですけれども、私たち普通の予算書とか補正予算書と言ったぐらいのそういった文字にはできないんでしょうか。そのあたり担当課長、検討できないんでしょうか、これは委員全員からの要望もありまして、私代表していまちょっとだけ質疑をしたいと思っておりますので、ぜひお願いしたい、可能かどうか。

総務課長（諸見直也君）

いまのものはシステムから出力するようになっていまして、ポイントを変えたとかというわけではないんですけれども、コピーするときには色の調整は可能かと思うんですけれども、今回おっしゃられているように濃いめになっているのかなと思っているわけなんですけれども、フォントについてはシステムの方で決められていて、システムの中で

入力するときにフォントが決められているものですから、それが変更できるのかどうかをメーカーさんに確認してみないとわからないんですけれども、また、文字を大きくすると枚数が多くなったり、幅がどうなるのか確認してみないとわからないんですけれども、この辺、調整はしていきたいと思います。

委員長（潮平そのみ）

7番、伊禮正徳委員。

7番（伊禮正徳委員）

すみません、勝手ながらの要望で大変申し訳ないんですけれども、ぜひ検討させていただきたいと思います。

私は2点ほどお願いしたいと思うんですけれども、まず支出の40ページの方をお願いします。総務の財産管理があるんですけれども、右側の説明を見ると、下の方に委託料の金額、そして17節、これは屋之下原のものでしょうか、そして上の方の委託料、屋之下原のどちらかになるのでしょうか、まず確認してから質疑します。

委員長（潮平そのみ）

総務課長、諸見直也君。

総務課長（諸見直也君）

お答えします。まず13節委託料400万円余り、この方は主に住民情報システムの保守料金の委託料となっております、これはポリ塩化ビフェニル含有状況調査委託料の金額となっております。

それから17節の公有財産購入費については、これは屋之下の方に用地の購入となっております。以上です。

委員長（潮平そのみ）

7番、伊禮正徳委員。

7番（伊禮正徳委員）

いま知りたかったのは、屋之下原の委託料はどこに入っているのか教えて下さい、他にあるのか。

要するに屋之下は委託しているわけですよ、そうではないんですか、屋之下原の用地買収。

そうなる、それと同時に公有財産なんですけれども、ほぼ10%の買収でされているはずですけど、去年52%ぐらいだったと確認していますけれども、現在この決算においては何パーセントぐらいの達成になっているのか。

先程、不用額説明の方で財産管理費の屋之下用地の島外件数が53件契約をしていたのが33件の減になったということで不用額の発生ということもありますけれども、ここの関わりはどうなっているのか、お伺いします。

委員長（潮平そのみ）

総務課長、諸見直也君。

総務課長（諸見直也君）

屋之下の方は、不動産会社の方と委託契約をしているわけですけども、この金額の方が先程申し上げた470万円余りの方に包含されていて、その金額については主管課がお答えします。

委員長（潮平そのみ）

休憩します。

休憩 午前11時18分

再開 午前11時18分

委員長（潮平そのみ）

再開します。

休憩します。

休憩 午前11時19分

再開 午前11時22分

委員長（潮平そのみ）

再開します。

農林水産課長、前田秀光君。

農林水産課長（前田秀光君）

お答えいたします。ただいまの委託費、委託している分については、当初の契約で140万6,900円で契約しております。それで精算をかけた時点で90万9千円で精算しております。

17節の用地費については、精算額がわかれば、当初予算額がいま資料がなくて、後程ご回答したいと思います。よろしいでしょうか、以上です。

委員長（潮平そのみ）

7番、伊禮正徳委員。

7番（伊禮正徳委員）

わかりました。大体150万円から33件、不用額説明の減額に伴って50万減額になって精算されたということで33件の実績だと理解します。

そこでこの用地費の17節は、これは3月にたぶん減額補正してやっていると思います。そして今年にまた予算計上やっていると思います。そして今年もまた契約されていると思いますけれども、昨年確認して、今回確認すると、何パーセントまでいっているか、そのあたりわかりますか。

委員長（潮平そのみ）

農林水産課長、前田秀光君。

農林水産課長（前田秀光君）

お答えいたします。現在、決算331で82%程度です。以上です。

委員長（潮平そのみ）

7番、伊禮正徳委員。

7番（伊禮正徳委員）

わかりました。あと一息ですので、ぜひ頑張ってくださいと思います。私もたまたま昨年から用地に関してかなり心配なところもあったものですから、というのはいまかなり厳しい状況の用地の場面にひかかっている気がします。

ですから、最後の最後まで諦めずに難しいところもあるかと思いますが、ぜひ、行政、委託者と一体となってぜひ全部登記できるようにぜひやっていただきたいと思います。この質疑をしております。よろしくお願いします。

次、2点目、56ページ、そこに後期高齢事業とありますけれども、

これ実は特別会計の後期高齢に関連して、まずは19節の負担金関係、これ説明だけをひとつ課長お願いしたいんですけども、負担金の支出先とかを参考に後程聞きますので、説明だけお願いしたいと思います。  
委員長（潮平そのみ）

住民福祉課長、諸見美奈子さん。

住民福祉課長（諸見美奈子さん）

56ページの負担金及び交付金の方の後期高齢医療広域連合共通経費及び一般会計、特別会計の負担金の部分は、私たち後期高齢の方に事務等を委託しておりまして、その経費分をお支払いするんですけども、これは人口から高齢者の率を割って、均等割という金額をいただいて、後期高齢の方から算定された金額で支払いの方をいましている状況です。

ですので主に運営費、そして保険料給付費分、そういった支払いを一般会計では運営費、共通経費の方が保険料だったと思います。その方をお支払いしている負担金の部分であります。以上です。

委員長（潮平そのみ）

7番、伊禮正徳委員。

7番（伊禮正徳委員）

そこを説明だけを今回して、後期の方でぜひ参考にして勉強したいということで説明を求めましたので、有難うございました。

次87ページ、学校関係の教育委員会、これは小学校、中学校、需用費に修繕費が含まれて支出されております。両方の修繕状況を確認したいと思います。

委員長（潮平そのみ）

教育振興課長、濱里篤君。

教育振興課長（濱里 篤君）

87ページの小学校費の修繕費の方でございますが、こちら少々高額になっておりますけれども、まずコンクリートの劣化等による剥離が生じておりましたので、その改修等も行っております。

さらに雨漏り等があった箇所がありますので、その修繕等を行っ

ております。大きいところは、そこら辺だということになっております。以上です。

失礼しました。お答えします。小学校、中学校、先程、小学校の方も雨漏りの工事の件と言いましたが、これは体育館の方の雨漏り等があります。中学校の方も同様に体育館の雨漏りがありましたので、その防水工事と修繕工事を主に行っているところであります。

委員長（潮平そのみ）

7番、伊禮正徳委員。

7番（伊禮正徳委員）

工事はしているけれども、工事の成果はいま現在ご覧になっていると思いますけれども、私は機会ありまして、今年は3、4回ぐらい小中学校に伺う機会がありました。そこで現場から直接私たちに声があったんですが、それは課長は重々ご承知だと思います。

いま行ったという場所がこういう形になっている。現在の状況で防水もして、雨漏りもある状況というのは皆さんもご存じだと思うんですけども、それに対して小中学校とは毎月協議会もされていると思うんですけども、それを直接私は受けたときもありました。どうしてこういう形になっているのか。どういった協議をされて、どういう状態になっているのか、そのあたりをもう一度確認したいと思います。

そしていまの現状、これは実際、教育委員会の方に学校側からは雨漏りがあるという報告はあるのかどうか。どのように受け止めているのかどうか、ちょっと確認したいと思います。

委員長（潮平そのみ）

教育振興課長、濱里篤君。

教育振興課長（濱里 篤君）

お答えいたします。まず小学校、中学校、それから幼稚園含めて、毎月一度の学教連ということで学校、教育委員会の連絡協議会を開催しております。その中でも皆さんから雨漏りの件は補修箇所からまた水が染み出ているというような報告がございます。

さらに、これが常時かと言うと、そうではなくて、台風時や大雨時のときに、決まった場所ではあるんですけども、補修した箇所のアルミ部分なのか、壁側から染み出てくるという報告は受けております。

それも現在、実際に調査を防水塗装、それから修繕工事された会社の方とやり取りしているんですが、なかなかいま現在もはっきりとした要因がまだ見込めてない状況でありますので、それについては継続して、そこの会社の方と、また、学校の方と現場を見ながら、さらに修繕が必要であるかということは、たぶん修繕が必要だとは考えておりますけれども、何分まだ調査が途中でありますので、そういうことで今後また修繕が必要な箇所について予算対応などを考えて計上していきたいなというふうに考えております。

委員長（潮平そのみ）

7番、伊禮正徳委員。

7番（伊禮正徳委員）

小学校は建設が間もなく始まると思うんですけども、中学校は建設したばかりで新しい学校です。体育館の方はもちろんわかっているんですけども、それ以外のこともまだあります。体育館の方は暗幕、カーテンが殆どだめになっているようです。そういったこともあって、今回の予算等も確認はしたんですけど、到底その予算では修繕がないような気がします。

そういったことが私たちの方に直接そういった要望がないので、皆さんぜひ学校との連携を取りながら、協議を交わしながら、予算化できるんですしたら予算化をちゃんとして、快適な学校教育が受けられるような子どもたちの環境整備ができるような体制づくりをしていただきたいなとつくづく思っていた次第でありますので、お願いしたいと思います。私の方からは以上です。有難うございました。

委員長（潮平そのみ）

他に質疑ありませんか。9番、東江克伸委員。

9番（東江克伸委員）

49ページ、伊是名村定住促進住宅、先程、不用額の説明がありま



したけれども、もう一度確認のためにお伺いしたいと思います。

工事の不用額が出ているんですけども、現在、建物の周り、雨樋とかあるところですか。当初で考えれば、そこまで生コンとか打ってつけたんじゃないかと思えますけど、そのときはそういうことは考えてなかったのかということです。

76ページ、商工費の委託料、文字がちょっと見えづらいのが3箇所ぐらいあるんですけど、これの説明をお願いします。

委員長（潮平そのみ）

休憩します。

休憩 午前11時35分

再開 午前11時35分

委員長（潮平そのみ）

再開します。

建設環境課長、末吉長吉君。

建設環境課長（末吉長吉君）

ただいまのご質問にお答えします。定住促進住宅に関しては、建築工事に関して県の方からの通達がございまして、島外に職人さんがいない場合に、その労務者のかかる渡航費、宿泊費は工事の精算で見ますという取り決めといたしますか、通達がございまして。

この契約に関しては、3月29日が工期の末尾でしたので、そこまでに工事を完了して、そこまにかかった島外から来た職人さん、労務者の皆さんのかかった宿泊料、渡航費を業者さんから請求があがってきて僕らは支払うという仕組みでございました。

それを予想していま現在、不用額となっている部分を残していたんですが、業者さんから請求があがってこなくて、3月29日という日でしたので、不用額を出す方法しかなかったと、これをいま委員質問の外構あたりに回せないかということなんですが、これは補助事業の仕組み上、ちょっとできなかったという状況にあります。

委員長（潮平そのみ）

商工観光課長、前川栄進君。

商工観光課長（前川栄進君）

76 ページ、臨海公園の施設管理費の委託料でございますが、これが特殊建物定期調査委託料と、防災設備検査委託料と、体育館のシロアリの駆除の委託料ということで、3つの委託料でございます。以上です。

委員長（潮平そのみ）

9 番、東江克伸委員。

9 番（東江克伸委員）

耐震住宅の件は、できないということで、これは致し方ないでしょう。これに関連して、今年度、仲田区と内花区に耐震住宅建設を予定しているということではありますが、現在、2回ほど入札かけたけど、なかなか来る業者がないということですけど、いないというわけにはたぶんいかないと思いますので、現在どのような進行状況なのか。また、いつ予定しているのか、よろしく願いいたします。

委員長（潮平そのみ）

建設環境課長、末吉長吉君。

建設環境課長（末吉長吉君）

お答えいたします。ただいまの質問のとおり、入札の状況が委員が説明したとおりでございます。現在、課として設計の見直しをいま行っている段階でございます。

それで2回目は、応札いただいた業者さんから、1社ではあるんですけど、内訳書あたりも提供していただいていますので、それと比較しながら見直しができる部分があるかどうかといういま作業を行っているところであります。

委員長（潮平そのみ）

9 番、東江克伸委員。

9 番（東江克伸委員）

せっかく2棟造るということですので、できるだけ早めに業者と調整して、足りなかったら、たくさんお金も使ってできるようによろしく願いしたいと思います。

76 ページの委託料の方で特殊建物定期検査、これはどういう検査  
なんでしょうか。

委員長（潮平そのみ）

商工観光課長、前川栄進君。

商工観光課長（前川栄進君）

お答えします。建築基準法に基づいて特定の集会場とか、小学校  
等々、体育館等々、年に一回調査して報告義務があるようです。これ  
は体育館の定期検査ということで、その委託料であります。以上です。

委員長（潮平そのみ）

9 番、東江克伸委員。

9 番（東江克伸委員）

臨海ふれあい体育館の方の建物検査ということですけど、臨海ふれ  
あい体育館ですか、非常に老朽化していると、雨漏りもしていて使い  
勝手も悪いということで、今後、体育館の修繕とかあるのであれば、  
よろしくをお願いします。

委員長（潮平そのみ）

商工観光課長、前川栄進君。

商工観光課長（前川栄進君）

ご質疑があるように建築が平成9年で経過年数がたっております  
けれども、この調査の報告でも外壁の剥離とか、雨漏り等々報告はさ  
れております。

この修繕について臨海施設の機能強化ということで、臨海施設の方  
を一体として事業化できないかということで、現在、調査研究してい  
るところです。単費で修繕となると、莫大な予算がかかると思います  
ので、ぜひ補助事業などを活用していきたいということも考えており  
ます。以上です。

委員長（潮平そのみ）

9 番、東江克伸委員。

9 番（東江克伸委員）

もう何年か前からずっと補助事業でやるという話をしております

が、副村長、たぶん臨海体育館も見ていると思います。いま課長が言うように、周りもコンクリートも落ちてきていると、床も腐るんじゃないかぐらいの雨も漏っているということで、これは今後どのようにお考えですか。

委員長（潮平そのみ）

副村長、奥間守君。

副村長（奥間 守君）

先程、主管課長が答弁したとおり、うちも単費予算でなると相当経費もかかるだろうということで、その辺の補助事業メニューがあれば、それに乗っけてやりたいというふうな話は出ております。以上です。

委員長（潮平そのみ）

9番、東江克伸委員。

9番（東江克伸委員）

補助メニューがあればということで、毎回その話で流れているような気がするんですけど、もうそろそろ本気に考えてやらないと、雨も漏って、床も腐ってくると余計金がかかってくると、そこも考えて、ぜひ補助メニューを見つけて、早めに対応してもらいたいと思います。以上です。

委員長（潮平そのみ）

他に質疑ありませんか。6番、東江源也委員。

6番（東江源也委員）

49ページちょっと教えて下さい。この促進住宅の財産購入の土地は、どちらの方の土地なのか。それと委託料を教えて下さい。

委員長（潮平そのみ）

休憩します。

休憩 午前11時45分

再開 午前11時45分

委員長（潮平そのみ）

再開します。

建設環境課長、末吉長吉君。

建設環境課長（末吉長吉君）

ただいまの質問にお答えします。本年度計画を予定しております内花地区でございます。

6番（東江源也委員）

委託料は何の委託料なのか。

建設環境課長（末吉長吉君）

お答えいたします。仲田区の設計管理と内花区の設計業務の委託となっております。

委員長（潮平そのみ）

6番、東江源也委員。

6番（東江源也委員）

次に歳入の方でちょっとお伺いしたいんですけど、17ページ、観光物産センターの歳入なんですけど、現在、観光物産センターレストラン側の方、1年半以上、空きっぱなしで、その分の歳入もだいぶ減ってきていると思うんですけど、今後の計画、見通しとか、そういうのはどういうふうに考えているのか、お伺いします。

委員長（潮平そのみ）

商工観光課長、前川栄進君。

商工観光課長（前川栄進君）

ご質疑の物産センターの食堂部分ですけれども、1年以上入居者がいないというような状況にあります。

募集はしておりますけれども、応募者がいないということで、この点は今後において施設の問題点等々をあらい出して、修繕が必要であれば、修繕に向けて検討していかないとはいけません。以上です。

委員長（潮平そのみ）

6番、東江源也委員。

6番（東江源也委員）

せっかく歳入が取れるところなので、なるべく早く変更して歳入が取れるようにお願いします。以上です。

委員長（潮平そのみ）

休憩します。

休憩 午前 11時48分

再開 午後 1時30分

委員長（潮平そのみ）

再開します。

質疑続行中です。質疑ありませんか。

（「質疑なし」という者あり）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「討論なし」という者あり）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから認定第1号・令和元年度伊是名村一般会計歳入歳出決算の認定についてを採決します。

この採決は、起立によって行います。

本決算は、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

（起立多数）

起立多数です。したがって、認定第1号・令和元年度伊是名村一般会計歳入歳出決算の認定については、認定することに決定しました。

日程第2

認定第2号・令和元年度伊是名村国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題とします。

本決算については、本会議において内容の説明をしておりますので、省略します。

これから質疑を行います。歳入歳出一括して質疑を許します。質疑ありませんか。7番、伊禮正徳委員。

7番（伊禮正徳委員）

特会の質疑に入る前に資料の確認をさせていただきたいと思えます。付属資料、ナンバー3の収入未済額調書をご覧ください。この様式を見たら、今回から未済額表示が変わっているんですけど、各特会、

未済額、総括して総務課長でよろしいと思うんですけども、これまでの件数、一番左側に当該年度の件数というのがあるんですが、例えば、総務の方では2千とか、千何件とかあるのは、これは現行のものだと最初解釈したわけですけども、次のページからの国保とか、交付金、簡易水道、そして各排水育英等々あるんですけども、数字の仕方、件数が千余りとかなっているのは、どういう状況となっているのか、これは私いろいろ考えているんですけども、件数といたら件数いろいろ混合したりしていますが、もしかしたら自分の考えとこの考えがあたっているのか、まず説明を受けたいと思います。

委員長（潮平そのみ）

総務課長、諸見直也君。

総務課長（諸見直也君）

お答えいたします。伊禮委員の指摘のとおり、実は、監査を事前を受けたんですけども、そのときに件数についての見直しがありまして、これまで人数でカウントしているところは、この納付書の枚数というか、まず4期であれば4件ということで件数に訂正したものですから、ちょっと件数は増えているところがあるかと思います。以上です。

委員長（潮平そのみ）

7番、伊禮正徳委員。

7番（伊禮正徳委員）

件数だったら変わらないはずなんですけども、枚数だったらわかるんですけども、月数でもない、というのはこれは件数と言ったら、一人一人の件数ではないですよ。何千名というのは人数ですか。

変わっていますけど、変わった理由、これはまだ千までいかないはずですけど、それを確認したいと思います。

委員長（潮平そのみ）

住民福祉課長、諸見美奈子さん。

住民福祉課長（諸見美奈子さん）

質問にお答えします。去年10月にシステムの方が変更になりました

て、いままでプラネットのシステムの場合が1世帯で1件の各期ごとの件数を数えていたんですけれども、このコウカス仕様になってから、1件、1期ごと、每期ごとに件数を数えるようになったので、それが倍になっているという形にいまシステムの仕様書がそうになってしまったがゆえに件数が倍に増えたというのがうちの国保の方の現状ではあります。以上です。

委員長（潮平そのみ）

休憩します。

休憩 午後1時37分

再開 午後1時40分

委員長（潮平そのみ）

再開します。

7番、伊禮正徳委員。

7番（伊禮正徳委員）

国保の9ページ、補正をしてシステム改修が行われたと思うんですけども、最近よく話を聞くんですけど、来年あたりから国保がマイナンバーにという話があるんですけど、これとの関連はあるんですか。今回、補正されて実施されたときに。なければならないで、あるんですしたら、また、その件に関しての情報提供をお願いします。

委員長（潮平そのみ）

住民福祉課長、諸見美奈子さん。

住民福祉課長（諸見美奈子さん）

お答えします。今回の決算に出ているシステム改修とは全くマイナンバーのものは別で、マイナンバーを取り入れて保険証とするのは、これからのシステム改修に入っていくということです。以上です。

委員長（潮平そのみ）

7番、伊禮正徳委員。

7番（伊禮正徳委員）

わかりました。私は、国保事業が今回歳入差引が約2,600万円という形で、いろいろ医療費関係には2月、3月頃ですか、なかなか



医療費の支出ができなくて、このような形で説明も不用額の方も理解はしています。

実質単年度収支150万円ぐらいの決算ができていますけれども、それにしてもなかなか厳しい状況ではあるんですけども、国保の方も頑張っていたきたいと思います。以上、質疑を終わります。有難うございました。

委員長（潮平そのみ）

他に質疑ありませんか。

（「質疑なし」という者あり）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「討論なし」という者あり）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから認定第2号・令和元年度伊是名村国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定についてを採決します。

この採決は、起立によって行います。

本決算は、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

（起立多数）

起立多数です。したがって、認定第2号・令和元年度伊是名村国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定については、認定することに決定しました。

日程第3

認定第3号・令和元年度伊是名村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題とします。

本決算については、本会議において内容の説明をしておりますので、省略します。

これから質疑を行います。歳入歳出一括して質疑を許します。質疑ありませんか。7番、伊禮正徳委員。

7番（伊禮正徳委員）

後期高齢、歳入の方で未済額が26万円ぐらいなんですけれども、

わずかな人数だと思うんですけども、大体どれぐらいの人数なのか、現在何名ぐらいになっているか、ちょっと確認したいと、後期高齢の加入者全員。

そして今回、還付があったはずですけども、何名ぐらいになっているか、保険料還付。

委員長（潮平そのみ）

住民福祉課長補佐、比嘉尚志君。

住民福祉課長補佐（比嘉尚志君）

お答えいたします。収入未済額の件数は、現年度分に関しては30件です。

委員長（潮平そのみ）

住民福祉課長、諸見美奈子さん。

住民福祉課長（諸見美奈子さん）

すみません、私の方でお答えします。先程お話のありました加入者は216名おります。その中で先程お話しました未済者なんですけれども、現年分が30件、滞納の方が32件ということで26万221円の未済額の方が生じています。いま現在、3月以降納めている方が多いので、現時点ではあと1世帯の方だけが未納ということで4万円ほどの未済額が残っている状態です。以上です。

委員長（潮平そのみ）

休憩します。

休憩 午後1時48分

再開 午後1時48分

委員長（潮平そのみ）

再開します。

住民福祉課長、諸見美奈子さん。

住民福祉課長（諸見美奈子さん）

すみません、還付金については実際数字がちょっといまよくわからないんですけど、4～5件はいま出ているかと思っておりますので、正確な数字はあとで報告させてもらいたいと思います。

委員長（潮平そのみ）

7番、伊禮正徳委員。

7番（伊禮正徳委員）

いま未済額を確認したわけですがけれども、いま136件。

住民福祉課長（諸見美奈子さん）

30件です。

7番（伊禮正徳委員）

30件といたら。

住民福祉課長（諸見美奈子さん）

30件と言うと。

7番（伊禮正徳委員）

何期ですか、千と言ったら何名。

住民福祉課長（諸見美奈子さん）

何名というのは数字を数えないとわからないんですけど、各期で考えるので、30件ちょっと。

委員長（潮平そのみ）

休憩します。

休憩 午後1時49分

再開 午後1時51分

委員長（潮平そのみ）

再開します。

7番、伊禮正徳委員。

7番（伊禮正徳委員）

今回、特別会計の後期高齢事業、今年11年目に入りました。特会でしていただいたと記憶するんですがけれども、平成19年から20年頃、一般会計の方から。先程、課長に説明してもらった一般のところ、あの会計の方が広域連合の方に出されて、そして徴収された皆さんの保険料が全部広域の方に行くという形になっていて、大きな単費事業でやっております。

実際、後期高齢は私たちは1,400万円から1,500万円ぐらい

で事業されているんですけれども、広域連合の方に村からの単費予算として合計すると、概算でいいんですけど、課長いくらぐらい実質支出されているか、お伺いします。

委員長（潮平そのみ）

住民福祉課長、諸見美奈子さん。

住民福祉課長（諸見美奈子さん）

お答えします。一般会計からは、2,700万円ほどの共通経費として負担金の方を支払いしています。以上です。

7番（伊禮正徳委員）

合計して。

住民福祉課長（諸見美奈子さん）

合計して、一般会計の56ページにあるように2,721万6,468円という共通経費で負担金の方は、うちの方から広域の方に支払いはしている状況です。

7番（伊禮正徳委員）

特別会計と合わせて。

住民福祉課長（諸見美奈子さん）

特別会計は、保険料の方を納付していますので、保険料の方は1,453万2,509円ということで納付金として納めています。ですので、大体4,000万円ぐらい納めています。以上です。

委員長（潮平そのみ）

7番、伊禮正徳委員。

7番（伊禮正徳委員）

有難うございました。一般の方と特別会計があって、先程言った216名の高齢者のために医療事業が行われております。

私たちは高齢者の健康を願って、ぜひ執行部の皆さん医療費関係を育成するためにも頑張ってくださいたいと考えておりますので、よろしくお願ひします。以上で私の質疑を終わります。

委員長（潮平そのみ）

他に質疑ありませんか。

(「質疑なし」という者あり)

質疑がないようですので、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

(「討論なし」という者あり)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから認定第3号・令和元年度伊是名村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定についてを採決します。

この採決は、起立によって行います。

本決算は、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

(起立多数)

起立多数です。したがって、認定第3号・令和元年度伊是名村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定については、認定することに決定しました。

日程第4

認定第4号・令和元年度伊是名村簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題とします。

本決算については、本会議において内容の説明をしておりますので、省略します。

これから質疑を行います。歳入歳出一括して質疑を許します。質疑ありませんか。3番、仲田正務委員。

3番(仲田正務委員)

私の方からは収入未済額166万9,740円で、未済額調書を見ますと、水道料金の方ですか、一般の方が132万1,220円、業務の方で34万8,520円となっておりますけど、徴収努力の方もなされていると思うんですけども、まだこれだけの額があるのは、これは内容的に支払いの方はちゃんと納税義務者の方に行っているのか、説明の方をよろしくお願いします。

委員長(潮平そのみ)

建設環境課長、末吉長吉君。

建設環境課長(末吉長吉君)

質問にお答えします。いまご質問のあったとおり数字が収入未済額として計上しております。

今年度に入りまして、昨日、今日と長期的に納付されない方は給水停止の通知を段階的に出して、それでも支払いがない方は昨日、今日と給水停止をいま行っております。

その中で督促状あたり、給水停止の通知を出してから納付いただく方が何名かいらっしゃいました。

そういう効果、給水停止の効果といたしますか、そこはあるのかなといま実感しているところであります。

委員長（潮平そのみ）

3番、仲田正務委員。

3番（仲田正務委員）

防災放送等でも公平公正になるように納める義務はありますので、滞納、長いところはいま課長がおっしゃったように給水ストップするなり、他所と公平になるように努めてもらいたいと思います。以上です。

委員長（潮平そのみ）

他に質疑ありませんか。2番、宮城義秀委員。

2番（宮城義秀委員）

それでは5ページの方で一般会計からの繰入金で830万円収入未済額となっております。

一般会計の方を今度見たら繰越金になっているわけですがけれども、ただ表示の仕方がよくわからないんですけど、自分も昔はいたんですけど、ちょっと表示がそういう表示になるのか思い出せなくて、一方は収入未済額、一方は繰越金となった場合、これは翌年度と現会計は終わる部分ではないかと、一般会計は翌年度への繰越をしているんですけども、ここ収入未済額になるということは、この金の流れは合っているのか、ちょっとよくわからなくて、その辺の説明をお願いしたいと思います。

それから先程も正徳委員が国保の件とか、村税の件で件数の数え方、

両方の場合は何期、何期というふうに、それを1件ずつ数えますということだったんですけれども、例えば、いまから水道が、集排は年間で12月分があるんですけれども、それも同じような数え方になるのか。それは全体的な話ですので、どういうふうに扱っているのかということをお願いしたいなと思います。

それからいま正務委員からも質問があった収入未済額の中で一般が132万1,220円というふうになっているんですけれども、これは単年度で130万円の収入未済額で、今度、過年度収入を見たら62万円ほど、要するに徴収するのは62万円しか徴収できないんですけども、この未済額は倍の130万円というふうになっているんですけれども、このペースでいけば、どんどん溜まるのが非常に多いと思うんですよ。普通だったら、同じぐらいのペースで過年度収入も徴収していかないと、それ以上にしないと、過年度収入の方は全然減らなくなって、場合によっては溜まっていくような感じになっているんじゃないかなと思って、私の勘違いなのか、その辺の説明をお願いします。

それから業務用14件とあるんですけれども、普通は業務用で収入未済額がなかなか発生しないと思うんですけれども、どういった業種の業務用が収入未済額が発生しているのか。通常でしたら、例えば、土木屋さんとか、そういったところとは半年とかで契約もされて、すぐ徴収に応じているはずなんですけれども、どういった業種で業務用の収入未済額が発生しているのかということの点をご説明をお願いします。

委員長（潮平そのみ）

休憩します。

休憩 午後2時04分

再開 午後2時14分

委員長（潮平そのみ）

再開します。

建設環境課長、末吉長吉君。

建設環境課長（末吉長吉君）

質問にお答えします。まず、確認だけさせて下さい。収入未済額調書3ページの業務用14件、34万8,520円の件、これはどういう事業所なのかということ。

2番（宮城義秀委員）

個々の名前はいらないです。

建設環境課長（末吉長吉君）

個々の名前はちょっと控えましょうね。

2番（宮城義秀委員）

だから、どういった業者でこういうのが発生したのかと、通常は発生しないと思うんです。

建設環境課長（末吉長吉君）

いま確認したところ、14件とあるのは、これはたぶん月数の合計だと思います。実際は3事業所になります。これを作成した時点が令和2年5月31日ですので、現段階では2万円ちょいぐらい未収がまだ残っているということになります。

もう1点目は収入の仕方でしたか、現年分と過年度分、これは今回、先程仲田委員の質問にお答えした給水停止を行って通知したときに、払う意思のある方は僕らの事務所まで来られて、その中で限られた額しか納めきれないわけです。持ってきたものを現年分と過年度分と割り振りしながらの徴収の仕方をしています。

今回に限らず、殆どの人が一括で払うことはちょっとできませんので、持ってきたお金を現年分、過年度分というふうな感じで割り振りながら徴収しているというのが現状です。質問は以上でしたか。

2番（宮城義秀委員）

休憩で。

委員長（潮平そのみ）

休憩します。

休憩 午後2時16分

再開 午後2時18分



委員長（潮平そのみ）

再開します。

他に質疑ありませんか。

（「質疑なし」という者あり）

質疑がないようですので、質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「討論なし」という者あり）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから認定第4号・令和元年度伊是名村簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定についてを採決します。

この採決は、起立によって行います。

本決算は、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

（起立多数）

起立多数です。したがって、認定第4号・令和元年度伊是名村簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定については、認定することに決定しました。

日程第5

認定第5号・令和元年度伊是名村農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題とします。

本決算については、本会議において内容の説明をしておりますので、省略します。

これから質疑を行います。歳入歳出一括して質疑を許します。質疑ありませんか。2番、宮城義秀委員。

2番（宮城義秀委員）

この件数の数え方について農林水産課長に聞きたいんですけども、ここも12月になっていると思うんですけども、やはり水道と集排、同じ一月で1件と数えているのか。1年分トータル、個人1件と数えるのと一緒なのか。その辺の答弁をお願いいたします。

委員長（潮平そのみ）

農林水産課長、前田秀光君。

農林水産課長（前田秀光君）

お答えいたします。集排の部分も水道同様月数でカウントしております。以上です。

委員長（潮平そのみ）

他に質疑ありませんか。2番、宮城義秀委員。

2番（宮城義秀委員）

これも先程の水道と同じなんですけれども、付属資料の収入未済額調書の方で、ここでも業務用が13件、8万9千ありますけれども、これもどういったことで業務用が発生しているのか、その内容をお願いいたします。

委員長（潮平そのみ）

休憩します。

休憩 午後2時22分

再開 午後2時23分

委員長（潮平そのみ）

再開します。

農林水産課長、前田秀光君。

農林水産課長（前田秀光君）

お答えいたします。水道と同様に業務の件数についての内容について、いま滞納されている内容自体までは把握する資料をいま持ち合わせてなくて、後程、水道と一緒に答えたいと思います。以上です。

委員長（潮平そのみ）

他に質疑ありませんか。7番、伊禮正徳委員。

7番（伊禮正徳委員）

直接、予算書の何ページ、どこの項目ということで本来やるべきですけれども、大変申し訳ございませんけれども、昨日、補正の方で農林水産課長の方に集落の調査が入っているということで伺ったら、事業の方でやるということだったんですが、これはもちろん今年の事業でやっていると思うんです。

昨年も私はやっていると思うんですが、特会の方にその事業の委託

費などがあって調査された実績はあるんですか。

委員長（潮平そのみ）

休憩します。

休憩 午後 2 時 2 4 分

再開 午後 2 時 2 5 分

委員長（潮平そのみ）

再開します。

農林水産課長、前田秀光君。

農林水産課長（前田秀光君）

お答えいたします、。決算年度においては調査は実施しておりませんが、今年度の予算で調査しております。その調査範囲は、いま現在、仲田集落を調査しております。

昨日もお答えしたとおり、予算の範囲内で他の集落も調査していく予定にしております。以上です。

委員長（潮平そのみ）

7 番、伊禮正徳委員。

7 番（伊禮正徳委員）

実は、去年からこの件は確か調査に入るということで広報等々でもやっていたものですから、実際、報告も前任の課長からもやっていると思うんですけど、一般質問にも出てきて継続調査をやるということで僕に報告もあがっていたものですから、確かにこれは委託業者か自分たちでやっていると思いますので、いずれにしても今年やるのであれば昨日もおっしゃったとおり、その件に関しては予算等も一括で計上できるような形の体制をつくってもらって計画していただきたいなと考えているので、ずるずるずるずる長引いていますので、そのあたり確認したいと思います。

委員長（潮平そのみ）

他に質疑ありませんか。

（「質疑なし」という者あり）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

(「討論なし」という者あり)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから認定第5号・令和元年度伊是名村農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定についてを採決します。

この採決は、起立によって行います。

本決算は、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

(起立多数)

起立多数です。したがって、認定第5号・令和元年度伊是名村農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定については、認定することに決定しました。

日程第6

認定第6号・令和元年度伊是名村港湾整備事業特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題とします。

本決算については、本会議において内容の説明をしておりますので、省略します。

これから質疑を行います。歳入歳出一括して質疑を許します。質疑ありませんか。9番、東江克伸委員。

9番(東江克伸委員)

6ページの施設管理費の中で修繕費455万7千円出ていますけれども、どういうところを修繕なされたのでしょうか。

委員長(潮平そのみ)

商工観光課長、前川栄進君。

商工観光課長(前川栄進君)

お答えいたします。6ページの修繕費の中身については、ターミナル前の消防設備の不具合がありましたので、その修繕等、それと照明設備の修繕、あとフェンスの修繕等になっております。以上です。

委員長(潮平そのみ)

9番、東江克伸委員。

9番(東江克伸委員)

決算書を見ると、予備費で350万円近く不用額が出ているということで、ターミナルの中も非常に設備も古いと、電気も昔の蛍光灯だと、半分はLEDに替えていると、その辺、予備費も繰り越すよりは、照明とか、いろいろ古いのも切り替えしていった方がいいのではないかと思いますけど、課長、たぶん照明まだ結構切り替えるのが多いんですけど、その辺どうでしょうか。

委員長（潮平そのみ）

商工観光課長、前川栄進君。

商工観光課長（前川栄進君）

照明は本決算年度である程度修繕してございますけれども、まだまだ不具合な箇所があるというご指摘のとおりでございますけど、予備費が多少ございますけれども、それとこれから徐々に建物自体、設備も古いものですから、状況を見ながら修繕はやっていきたいと思いません。以上です。

委員長（潮平そのみ）

9番、東江克伸委員。

9番（東江克伸委員）

ターミナル自体も30年近くなる古い施設ですので、観光客とか、いろいろな人が来られますので、できるだけきれいな施設の方がいいと思いますので、これからも頑張ってください。以上です。

委員長（潮平そのみ）

他に質疑ありませんか。

（「質疑なし」という者あり）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「討論なし」という者あり）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから認定第6号・令和元年度伊是名村港湾整備事業特別会計歳入歳出決算の認定についてを採決します。

この採決は、起立によって行います。

本決算は、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

(起立多数)

起立多数です。したがって、認定第6号・令和元年度伊是名村港湾整備事業特別会計歳入歳出決算の認定については、認定することに決定しました。

日程第7

認定第7号・令和元年度伊是名村船舶運航事業特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題とします。

本決算については、本会議において内容の説明をしておりますので、省略します。

これから質疑を行います。歳入歳出一括して質疑を許します。質疑ありませんか。6番、東江源也委員。

6番(東江源也委員)

ちょっと確認です。歳出の10ページ、委託料の中の一番最後の方、88万円余りは何でしょうか。

それと12ページの使用料及び賃借料でフェリーいへやの用船料とあるんですけど、この用船料の中は、我々フェリーいぜなが一日延長した分のものも全部入っているのでしょうか。それとフェリーいへやの一日の用船料はいくらか。

もう一つ、工事請負費3,800万円とあるんですが、これは何でしょう。以上です。

委員長(潮平そのみ)

商工観光課長、前川栄進君。

商工観光課長(前川栄進君)

お答えいたします。10ページ、委託料の88万円の中身ですけれども、これは船舶特会において経営戦略プランというのを作成してございます。この委託料でございます。

12ページの使用料のフェリー用船料ですけれども、これはフェリーいぜな尚円のドック時の用船料で、ドック期間中の分の運航にかかった用船料でございます。現在、1日25万円でお借りしていると

いう状況です。

あと15節工事請負費ですけれども、これはフェリーいぜな尚円のドック費用ということでもあります。以上です。

委員長（潮平そのみ）

休憩します。

休憩 午後2時37分

再開 午後2時37分

委員長（潮平そのみ）

再開します。

他に質疑ありませんか。2番、宮城義秀委員。

2番（宮城義秀委員）

5ページの本年度事業収入の方で、総額2億6,049万1,376円、そして監査報告の方で、去年度との比較を見ますと、歳入合計では昨年の方が4億4,700万円、今年度は4億3,700万円と、1,000万円ほど減額しているんですが、事業収入の方では昨年度が2億4,500万円、今年度が2億6,000万円と、だいぶ大きな収入増なんですけれども、今年1月から3月までの会計年度においてもコロナがあり、私は事業収入がだいぶ落ち込んだのではないかなと思ったんですけれども、この結果を見ますと、事業収入が増えているということについて、何が要因で伸びたのか。夏場で相当稼いだのか。わかる範囲で結構なんですけど、商工観光課長の方からわかる範囲でご説明ができましたら、よろしくお願いします。

委員長（潮平そのみ）

商工観光課長、前川栄進君。

商工観光課長（前川栄進君）

事業収入が1,500万円ほど多くなっております。その伸びの要因としましては、前年度と比較いたしまして、就航率といたしましうか、台風の影響が比較的良かったのではないかとということで見えています。

それと修学旅行生が船の都合でキャンセルだったのが1件あって

少なかったということも一つだと思います。

それと自動車が比較的伸びていることも要因の一つではないかなと思っております。

理由はちょっと精査してみないと何とも言えませんので、わかりません。以上です。

委員長（潮平そのみ）

2番、宮城義秀委員。

2番（宮城義秀委員）

夏場での台風の少ないときにいろいろ稼いだというふうなことですけれども、今年度3月までのコロナ、今年がまた4月からもここずっとコロナで、今年度の事業収入が相当今度落ち込むのではないかなと大変危惧しているんですけれども、ぜひ台風は少ないようですので、今後は県内のG o T oキャンペーンということで、沖縄県の方も沖縄県を対象にした観光事業と言いましょうか、そういったものに補助金を流すというふうな報道も聞こえますので、ぜひ今後の残り少ないんですけれども、新年度、令和2年度においてもまた同じように頑張ってもらえたらなと希望しまして、私の質問は終わります。

委員長（潮平そのみ）

他に質疑ありませんか。3番、仲田正務委員。

3番（仲田正務委員）

先程、用船料の料金、報告伺いましたけど、伊平屋村の方が島のフェリーを用船するときにも同じ金額なんではないでしょうか。そこのところよろしくをお願いします。

委員長（潮平そのみ）

商工観光課長、前川栄進君。

商工観光課長（前川栄進君）

お答えいたします。伊平屋村がドック入りの際には、フェリー尚円の方が伊平屋航路を運航しますけれども、その際は一日当たり30万円ということで、伊平屋村と協議して、そのように運用しております。以上です。



委員長（潮平そのみ）

他に質疑ありませんか。

（「質疑なし」という者あり）

質疑がないようですので、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「討論なし」という者あり）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから認定第7号・令和元年度伊是名村船舶運航事業特別会計歳入歳出決算の認定についてを採決します。

この採決は、起立によって行います。

本決算は、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

（起立多数）

起立多数です。したがって、認定第7号・令和元年度伊是名村船舶運航事業特別会計歳入歳出決算の認定については、認定することに決定しました。

日程第8

認定第8号・令和元年度伊是名村育英事業特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題とします。

本決算については、本会議において内容の説明をしておりますので、省略します。

これから質疑を行います。歳入歳出一括して質疑を許します。質疑ありませんか。7番、伊禮正徳委員。

7番（伊禮正徳委員）

私の方から1件、歳入の6ページ、貸付金の方ですけれども、こちらは右側の未済額で示されたとおりなんですけれども、まず当初予算からかなり調整がありまして未済額が出ていますけれども、両方のまずは説明をお願いしたいと思います。

委員長（潮平そのみ）

教育振興課長、濱里篤君。

教育振興課長（濱里 篤君）

お答えします。予算現額に対して、調定額が370万円ほど増えているということでございますが、貸付基金元金の収入、今年度返還していただく金額のパーセントでかけまして予算現額の徴収率を踏まえて計上しておりますが、その徴収率、予定していたものよりも調定額が多かったということになっております。

調定額、実際に10月から償還開始するという段階がありますので、その段階で予算に踏まえていなかったというところであると思いますが、少し開きがあるということでもありますので、今後またそういうことがないように気をつけたいと思います。

委員長（潮平そのみ）

7番、伊禮正徳委員。

7番（伊禮正徳委員）

ここでいま質疑したとおりですけれども、全体的な調定というのは、早めにするようにということでは言われたと記憶しておりますが、いま調定10月に行ったということですけども、それぞれ業務によっては調定というのは、みんな変わるのか。それとこれまで各課よく指摘があったと思うんですが、調定というのは基本的に時期はあるんですか、それともないんですか。ちょっと確認します。

委員長（潮平そのみ）

会計管理者、兼元清永君。

会計管理者（兼元清永君）

お答えします。普通、村税等の場合は賦課4月1日に調定を入れて徴収を開始します。

あとは水道とか、集排等、家賃等々の場合は、納付書を発送する段階ですか、そのときに調定を随時入れるようにするということがあります。

本来でしたら3月31日までに調定は確定しないといけないというふうになっております。以上です。

委員長（潮平そのみ）

7番、伊禮正徳委員。

7 番（伊禮正徳委員）

私は規則かなにかあると思うんですけれども、いま各分野において規則なんか確認したかったんですが、いま教育委員会の協賛金の調定、管理者は言ってなかったんですが、その場合の10月というのは妥当な月なんですか。それともいつでもやっていいということになっているんでしょうか、僕がいま言ったのは3月31日の年度末、確かにかかるとはたぶん、そういうことですか。年度内で調定をいれればいいということなんですか、お願いします。

委員長（潮平そのみ）

教育振興課長、濱里篤君。

教育振興課長（濱里 篤君）

ただいま育英の事業についての調定のご質問でありますので、育英事業についてお答えしたいと思います。育英事業、償還する方たちの台帳を確認して、また、半年据え置きになっておりますので、10月から償還を開始する方たちが出てきます。それで台帳上では4月の段階でも確認できるということでもありますけれども、ただ、高校生が大学に行く場合など、また育英資金の貸付申込みされた方たちについては、もし貸付が決まりましたら、償還が延長していくわけですので、その段階でまた調定が変動していくということになります。

ですので、いま教育委員会ではまず4月の段階で返還する方たちの4月の台帳、それから10月になりまして、その方たちに9月には通知書を送りまして、10月からは返還の開始ですよと通知を送りますので、10月の段階で最終的な調定を育英事業では入れていくということにしております。以上です。

委員長（潮平そのみ）

7 番、伊禮正徳委員。

7 番（伊禮正徳委員）

わかりました。そういうことで今回はまた特別な事があったということを行っていますので、今後ぜひ協議されて調定などもやっていただきたいと思います。今回決算の方では見積りを上回っているような感

じがしたものですから、お願いしたいと思います。

それとこの育英資金制度、今度の決算にはないんですけども、次からは貸付の給付型が出てくると思うんですけども、これまでの貸付、教育長にお聞きしたいんですけど、育英資金制度というのが貸付する場合、子どもの名前になっていると思うんです。これに私は以前からどういう状況なのか、それは規定があって、規則があって、そうなっていると思うんですけども、これは貸付の名前も生徒の名前、返還するのも書類上は生徒ということで、親は全く関係ないんですか、そのあたり説明をお願いします。

委員長（潮平そのみ）

教育振興課長、濱里篤君。

教育振興課長（濱里 篤君）

お答えします。ただいまの質問ですが、貸付を申込みされる方については、就学されている方のお名前になっております。

さらにまた貸し付ける場合、口座振込、学生自体に直接振り込む場合もございます。

また、保護者の方に振り込む場合もございます。これは家庭の方で話し合っていていただいておりますけれども、そういうことで直接学生に振り込んでいるということもありますので、あくまで貸与される方の名義としては、学生のお名前になっております。以上です。

委員長（潮平そのみ）

他に質疑ありませんか。

（「質疑なし」という者あり）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「討論なし」という者あり）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから認定第8号・令和元年度伊是名村育英事業特別会計歳入歳出決算の認定についてを採決します。

この採決は、起立によって行います。

本決算は、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

(起立多数)

起立多数です。したがって、認定第8号・令和元年度伊是名村育英事業特別会計歳入歳出決算の認定については、認定することに決定しました。

以上で、本委員会に付託された認定第1号から認定第8号までの事件の審査は、全部終了いたしました。

お諮りします。本日決定しました認定第1号から認定第8号までについての委員長報告については、委員長に一任いただきたいと思います。ご異議ありませんか。

(「異議なし」という者あり)

異議なしと認めます。よって、委員長報告は委員長に一任されました。

これで、本日の日程は全部終了しました。

会議を閉じます。

皆様のご協力により、本日の決算審査特別委員会の日程がスムーズに進行できました。心から厚く御礼申し上げます。

これにて決算審査特別委員会を閉会します。

閉会 (午後2時36分)